

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成17年12月22日

【中間会計期間】 平成17年度中（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

【会社名】 三菱自動車工業株式会社

【英訳名】 MITSUBISHI MOTORS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役社長 益子 修

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目16番4号

【電話番号】 (03)6719-2111（大代表）

【事務連絡者氏名】 連結経理部長 田中 朋典  
（「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については  
法務部シニアエキスパート 龍 芳泰）

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目16番4号

【電話番号】 (03)6719-2111（大代表）

【事務連絡者氏名】 連結経理部長 田中 朋典  
（「第一部第4提出会社の状況」に関する事項については  
法務部シニアエキスパート 龍 芳泰）

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社大阪証券取引所  
（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		平成15年度 中間会計期間	平成16年度 中間会計期間	平成17年度 中間会計期間	平成15年度	平成16年度
会計期間		自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日
売上高	百万円	1,206,832	1,070,812	991,257	2,519,449	2,122,626
経常損益	百万円	85,789	110,645	33,625	110,295	179,172
中間(当期)純損益	百万円	80,215	178,791	63,771	215,424	474,785
純資産額	百万円	180,948	340,712	259,007	29,972	324,782
総資産額	百万円	2,310,358	1,884,708	1,514,061	2,029,035	1,589,286
1株当たり純資産額	円	121.98	18.96	58.82	20.20	47.34
1株当たり中間(当期)純損益金額	円	54.07	95.67	14.87	145.22	194.36
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	7.83	18.08	17.11	1.48	20.44
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	8,843	118,817	25,923	1,449	13,654
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	5,285	34,775	46,673	46,828	34,206
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	95,594	112,772	43,927	56,674	133,556
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	162,487	142,484	230,775	181,911	294,903
従業員数 (外、臨時従業員数)	人 (人)	44,416 (-)	39,651 (5,059)	35,655 (5,298)	43,624 (-)	36,970 (4,416)

(注) 1. 売上高は、消費税等を含んでいない。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載していない。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次		平成15年度 中間会計期間	平成16年度 中間会計期間	平成17年度 中間会計期間	平成15年度	平成16年度
会計期間		自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日	自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日	自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日	自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日	自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日
売上高	百万円	671,796	565,036	578,747	1,421,047	1,163,498
経常損益	百万円	10,517	57,022	21,010	21,165	85,152
中間(当期)純損益	百万円	6,103	151,787	64,185	213,097	526,225
資本金	百万円	252,201	500,201	642,300	252,201	642,300
発行済株式総数	千株	1,483,438	2,647,969	4,385,749	1,483,438	4,253,995
純資産額	百万円	300,055	421,232	262,749	85,882	330,130
総資産額	百万円	1,393,044	1,169,507	1,039,322	1,115,110	1,123,435
1株当たり純資産額	円	202.27	11.46	57.97	57.89	46.09
1株当たり中間(当期)純損益金額	円	4.11	81.22	14.97	143.65	215.41
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円	-	-	-	-	-
1株当たり中間(年間)配当額	円	-	-	-	-	-
自己資本比率	%	21.54	36.02	25.28	7.70	29.39
従業員数	人	13,624	12,818	12,126	13,727	12,094
(外、臨時従業員数)	(人)	(-)	(1,988)	(2,792)	(-)	(2,315)

(注) 1. 売上高は、消費税等を含んでいない。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載していない。

## 2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社に異動はない。

## 3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はない。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数（人）	
自動車事業	35,559	(5,296)
金融事業	96	(2)
合計	35,655	(5,298)

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 臨時従業員（パートタイマー、期間社員、派遣社員等）は（ ）内に当中間連結会計期間の期末人員を外数で表示している。

### (2) 提出会社における従業員数

平成17年9月30日現在

従業員数		
事務技術系（人）	技能系（人）	計（人）
6,091 (531)	6,035 (2,261)	12,126 (2,792)

(注) 1. 人員数は、就業人員である。(役員を除く。)

2. 技能系とは直接生産作業又はその補助業務を行う者のほか、それらの指導・監督にあたる者をいい、事務技術系とは技能系以外の者をいう。

3. 臨時従業員（パートタイマー、期間社員、派遣社員等）は（ ）内に当中間会計期間の期末人員を外数で表示している。

### (3) 労働組合の状況

当社及び国内連結子会社（一部を除く）の労働組合は、三菱自動車労働組合連合会を通じて全日本自動車産業労働組合総連合会に所属している。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当中間連結会計期間の連結売上高は、9,913億円（前年同期比7.4%減少）となった。

営業損失は、198億円（同566億円改善）となった。対前年同期比の減益要因としては、販売台数及び車種MIXの変動により70億円の悪化となった。一方、増益要因としては、為替が想定よりも円安に推移したことによる改善29億円、ワランティ費用の減少157億円、米国・欧州での広告宣伝費を主体とした販売費の削減97億円、前連結会計年度に実施した北米・豪州での減損損失処理による減価償却費の低減効果72億円、また、前中間連結会計期間に米国の販売金融子会社で計上した販売金融債権売却損の解消129億円、その他リストラ効果等がある。

経常損失は、336億円（同770億円改善）となった。対前年同期比の増益要因としては、営業損失の改善566億円、持分法投資損失の改善151億円、及び新株発行費用の減少120億円等がある。

中間（当期）純損失は、638億円（同1,150億円改善）となった。対前年同期比の増益要因としては、経常損失の改善770億円、特別対策費の減少199億円、及び構造改革損失の改善109億円等がある。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりである。

#### 自動車事業

当中間連結会計期間における自動車事業に係る売上高は、9,720億円（前年同期比6.6%減少）となり、営業損失は231億円（同382億円改善）となった。

#### 金融事業

当中間連結会計期間における金融事業に係る売上高は、192億円（同40.1%減少）となり、営業利益は22億円（同156億円改善）となった。営業利益の主な改善要因は、前中間連結会計期間に計上した販売金融債権売却損失が解消したこと等によるものである。

所在地別セグメントの業績は次のとおりである。

#### 日本

国内では、5月以降の販売台数が前年同月を上回り推移したこと等により、売上高は6,237億円（同1.5%増加）となり、営業損失は230億円（同221億円改善）となった。

#### 北米

北米では、前連結会計年度で契約が終了したOEM供給台数の減少、7月から新販売金融体制へ移行したこと等により、売上高は1,926億円（同17.6%減少）となり、営業損失は63億円（同372億円改善）となった。

#### 欧州

欧州では、OEM供給台数の減少、在庫削減のための卸売台数の絞り込み等により、売上高は2,903億円（同16.6%減少）となり、営業利益は44億円（同65.5%増加）となった。

#### アジア・その他の地域

アジア・その他の地域では、主としてアジア地域で順調に推移したこと等により、売上高は1,906億円（同12.0%増加）となり、営業利益は63億円（同47.6%増加）となった。

## (2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ641億円減少し、当中間連結会計期間末における資金の残高は2,308億円となった。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前中間純利益が損失であったものの、売上債権の減少及び仕入債務の増加による収入増等により、259億円の収入（前年同期比1,447億円の収入の増加）となった。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産の取得による支出が有形固定資産の売却による収入を上回ったこと等により、467億円の支出（同119億円の支出の増加）となった。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金を返済したこと等により、439億円の支出（同1,567億円の支出の増加）となった。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績は次のとおりである。

	台数（台）	前年同期比（％）
国内	316,670	111.5
海外	352,901	85.8
合計	669,571	96.3

### (2) 受注状況

当社は、大口需要等特別の場合を除き、見込生産を行っている。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	平成16年度 中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	
	金額（百万円）	前中間連結会計 期間比（％）	金額（百万円）	前中間連結会計 期間比（％）
自動車事業	1,040,543	89.4	972,034	93.4
金融事業	31,976	79.3	19,165	59.9
消去又は全社	1,706	-	58	-
合計	1,070,812	88.7	991,257	92.6

（注）1．上記金額は、消費税等を含んでいない。

2．セグメント間の取引については消去又は全社に表示している。

## 3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が対処すべき課題について、重要な変更はない。

#### 4【経営上の重要な契約等】

(1)当中間連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりである。

契約会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約期間 (契約締結日)
三菱自動車工業株式会社 (当社)	日産自動車株式会社	日本	日産自動車株式会社への軽自動車OEM供給に関する契約 (供給期間：平成17年5月から)	製品供給終了まで (平成17年4月18日締結)
三菱自動車工業株式会社 (当社)	プジョー・シトロエン・オートモービルズ・エス・エイ	フランス	プジョー・シトロエン・オートモービルズ・エス・エイへの車両OEM供給に関する契約 (供給期間：平成19年7月から)	平成25年6月末まで (平成17年7月11日締結)
三菱自動車工業株式会社 (当社)	矢嶋 英敏	日本	会社が被った損害に対する当社社外取締役の賠償責任額を限定する契約	契約締結日 平成17年7月28日

(2)当中間連結会計期間において、変更及び終了した重要な契約は次のとおりである。

当社及びフェニックス・キャピタル間にて締結した平成16年6月29日付再建に関する合意書は、平成17年5月24日に、事業再生委員会の活動終了等、その内容を変更した。

当社及びフェニックス・キャピタル間にて締結した平成16年7月1日付社員出向に関する契約は、平成17年6月30日に終了した。

当社及びフェニックス・キャピタル間にて締結した平成16年9月27日付業務委託契約は、平成17年6月23日に終了した。

当社及びスマート・ジーエム・ピーエイチ間にて締結した平成15年10月22日付ガソリンエンジン供給契約は、平成17年10月21日に、契約期間等、その内容を変更した。

当社及び安東泰志氏間にて締結した平成16年6月29日付社外取締役の賠償責任限定契約は、同氏が取締役を退任したことにより平成17年6月23日に終了した。

## 5【研究開発活動】

「走る喜び」「確かな安心」「環境への貢献」を、当社グループが目指す技術として、以下のように積極的に研究開発を行なっている。

四輪統合制御技術（All Wheel Control）を核とした、高性能な走行性能技術の開発

乗員を保護する車体構造・安全装備の開発や、車室内環境快適化技術の開発

燃費の向上・排出ガスの低減、ゼロエミッションの次世代電気自動車の開発及び、リサイクルし易く有害物質を含まない車づくりへの取り組み

また、3次元CAD衝突シミュレーション等コンピュータを活用した開発・生産システムの改革を進め、研究開発のスピードアップと車両の品質向上を推進している。

研究開発スタッフは当社グループ全体で約4,000名で、総従業員の約11%に当たる。また、各主要大学、内外の研究所等に研究を委託し密接な連携・協力関係を保ち、先進技術の研究開発を効果的に進めている。当中間連結会計期間における当社グループ全体の研究開発費は32,058百万円である。

具体的取り組みとしては、の分野では、四輪統合制御技術（All Wheel Control）の高度化を更に進めるとともに、MIVEC（可変バルブタイミング&リフト）機構付きの新開発アルミブロックエンジン、CVT（無段変速機）・AMT（自動変速マニュアルトランスミッション）などの高性能・低燃費パワートレインのラインナップを充実させ、またアルミルーフの採用など、車両の軽量化・低重心化を推進している。

の分野では、衝突時の安全車体構造の研究開発に加え、乗員保護、歩行者保護などの技術開発に取り組んでいる。また、予防安全としては、止まる、曲がるという車本来の基本性能の向上とエレクトロニクス技術を用いた未然の事故の防止や、駐車支援システムなどの運転支援技術の開発に取り組んでいる。そのほか、車室内環境快適化技術として、消臭・アレルゲン除去、紫外線・赤外線カットなどの快適なドライブをサポートし、お客様に安心を提供する技術も開発している。

の分野では、国内2010年新燃費基準への対応、加えて低排出ガス車認定制度への対応も進めている。更に米国CAFE規制強化、加州ZEV規制、欧州CO2排出量自主目標達成への対応についても推進している。また、独自の環境対応技術としては、駆動系をコンパクトに収めることができる「インホイールモーター」（モーターを車両のホイール部に内蔵）と、性能面で有利な「リチウムイオン電池」をコア技術とし、これらの長所を生かした次世代型電気自動車の開発を推進している。なお、これらの技術や車両などの総称を「MIEV（Mitsubishi In-wheel motor Electric Vehicle）」と名付け、ハイブリッド車や燃料電池車へ適用することも視野に入れて技術開発を進め、「環境の世紀」にふさわしいクルマづくりを目指している。

商品品質に関しては、開発の各段階で品質造り込み状況の確認を行うクオリティーゲートシステムを適用した「MMD S（Mitsubishi Motors Development System）」により、品質を第一優先とした開発に取り組んでいる。

主な新商品は次のとおりである。

女性のお客様のニーズが高い快適・安全装備の充実した特別仕様車“ブルームエディションシリーズ”の第4弾として、「コルト」、「eKワゴン」、「パジェロミニ」に次の装備を採用した。

- (a) 花粉やダニなどを抑制する、カーエアコン用としては世界初のバイオクリアフィルター
- (b) 消臭天井
- (c) アロマディフューザー（「コルト」）
- (d) UV&ヒートプロテクトガラス（フロントウィンドシールド）
- (e) UV & ヒートプロテクトガラス（フロントドアガラス）（「コルト」、「パジェロミニ」）
- (f) 撥水フロントドアガラス
- (g) 親水ドアミラー（「コルト」、「パジェロミニ」） など

「コルトプラス」特別仕様車“ナビエディション”は、従来メーカーオプションとして設定していた2DINタイプAV一体型DVDナビゲーション「MMES（三菱マルチエンターテインメントシステム）」及び4スピーカーを標準装備とした。

「コルト ラリーアート」特別仕様車「プレミアムエディション」は、フロントフォグランプなどの機能装備を充実させるとともに、シートセンター部にアルカンターラ\*を新たに採用した。

(\* アルカンターラは、東レ株式会社のスウェード調人工皮革)

「e Kスポーツ」に自然吸気エンジン搭載車「X」を追加、ターボエンジン搭載車および4WD 3AT車を除き、全車平成22年度燃費基準を達成した。更にe Kワゴン、e KスポーツX、e Kクラッシー2WD車は平成17年基準排出ガス75%低減レベルも達成し、グリーン税制に適合している。

「グランディス」にミニバンとSUVの融合による新ジャンルのバリエーションとして、車高を高め、燃費と悪路走破性を両立したマルチセレクト4WDシステムやASC(Active Stability Control system)/TCL(Traction Control system)、大径タイヤを採用した新グレード「スポーツギア」を追加した。また、他のグレードの一部車種も含め、次の装備を採用し商品性の向上を図るとともに、全グレードとも平成17年排出ガス規制の75%低減レベル、平成22年度燃費基準プラス5%を達成し、グリーン税制に適合している。

- (a) エレクトリックテールゲート
- (b) キーレスオペレーションシステム
- (c) 音声駐車ガイドシステム(オプション)
- (d) 光軸自動調整機構

先進かつ独自のAWC(All Wheel Control)技術を採用した「ランサーエボリューション」の卓越した運動性能と、「ランサーワゴン」のラゲッジルームまわりのユーティリティを融合させた、高性能4WDスポーツワゴン「ランサーエボリューションワゴン」を新発売した。グレードは6速マニュアルトランスミッション搭載「GT」と、5速オートマチックトランスミッション搭載「GT-A」の2種類を設定した。エンジン及びトランスミッション、4WDシステム、サスペンション、ブレーキなどの大部分は「ランサーエボリューション」で採用しているものを踏襲し、リヤ廻り、開口部、ピラーとルーフの結合部の補強を図り、ステーションワゴンとしては比類のない卓越した運動性能を実現させた。

1トンピックアップトラック「ストラダ」をフルモデルチェンジした「TRITON」(トライトン)をタイで新発売した。「TRITON」は、ピックアップトラックに求められる経済性・耐久性・信頼性などの基本性能を十分に満足すること、グローバル規模で三菱自動車ブランドをより一層磐石とするに足る高い品質を確保すること、商用ユースに止まらずレジャーユースも含めた幅広い顧客ニーズに対応可能であること、の3点をキーコンセプトに開発した。特徴として、スタイリッシュな中に力強さやスポーティさも兼ね備える革新的な内外装デザイン、クラス最高レベルの広い室内空間の確保を可能としたパッケージング、乗用車並みの快適な乗り心地を実現したサスペンションや室内装備が挙げられる。直噴式コモンレールシステムを採用した新開発ディーゼルエンジンを搭載し、高出力の確保と低燃費及び低排出ガス・低騒音の両立を実現した。このほかに、クラス最高レベルの衝突安全性能を確保した新設計のボディー、高い悪路走破性などを備えている。主要生産国であるタイでの発売を皮切りに、順次、世界各国・各地域にも輸出する予定である。

### 第3【設備の状況】

#### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

#### 2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はない。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はない。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	9,958,285,000
A種優先株式	500,000
B種優先株式	425,000
C種優先株式	500,000
D種優先株式	500,000
E種優先株式	500,000
F種優先株式	500,000
G種優先株式	500,000
計	9,961,710,000

(注) 1. 「会社が発行する株式の総数」欄には、平成17年9月30日現在の当社定款に記載されている株式の総数を記載している。なお、A種優先株式については、平成17年12月12日の転換により447,500株となっており、B種優先株式については、平成17年9月30日までの普通株式への転換により416,400株、平成17年12月12日までの転換により374,000株となっている。

2. 「普通株式につき消却があった場合又はA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式につき消却若しくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式の数を減ずる。」旨定款に定めている。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成17年12月22日) (注)1	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	4,385,749,019	5,403,361,582	株式会社東京証券取引所 株式会社大阪証券取引所 各市場第一部	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式
第1回A種優先株式	130,000	80,000	-	(注)2, 10
第2回A種優先株式	35,000	32,500	-	(注)3, 10
第3回A種優先株式	1,000	1,000	-	(注)4, 10
第2回B種優先株式	3,300	0	-	(注)5, 10
第3回B種優先株式	39,100	0	-	(注)6, 10
第1回C種優先株式	130,000	130,000	-	(注)7, 10
第2回C種優先株式	168,393	168,393	-	(注)8, 10
第3回C種優先株式	10,200	10,200	-	(注)9, 10
計	4,386,266,012	5,403,783,675	-	-

(注)1. 「提出日現在発行数」欄には、平成17年12月13日からこの半期報告書提出日までの優先株式の普通株式への転換及び新株予約権の行使による増減は含まれていない。

2. 第1回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第36条に定める利益配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(1)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき各営業年度において以下に定める第1回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する営業年度までは、第1回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する営業年度以降は、第1回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある営業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対しては、第1回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第37条に定める中間配当を行うときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(2)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき、第1回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回A種優先配当金の支払いは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(3)に定める支払順位に従い、第1回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第1回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(5) 株式の買受け又は消却

当社は、いつでも当社の一つ又はそれ以上の種類の株式の全部又は一部の買受け又は消却をすることができる。

(6) 議決権

第1回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 転換予約権

第1回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回A種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回A種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回A種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回A種優先株式についてのみ、当該第1回A種優先株主の請求に基づくその有する第1回A種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回A種優先株式以外の転換請求にかかる第1回A種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までのうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第1回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの各転換請求可能日において、第1回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日(売買高加重平均価格のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により発行すべき普通株式数

第1回A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した第1回A種優先株式の払込金相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(8) 強制転換条項

上記(7)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第1回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第1回A種優先株式1株の払込金相当額を第1回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

(9) 転換予約権の行使又は強制転換があった場合の取扱い

第1回A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、上記(7)に定める転換予約権の行使又は上記(8)に定める強制転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

3. 第2回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第36条に定める利益配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(1)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき各営業年度において以下に定める第2回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する営業年度までは、第2回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する営業年度以降は、第2回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある営業年度において第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第2回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者に対しては、第2回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第37条に定める中間配当を行うときは、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(2)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき、第2回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回A種優先配当金の支払いは、当該第2回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(3)に定める支払順位に従い、第2回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第2回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の新株引受権を与えない。

(5) 株式の買受け又は消却

当社は、いつでも当社の一つ又はそれ以上の種類の株式の全部又は一部の買受け又は消却をすることができる。

(6) 議決権

第2回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 転換予約権

第2回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までのうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

転換の条件

第2回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、116円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第2回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限を30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、平成16年8月28日以降、時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行普通株} \\ \text{式数} \end{array} \times \text{1株当たり払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \text{1株当たりの時価}} \\ \text{(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数}$$

但し、普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により発行すべき普通株式数

第2回A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第2回A種優先株主が転換請求のために提出し} \\ \text{た第2回A種優先株式の払込金相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(8) 強制転換条項

上記(7)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回A種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「第2回A種優先株式転換基準日」という。)以降の日で取締役会で定める日をもって、第2回A種優先株式1株の払込金相当額を第2回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で、除して得られる数の普通株式となる。

(9) 転換予約権の行使又は強制転換があった場合の取扱い

第2回A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、上記(7)に定める転換予約権の行使又は上記(8)に定める強制転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

4. 第3回A種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第36条に定める利益配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(1)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき各営業年度において以下に定める第3回A種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する営業年度までは、第3回A種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する営業年度以降は、第3回A種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある営業年度において第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第3回A種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録質権者に対しては、第3回A種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第37条に定める中間配当を行うときは、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(2)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき、第3回A種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回A種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回A種優先配当金の支払いは、当該第3回A種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(3)に定める支払順位に従い、第3回A種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第3回A種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回A種優先株主又は第3回A種優先登録質権者には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(5) 株式の買受け又は消却

当社は、いつでも当社の一つ又はそれ以上の種類の株式の全部又は一部の買受け又は消却をすることができる。

(6) 議決権

第3回A種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 転換予約権

第3回A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日から平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までのうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

転換の条件

第3回A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、96円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降平成26年6月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの各転換請求可能日において、第3回A種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、当初転換価額が決定された日の翌日以降、時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{1株当たりの時価}}$$
$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により発行すべき普通株式数

第3回A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第3回A種優先株主が転換請求のために提出した第3回A種優先株式の払込金相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(8) 強制転換条項

上記(7)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第3回A種優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「第3回A種優先株式転換基準日」という。）以降の日で取締役会で定める日をもって、第3回A種優先株式1株の払込金相当額を第3回A種優先株式転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で、除して得られる数の普通株式となる。

(9) 転換予約権の行使又は強制転換があった場合の取扱い

第3回A種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、上記(7)に定める転換予約権の行使又は上記(8)に定める強制転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

5. 第2回B種優先株式の内容は次のとおりである。なお、第2回B種優先株式は、平成17年12月12日までに全て普通株式に転換された。

(1) 優先配当金

優先配当金

第2回B種優先株式にかかる定款第11条の3第1項に定めるB種優先配当金の額は、0円とする。

非参加条項

第2回B種優先株主又は第2回B種優先登録質権者に対しては、第2回B種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回B種優先株主又は第2回B種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(3)に定める支払順位に従い、第2回B種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回B種優先株主又は第2回B種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第2回B種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回B種優先株主又は第2回B種優先登録質権者には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(4) 株式の買受け又は消却

当社は、いつでも当社の一つ又はそれ以上の種類の株式の全部又は一部の買受け又は消却をすることができる。

(5) 議決権

第2回B種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換予約権

第2回B種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回B種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

当初転換価額が決定された日の翌日から平成19年7月16日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までとする。

転換の条件

第2回B種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、82円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、当初転換価額が決定された日の翌日及び平成19年9月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日。以下「決定日」という。）に先立つ5取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値の93%に相当する額（円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。以下「決定日価額」という。）が、当該決定日に有効な転換価額を下回る場合には、当該決定日をもって当該決定日価額に修正されるものとする。但し、当該決定日価額が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限を30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、転換価額は、ある決定日からその直後の決定日までの間において、第2回B種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされ、かつ、当該転換請求がなされた日（当該日が営業日でない場合には翌営業日。以下「転換請求日」という。）に先立つ5取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値の93%に相当する額（円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。以下「転換請求日価額」という。）が、当該転換請求日に有効な転換価額を下回る場合には、当該転換請求日をもって当該転換請求日価額に修正されるものとする（なお、かかる修正後転換価額は、当該転換請求がなされた第2回B種優先株式を含む第2回B種優先株式の全部に適用されるものとする。）。但し、当該転換請求日価額が下限転換価額を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、当初転換価額が決定された日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行普通株} \\ \text{式数} \end{array} \times \text{1株当たり払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \text{1株当たりの時価}}$$
$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\quad}{\text{(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により発行すべき普通株式数

第2回B種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第2回B種優先株主が転換請求のために提出し} \\ \text{た第2回B種優先株式の払込金相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6)の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回B種優先株式は、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日をもって、定款第11条の3第7項の定めにより得られる数の普通株式となる。

6. 第3回B種優先株式の内容は次のとおりである。なお、第3回B種優先株式は、平成17年12月12日までに全て普通株式に転換された。

(1) 優先配当金

優先配当金

第3回B種優先株式にかかる定款第11条の3第1項に定めるB種優先配当金の額は、0円とする。

非参加条項

第3回B種優先株主又は第3回B種優先登録質権者に対しては、第3回B種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回B種優先株主又は第3回B種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(3)に定める支払順位に従い、第3回B種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回B種優先株主又は第3回B種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第3回B種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回B種優先株主又は第3回B種優先登録質権者には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(4) 株式の買受け又は消却

当社は、いつでも当社の一つ又はそれ以上の種類の株式の全部又は一部の買受け又は消却をすることができる。

(5) 議決権

第3回B種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 転換予約権

第3回B種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回B種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

当初転換価額が決定された日の翌日から平成19年7月16日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までとする。

転換の条件

第3回B種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、87円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成16年8月10日以降平成19年9月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日。以下「決定日」という。）に先立つ5取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値の93%に相当する額（円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。以下「決定日価額」という。）が、当該決定日に有効な転換価額を下回る場合には、当該決定日をもって当該決定日価額に修正されるものとする。但し、当該決定日価額が当初転換価額の50%に相当する額（但し、下限を30円とする。）（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、転換価額は、ある決定日からその直後の決定日までの間において、第3回B種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされ、かつ、当該転換請求がなされた日（当該日が営業日でない場合には翌営業日。以下「転換請求日」という。）に先立つ5取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値の93%に相当する額（円単位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。以下「転換請求日価額」という。）が、当該転換請求日に有効な転換価額を下回る場合には、当該転換請求日をもって当該転換請求日価額に修正されるものとする（なお、かかる修正後転換価額は、当該転換請求がなされた第3回B種優先株式を含む第3回B種優先株式の全部に適用されるものとする。）。但し、当該転換請求日価額が下限転換価額を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、当初転換価額が決定された日以降、時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により発行すべき普通株式数

第3回B種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第3回B種優先株主が転換請求のために提出した第3回B種優先株式の払込金相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(7) 強制転換条項

上記(6) の転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第3回B種優先株式は、同期間の末日の翌日以降の日で取締役会が定める日をもって、定款第11条の3第7項の定めにより得られる数の普通株式となる。

7. 第1回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第36条に定める利益配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(1)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき各営業年度において以下に定める第1回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する営業年度までは、第1回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する営業年度以降は、第1回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある営業年度において第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録質権者に対しては、第1回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第37条に定める中間配当を行うときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(2)の定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき、第1回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第1回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第1回G種優先配当金の支払いは、当該第1回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(3)に定める支払順位に従い、第1回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第1回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第1回G種優先株主又は第1回G種優先登録質権者には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(5) 株式の買受け又は消却

当社は、いつでも当社の一つ又はそれ以上の種類の株式の全部又は一部の買受け又は消却をすることができる。

(6) 議決権

第1回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 転換予約権

第1回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第1回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)が請求対象普通株式総数(第1回G種優先株式発行要項に定義される。)を下回る場合には、(I)各第1回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第1回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数(小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。)の第1回G種優先株式についてのみ、当該第1回G種優先株主の請求に基づくその有する第1回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第1回G種優先株式以外の転換請求にかかる第1回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)(以下「転換請求可能日」という。)とする。

転換の条件

第1回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、113円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第1回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成16年9月1日以降、時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行普通株} \\ \text{式数} \end{array} \times \text{1株当たり払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \text{1株当たりの時価}} \\ \text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数}}{\text{(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により発行すべき普通株式数

第1回G種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第1回G種優先株主が転換請求のために提出し} \\ \text{た第1回G種優先株式の払込金相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(8) 転換予約権の行使があった場合の取扱い

第1回G種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、上記(7)に定める転換予約権の行使が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

8. 第2回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第36条に定める利益配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(1)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき各営業年度において以下に定める第2回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する営業年度までは、第2回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する営業年度以降は、第2回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある営業年度において第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第2回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録質権者に対しては、第2回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第37条に定める中間配当を行うときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(2)の定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき、第2回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第2回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第2回G種優先配当金の支払いは、当該第2回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(3)に定める支払順位に従い、第2回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第2回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第2回G種優先株主又は第2回G種優先登録質権者には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(5) 株式の買受け又は消却

当社は、いつでも当社の一つ又はそれ以上の種類の株式の全部又は一部の買受け又は消却をすることができる。

(6) 議決権

第2回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 転換予約権

第2回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第2回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記 に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数（第2回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第2回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、(I)各第2回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第2回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第2回G種優先株式についてのみ、当該第2回G種優先株主の請求に基づくその有する第2回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第2回G種優先株式以外の転換請求にかかる第2回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

転換の条件

第2回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、143円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第2回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月11日以降、時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\begin{array}{l} \text{新規発行普通株} \\ \text{式数} \end{array} \times \text{1株当たり払込金額}}{\begin{array}{l} \text{(既発行普通株式} \\ \text{数-自己株式数)} \end{array} + \text{1株当たりの時価}}$$
$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{(既発行普通株式数-自己株式数) + 新規発行普通株式数}}{\text{1株当たりの時価}}$$

但し、普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により発行すべき普通株式数

第2回G種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\begin{array}{l} \text{第2回G種優先株主が転換請求のために提出し} \\ \text{た第2回G種優先株式の払込金相当額の総額} \end{array}}{\text{転換価額}}$$

(8) 転換予約権の行使があった場合の取扱い

第2回G種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、上記(7)に定める転換予約権の行使が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

9. 第3回G種優先株式の内容は次のとおりである。

(1) 優先配当金

優先配当金

当社は、定款第36条に定める利益配当を行うときは、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(1)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき各営業年度において以下に定める第3回G種優先配当金を支払う。

平成21年3月31日に終了する営業年度までは、第3回G種優先配当金の額は無配とする。

平成21年4月1日に開始する営業年度以降は、第3回G種優先配当金の額は50,000円とする。

非累積条項

ある営業年度において第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第3回G種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録質権者に対しては、第3回G種優先配当金を超えて配当はしない。

(2) 優先中間配当金

当社は、定款第37条に定める中間配当を行うときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(2)の定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき、第3回G種優先配当金の2分の1に相当する額の金銭を支払う。第3回G種優先中間配当金が支払われた場合においては、第3回G種優先配当金の支払いは、当該第3回G種優先中間配当金を控除した額による。

(3) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録質権者に対し、普通株主及び普通登録質権者に先立ち、かつ下記(注)10(3)に定める支払順位に従い、第3回G種優先株式1株につき金100万円を支払う。第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 株式の併合又は分割、新株引受権等の付与

当社は、法令に定める場合を除き、第3回G種優先株式について株式の併合又は分割を行わない。当社は、第3回G種優先株主又は第3回G種優先登録質権者には、新株引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

(5) 株式の買受け又は消却

当社は、いつでも当社の一つ又はそれ以上の種類の株式の全部又は一部の買受け又は消却をすることができる。

(6) 議決権

第3回G種優先株主は、法令に定める場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(7) 転換予約権

第3回G種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、その有する第3回G種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。但し、下記に定める各転換請求可能日において、剰余授權株式数（第3回G種優先株式発行要項に定義される。）が請求対象普通株式総数（第3回G種優先株式発行要項に定義される。）を下回る場合には、(I)各第3回G種優先株主が当該転換請求可能日に普通株式への転換を請求した第3回G種優先株式の数に、(II)剰余授權株式数を請求対象普通株式総数で除して得られる数を乗じた数（小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り下げる。また、0を下回る場合は0とする。）の第3回G種優先株式についてのみ、当該第3回G種優先株主の請求に基づくその有する第3回G種優先株式の普通株式への転換の効力が生じるものとし、転換の効力が生じる当該第3回G種優先株式以外の転換請求にかかる第3回G種優先株式については、転換請求がなされなかったものとみなす。

転換を請求し得べき期間

平成17年10月1日以降のうち、毎月10日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）（以下「転換請求可能日」という。）とする。

転換の条件

第3回G種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式に転換することができる。

(a) 当初転換価額

当初転換価額は、139円とする。

(b) 転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日以降の各転換請求可能日において、第3回G種優先株式の全部又は一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求可能日をもって、当該転換請求可能日に先立つ20取引日（売買高加重平均価格のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎取引日の売買高加重平均価格の平均値に修正されるものとする。但し、当該平均値が当初転換価額の50%に相当する額（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、当該平均値が当初転換価額の100%に相当する額（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合には、修正後転換価額は上限転換価額とする。

(c) 転換価額の調整

転換価額、上限転換価額及び下限転換価額は、平成17年3月23日以降、時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は処分する場合その他所定の場合には、下記の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

但し、普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

また、転換価額、下限転換価額及び上限転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

(d) 転換により発行すべき普通株式数

第3回G種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第3回G種優先株主が転換請求のために提出した第3回G種優先株式の払込金相当額の総額}}{\text{転換価額}}$$

(8) 転換予約権の行使があった場合の取扱い

第3回G種優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、上記(7)に定める転換予約権の行使が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

#### 10. 優先順位

(1) 優先配当金の優先順位

A種優先配当金、B種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金、F種優先配当金及びG種優先配当金の支払順位は、B種優先配当金及びF種優先配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先配当金、D種優先配当金、E種優先配当金及びG種優先配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 優先中間配当金の優先順位

A種優先中間配当金、B種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金、F種優先中間配当金及びG種優先中間配当金の支払順位は、B種優先中間配当金及びF種優先中間配当金を第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先中間配当金、D種優先中間配当金、E種優先中間配当金及びG種優先中間配当金を第2順位（それらの間では同順位）とする。

(3) 残余財産の分配の優先順位

A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式、E種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払順位は、B種優先株式、C種優先株式、F種優先株式及びG種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第1順位（それらの間では同順位）とし、A種優先株式、D種優先株式及びE種優先株式にかかる残余財産の分配の支払いを第2順位（それらの間では同順位）とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権、新株予約権付社債及びその他提出会社に対して新株の発行を請求できる権利（ストックオプション）に関する事項は次のとおりである。

平成14年6月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,648	1,384
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同 左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,648,000	1,384,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	193	同 左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成21年6月30日	同 左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価額193円 資本組入額97円	同 左
新株予約権の行使の条件	(1)各新株予約権の一部行使は できないものとする。 (2)新株予約権の第三者への譲 渡、質入れその他一切の処分は 認めない。 (3)新株予約権の割り当てを受 けた者は、権利行使時において も、当社又は当社子会社の取締 役、執行役員又は社員の地位に あることを要す。ただし、当社 又は当社子会社の取締役又は執 行役員を任期満了により退任し た場合、当社社員を定年退職し た場合、その他正当な理由のあ る場合にはこの限りでない。ま た、新株予約権の割り当てを受 けた者が死亡した場合は、相続 人が株予約権を行使することが できる。ただし、いずれの場合 も新株予約権割当契約に定める 条件によるものとする。 (4)上記のほか、新株予約権割 当契約で新株予約権の行使の制 限その他に関して定めるもの とする。	同 左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締 役会の承認を要する。	同 左

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減 額(千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
自平成17年4月1日 至平成17年9月30日 普通株式(注) 1.	131,753,807	4,385,749,019	-	642,300,915	-	418,148,379
自平成17年4月1日 至平成17年9月30日 第2回B種優先株 式(注) 2.	7,700	3,300	-	642,300,915	-	418,148,379
自平成17年4月1日 至平成17年9月30日 第3回B種優先株 式(注) 3.	1,500	39,100	-	642,300,915	-	418,148,379

- (注) 1. 第2回B種優先株式の普通株式への転換により113,235,289株及び第3回B種優先株式の普通株式への転換により18,518,518株増加した。
2. 普通株式への転換により7,700株減少した。
3. 普通株式への転換により1,500株減少した。
4. 平成17年10月1日から平成17年12月12日までの間に、第2回B種優先株式及び第3回B種優先株式の普通株式への転換及び新株予約権の行使により、普通株式の発行済株式総数は1,017,612,563株増加し、5,403,361,582株となった。
5. 第2回B種優先株式は、平成17年12月12日までに、全て普通株式に転換された。
6. 第3回B種優先株式は、平成17年12月12日までに、全て普通株式に転換された。
7. 平成17年10月1日から平成17年12月12日までの間に新株予約権の行使により資本金は24,832千円増加し、資本金残高は642,325,747千円に、資本準備金24,576千円増加し、資本準備金残高は418,172,955千円となった。

## (4) 【大株主の状況】

普通株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	580,683	13.24
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番3号	571,065	13.02
ダイムラークライスラー・アーゲー	ドイツ連邦共和国 70546 シュツットガルト、エッペレシュトラッセ 225 (仮住所：東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル ダイムラークライスラー日本ホールディング株式会社 代表取締役社長)	548,372	12.50
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ワン株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル9階	228,000	5.20
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	203,949	4.65
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・フォー株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル9階	183,000	4.17
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル9階	114,000	2.60
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	72,430	1.65
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク	東京都港区赤坂五丁目2番20号赤坂パークビルディング(常任代理人：ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア)	51,534	1.18
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番1号 岸本ビル9階	50,000	1.14
計	-	2,603,033	59.35

- (注) 1. 平成17年3月15日付にて、三菱重工業株式会社、株式会社田町ビル、米国三菱重工業株式会社、三菱重工環境エンジニアリング株式会社、株式会社リョーイン、三菱重工工事株式会社、三菱重工プラント建設株式会社、株式会社春秋社、関東菱重興産株式会社、名古屋菱重興産株式会社、近畿菱重興産株式会社、東中国菱重興産株式会社、広島菱重興産株式会社及び西日本菱重興産株式会社を共同保有者として、各社から大量保有報告書の写しが提出されている。平成17年9月30日現在、同共同保有者の所有株式数の合計は609,401千株である。
2. 平成17年3月16日付にて、三菱商事株式会社から変更報告書の写しが提出されている。平成17年9月30日現在、同社及び共同保有者の所有株式数の合計は571,070,333株である。

3. 平成17年7月20日付にて、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ワン株式会社、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー株式会社、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー株式会社及びフェニックス・キャピタル・パートナーズ・フォー株式会社を共同保有者として、各社から大量保有報告書の写しが提出されている。平成17年9月30日現在、同共同保有者の所有株式数の合計は575,000千株である。また、各社の大量保有報告書の写しにおける「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」の項目にそれぞれ次の記載がある。

(1)フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ワン株式会社

平成16年7月15日、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド東京支店との間で、株券貸借取引に関する契約を締結した。

なお、当該貸借取引の対象となる株券の数は、平成17年3月31日までは300,000千株、平成19年7月16日後8営業日までは228,000千株を上限としている。

なお、現在、228,000千株を貸株に供している。

また、貸株に供していない株券ならびに上記貸株貸借に関する契約についての契約上の地位および貸株返還請求権については、株式会社東京三菱銀行に第三者担保提供している。

(2)フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー株式会社

平成16年7月15日、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド東京支店との間で、株券貸借取引に関する契約を締結した。

なお、当該貸借取引の対象となる株券の数は、平成17年3月31日までは150,000千株、平成19年7月16日後8営業日までは114,000千株を上限としている。

なお、現在、114,000千株を貸株に供している。

(3)フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー株式会社

平成16年7月14日、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク（平成16年11月15日付でジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションに名称変更）と平成21年7月14日を満期日とする先渡契約を50,000千株について締結した。なお、本先渡契約に伴い、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク（平成16年11月15日付でジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションに名称変更）に株券を担保に供している。

(4)フェニックス・キャピタル・パートナーズ・フォー株式会社

平成16年7月15日、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド東京支店との間で、株券貸借取引に関する契約を締結した。

なお、当該貸借取引の対象となる株券の数は、平成17年3月31日までは240,000千株、平成19年7月16日後8営業日までは183,000千株を上限としている。

なお、現在、183,000千株を貸株に供している。

また、貸株に供していない株券ならびに上記貸株貸借に関する契約についての契約上の地位および貸株返還請求権については、株式会社東京三菱銀行に第三者担保提供している。

4. 平成17年5月13日付にて、株式会社東京三菱銀行、三菱信託銀行株式会社（平成17年10月1日付にて、三菱UFJ信託銀行株式会社に社名変更）、三菱証券株式会社（平成17年10月1日付にて、三菱UFJ証券株式会社に社名変更）及び三菱セキュリティーズ・インターナショナルを共同保有者として、各社から変更報告書の写しが提出されている。平成17年4月30日現在、同共同保有者の同報告書には、株券等保有割合が直前の報告書記載の3.73%から5.84%となった旨記載されている。平成17年9月30日現在、同共同保有者の所有株式数の合計は237,381千株である。

なお、平成17年11月15日付にて、株式会社東京三菱銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ証券株式会社、三菱セキュリティーズ・インターナショナル及び三菱UFJ投信株式会社を共同保有者として、各社から変更報告書が提出されている。平成17年10月31日現在、同共同保有者の同報告書には、株券等保有割合が直前の報告書記載の5.84%から6.08%となった旨記載されている。

5.平成17年10月12日にて、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク（平成16年11月15日付でジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションに名称変更）、ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク、ジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント(ユーケー)リミテッド及びジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社を共同保有者として、各社から変更報告書の写しが提出されている。平成17年9月30日現在、同共同保有者の所有株式数の合計は52,317,755株である。

なお、平成17年9月12日付にて、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク（平成16年11月15日付でジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションに名称変更）、ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク、ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント(ユーケー)リミテッド及びジェー・ピー・モルガン・インベストメント・マネージメント・インクを共同保有者として、各社から変更報告書の写しが提出されている。また、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク（平成16年11月15日付でジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションに名称変更）及びジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インクの変更報告書における「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」の項目にそれぞれ次の記載がある。

(1)ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド

フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ワン株式会社、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー株式会社およびフェニックス・キャピタル・パートナーズ・フォー株式会社との間で当該株券に係る株券貸借取引契約(同社借入れ)をそれぞれ締結し、当該株券計525,000千株を借り受けた。また、グループ会社である、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド(JPMSL)との間で当該株券690,000千株に係る株券貸借取引契約(同社貸付け)を締結し、当該株券525,000千株を貸し出した。この結果、上記株券貸借取引に基づきフェニックス・キャピタル・パートナーズ・ワン株式会社、フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ツー株式会社およびフェニックス・キャピタル・パートナーズ・フォー株式会社から借り入れた株式はすべてJPMSLに貸し出していることになる。

(2)ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア・プライベート・リミテッド(JPMSL)との間で当該株券690,000千株に係る株券貸借取引契約(同社借入れ)を締結し、当該株券計690,000千株を借り受けた。また、ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク・リミテッド(JPMWF)との間で当該株券に係る株券貸借取引契約(同社貸出し)を締結し、当該株券549,182千株を貸し出した。

(3)ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク（平成16年11月15日付でジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションに名称変更）

フェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー株式会社との間で締結された当該株券に係る株式先渡契約の担保として、同社とフェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー株式会社との間で当該株券に係る消費貸借契約(同社借入れ)を締結し、当該株券50,000千株を借り受けた。また、グループ会社であるジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク・リミテッド(JPMWF)との間で当該株券50,000千株に係る株券貸借取引契約(同社貸付け)を締結し、当該株券50,000千株を貸し出した。この結果、上記担保契約に基づきフェニックス・キャピタル・パートナーズ・スリー株式会社から借り入れた株式はすべてJPMWFに貸し出していることになる。

(4)ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク

グループ会社である、ジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク(JPMCB)（平成16年11月15日付でジェー・ピー・モルガン・チェース・バンク・ナショナル・アソシエーションに名称変更）との間で当該株券50,000千株に係る株券貸借取引契約(同社借入れ)を締結し、当該株券50,000千株を借り受けた。また、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・リミテッド(JPMSL)との間で当該株式に係る株券貸借取引契約(同社借入れ)を締結し、当該株券549,182千株を借り受けた。

第1回A種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱重工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番5号	40	30.77
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番3号	40	30.77
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	40	30.77
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	10	7.69
計	-	130	100.00

(注)三菱信託銀行株式会社は平成17年10月1日付にて、三菱UFJ信託銀行株式会社に社名変更した。

第2回A種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
チャイナ・モーター・コーポ レーション(中華汽車工業股 份有限公司)	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号カス トディ業務部(常任代理人:株式会社東京 三菱銀行)	10	28.57
東京海上日動火災保険株式会 社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	10	28.57
明治安田生命保険相互会社	東京都新宿区西新宿一丁目9番1号	7	20.00
三菱電機株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号	2.5	7.14
日本郵船株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号	2.5	7.14
三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1	2.86
三菱化学株式会社	東京都港区芝五丁目3番8号	1	2.86
三菱倉庫株式会社	東京都中央区日本橋一丁目19番1号	1	2.86
計	-	35	100.00

第3回A種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
新日本石油株式会社	東京都港区西新橋一丁目3番12号	1	100.00
計	-	1	100.00

第2回B種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク	東京都港区赤坂五丁目2番20号赤坂パークビルディング(常任代理人:ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア)	3.3	100.00
計	-	3.3	100.00

第3回B種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
ジェー・ピー・モルガン・ホワイトフライヤーズ・インク・ロンドン	東京都港区赤坂五丁目2番20号赤坂パークビルディング(常任代理人:ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア)	37.4	95.65
ジェー・ピー・モルガン・ジーティーコーポレーション	東京都港区赤坂五丁目2番20号赤坂パークビルディング(常任代理人:ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・アジア)	1.7	4.35
計	-	39.1	100.00

第1回G種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	90	69.23
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	40	30.77
計	-	130	100.00

(注)三菱信託銀行株式会社は平成17年10月1日付にて、三菱UFJ信託銀行株式会社に社名変更した。

第2回G種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社東京三菱銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	137.264	81.51
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目6番3号	18.654	11.08
三菱重工業株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目16番5号	12.475	7.41
計	-	168.393	100.00

第3回G種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	10.2	100.00
計	-	10.2	100.00

(注)三菱信託銀行株式会社は平成17年10月1日付にて、三菱UFJ信託銀行株式会社に社名変更した。

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第1回A種優先株式 130,000 第2回A種優先株式 35,000 第3回A種優先株式 1,000 第2回B種優先株式 3,300 第3回B種優先株式 39,100 第1回G種優先株式 130,000 第2回G種優先株式 168,393 第3回G種優先株式 10,200	-	(注)1.
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 61,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,385,568,000 (注)2.	4,385,568	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 120,019 (注)3.	-	同上
発行済株式総数	4,386,266,012	-	-
総株主の議決権	-	4,385,568	-

(注)1.(1) [株式の総数等] [発行済株式] (注)2~10に記載のとおり。

2. 「完全議決権株式(その他)」の欄には証券保管振替機構名義の株式4,492,000株(議決権の数4,492個)が含まれている。

3. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式535株が含まれている。

## 【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三菱自動車工業株式会社	東京都港区港南二丁目16番4号	61,000	-	61,000	0.00
計	-	61,000	-	61,000	0.00

## 2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	平成17年5月	平成17年6月	平成17年7月	平成17年8月	平成17年9月
最高(円)	142	138	147	142	164	257
最低(円)	127	131	138	130	131	156

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものである。

### 3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりである。

退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
取締役	-	ルーディガー・グルーベ	平成17年11月11日

(注)執行役員の異動は次のとおりである。

(1) 退任

大宮 正 常務執行役員、渉外、及び企業倫理担当 平成17年7月31日退任

(2) 異動

落知 真人 執行役員、休職、ネザーランズ・カー・ビー・ブイ  
取締役会長兼最高経営責任者 平成17年6月30日異動  
(旧役職)執行役員、休職、ネザーランズ・カー・ビー・ブイ社長付

三木 健一 執行役員、国内事業本部長 平成17年8月15日異動  
(旧役職)執行役員、北アジア本部長

## 第5【経理の状況】

### 1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

ただし、前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

ただし、前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

### 2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、平成16年度中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び平成17年度中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに平成16年度中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び平成17年度中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けている。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	平成16年度 中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		平成17年度 中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		平成16年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金	2	155,883		229,074		307,474	
2. 受取手形及び売掛金	2,6	135,852		139,318		150,951	
3. 販売金融債権	2,6	172,426		30,240		24,476	
4. 有価証券	2	1,844		12,026		4,220	
5. たな卸資産	2	306,264		260,629		233,353	
6. 短期貸付金		4,181		2,260		2,386	
7. 債権売却留保額	2	31,871		-		-	
8. 繰延税金資産		3,629		1,487		1,799	
9. その他	2	153,231		104,057		111,452	
貸倒引当金		20,954		16,030		14,176	
流動資産合計		944,230	50.1	763,064	50.4	821,937	51.7
固定資産							
1. 有形固定資産	1,2,3						
(1) 建物及び構築物		140,090		127,339		131,951	
(2) 機械装置及び運搬具		253,196		194,820		195,058	
(3) 土地		178,320		106,954		125,928	
(4) 建設仮勘定		53,471		43,601		34,964	
(5) その他		52,684	677,763	57,840	530,555	42,999	530,903
			36.0		35.0		33.4
2. 無形固定資産		32,190	1.7	27,076	1.8	32,107	2.0
3. 投資その他の資産							
(1) 長期販売金融債権	2,6	12,461		2,313		2,072	
(2) 投資有価証券	2,4	104,421		68,860		71,867	
(3) 長期貸付金	2	11,939		12,348		11,747	
(4) 長期債権売却留保額	2	93,159		104,171		111,709	
(5) 繰延税金資産		19,293		7,594		6,730	
(6) その他	2,4	72,727		75,626		75,154	
貸倒引当金		83,480	230,523	77,550	193,364	74,943	204,337
			12.2		12.8		12.9
固定資産合計		940,477	49.9	750,996	49.6	767,348	48.3
資産合計		1,884,708	100.0	1,514,061	100.0	1,589,286	100.0

区分	注記 番号	平成16年度 中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		平成17年度 中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		平成16年度の 要約連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
<b>(負債の部)</b>							
流動負債							
1. 支払手形及び買掛金		292,234		318,383		293,853	
2. 短期借入金	2	483,297		266,449		276,351	
3. 無金利短期借入金		8,706		-		-	
4. コマーシャル・ペーパー		1,702		-		-	
5. 1年以内に償還予定の社債		9,362		3,573		1,601	
6. 未払金及び未払費用		147,179		190,216		181,250	
7. 未払法人税等		2,955		3,792		3,157	
8. 前受収益		70,186		-		-	
9. 繰延税金負債		289		98		100	
10. 製品保証引当金		37,004		48,824		49,859	
11. その他		88,000		47,338		51,164	
流動負債合計		1,140,918	60.5	878,675	58.0	857,338	53.9
固定負債							
1. 社債		40,893		37,500		40,941	
2. 長期借入金	2	182,601		133,292		157,078	
3. 繰延税金負債		17,992		15,017		17,357	
4. 退職給付引当金		98,167		102,764		99,295	
5. 役員退職慰労引当金		1,280		1,771		1,614	
6. その他	7	45,465		75,301		80,647	
固定負債合計		386,401	20.5	365,647	24.2	396,935	25.0
負債合計		1,527,320	81.0	1,244,323	82.2	1,254,274	78.9
<b>(少数株主持分)</b>							
少数株主持分		16,675	0.9	10,730	0.7	10,229	0.7
<b>(資本の部)</b>							
資本金		500,201	26.5	642,300	42.4	642,300	40.4
資本剰余金		275,513	14.6	417,612	27.6	417,612	26.3
利益剰余金		360,074	19.1	720,784	47.6	656,068	41.3
その他有価証券評価差額金		10,892	0.6	6,076	0.4	9,208	0.6
為替換算調整勘定		85,815	4.5	86,187	5.7	88,262	5.6
自己株式		5	0.0	9	0.0	8	0.0
資本合計		340,712	18.1	259,007	17.1	324,782	20.4
負債、少数株主持分及び資本合計		1,884,708	100.0	1,514,061	100.0	1,589,286	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	平成16年度 中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成16年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高		1,070,812	100.0	991,257	100.0	2,122,626	100.0
売上原価		926,136	86.5	809,341	81.6	1,808,110	85.2
割賦未実現利益調整 前売上総利益		144,676	13.5	181,916	18.4	314,516	14.8
割賦未実現利益調整 高							
1. 割賦未実現利益繰 延		0		-		-	
2. 割賦未実現利益戻 入		10	10	2	2	16	16
売上総利益		144,687	13.5	181,919	18.4	314,532	14.8
販売費及び一般管理 費							
1. 販売促進宣伝費		78,146		57,711		132,727	
2. 運賃運搬費		12,095		9,281		19,757	
3. 貸倒引当金繰入額		3,418		-		4,602	
4. 役員・従業員賃金 諸手当		39,633		41,084		86,906	
5. 退職給付引当金繰 入額		4,388		2,790		4,348	
6. 役員退職慰労引当 金繰入額		385		303		796	
7. 減価償却費		6,500		9,096		14,150	
8. 研究開発費	3	35,454		32,058		68,775	
9. その他		41,078	221,101	49,387	201,713	111,011	443,076
営業損失		76,413	7.1	19,794	2.0	128,544	6.0
営業外収益							
1. 受取利息		1,929		1,288		3,467	
2. 受取配当金		2,629		1,902		4,452	
3. 持分法による投資 利益		-		1,509		-	
4. 外国為替差益		17		1,418		-	
5. デリバティブ評価 益		1,477		-		2,332	
6. その他	4	1,893	7,946	685	6,805	1,854	12,106
営業外費用							
1. 支払利息		12,241		10,118		25,273	
2. コマーシャル・ペ ーバー利息		308		0		328	
3. 訴訟費用		-		8,969		3,184	
4. 持分法による投資 損失		13,622		-		13,002	
5. 新株発行費		11,961		-		12,854	
6. その他		4,044	42,178	1,548	20,636	8,091	62,735
経常損失		110,645	10.3	33,625	3.4	179,172	8.4

区分	注記 番号	平成16年度 中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成16年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
特別利益							
1. 固定資産売却益	1	766		1,112		5,148	
2. 投資有価証券売却 益		1,229		-		1,609	
3. 貸倒引当金戻入益		-		1,549		-	
4. その他		192	2,189	321	2,983	1,352	8,111
			0.2		0.3		0.4
特別損失							
1. 固定資産廃却損		3,709		2,017		6,793	
2. 固定資産売却損	2	416		259		14,545	
3. 投資有価証券等評 価損		678		87		446	
4. 早期退職金		6,617		2,030		16,283	
5. 特別対策費	6	19,888		-		25,247	
6. 構造改革損失	7	14,161		3,233		29,530	
7. 減損損失	8	19,676		21,945		84,376	
8. その他		1,919	67,067	1,159	30,733	112,621	289,845
			6.3		3.1		13.7
税金等調整前中間 (当期)純損失			175,523		61,375		460,906
			16.4		6.2		21.7
法人税、住民税及び 事業税	5	1,269		2,940		4,016	
法人税等調整額		1,736	3,005	1,024	1,915	15,745	19,761
			0.3		0.2		0.9
少数株主利益			263		479		-
			0.0		0.0		-
少数株主損失			-		-		5,882
			-		-		0.2
中間(当期)純損失			178,791		63,771		474,785
			16.7		6.4		22.4

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	平成16年度 中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成16年度の 連結剰余金計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)		金額(百万円)		金額(百万円)	
(資本剰余金の部)							
資本剰余金期首残高			27,513		417,612		27,513
資本剰余金増加高							
増資による新株の発行		248,000	248,000	-	-	390,099	390,099
資本剰余金中間期末 (期末)残高			275,513		417,612		417,612
(利益剰余金の部)							
利益剰余金期首残高			183,410		656,068		183,410
利益剰余金増加高							
新規持分法適用に伴う増 加高		2,127	2,127	-	-	2,127	2,127
利益剰余金減少高							
1. 中間(当期)純損失		178,791		63,771		474,785	
2. 豪州子会社新会計基 準適用		-	178,791	944	64,715	-	474,785
利益剰余金中間期末 (期末)残高			360,074		720,784		656,068

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		平成16年度 中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャ ッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純損失		175,523	61,375	460,906
減価償却費		57,406	33,303	97,484
減損損失		19,676	21,943	84,376
連結調整勘定償却額		716	379	1,441
貸倒引当金の増減額 (減少: )		2,242	4,338	9,125
退職給付引当金の増 減額 (減少: )		12,622	3,321	11,722
受取利息及び受取配 当金		4,558	3,190	7,920
支払利息		12,549	10,118	25,601
為替差損益 (差益: )		1,635	532	2,007
持分法による投資損 益 (利益: )		13,622	1,509	13,002
有形固定資産売却損 益及び廃却損		3,359	1,916	16,189
投資有価証券及び子 会社株式売却損益 (売却益: )		1,071	2	1,331
投資有価証券等評価 損		678	87	446
株式譲渡契約に基 づく損失補償		-	359	74,736
売上債権の増減額 (増加: )		55,946	12,303	39,597
たな卸資産の増減額 (増加: )		23,291	16,907	53,402
販売金融債権の増減 額 (増加: )	4	26,907	7,346	126,116
債権売却留保額の増 減額 (増加: )		41,218	1,360	49,660
仕入債務の増減額 (減少: )		60,015	22,685	57,396
その他		11,412	2,322	12,177
小計		111,055	32,870	44,956
利息及び配当金の受 取額		6,134	4,129	12,578
利息の支払額		13,770	10,161	28,505
株式譲渡契約に基 づく損失補償の支払額		-	-	10,700
法人税等の支払額		125	914	4,675
営業活動によるキャ ッシュ・フロー		118,817	25,923	13,654

		平成16年度 中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動によるキャッ シュ・フロー				
定期預金の増減額 (増加: )		12,949	7,988	18,920
有価証券の増減額 (増加: )		-	9	-
有形固定資産の取得 による支出	2	66,594	69,527	140,760
有形固定資産の売却 による収入	3	37,295	15,842	111,788
投資有価証券の取得 による支出		2,173	1,353	2,176
投資有価証券の売却 による収入		9,033	1,000	9,477
貸付による支出		2,112	-	-
貸付金の回収による 収入		3,429	-	-
短期貸付金の増減額 (増加: )		-	82	5,009
長期貸付けによる支 出		-	1,398	444
長期貸付金の回収に よる収入		-	729	1,616
その他		704	28	203
投資活動によるキャッ シュ・フロー		34,775	46,673	34,206

		平成16年度 中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度の要約連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動によるキャッ シュ・フロー				
短期借入金及びコマ ーシャル・ペーパー の増減額 (減少: )		288,809	24,199	425,649
長期借入れによる収 入		94,094	1,565	116,277
長期借入金の返済に よる支出		140,245	19,840	278,919
社債の発行による収 入		3,701	200	3,697
社債の償還による支 出		41,639	1,587	49,147
株式の発行による収 入		484,038	-	767,344
少数株主への配当金 支払額		-	33	40
その他		1,633	32	5
財務活動によるキャッ シュ・フロー		112,772	43,927	133,556
現金及び現金同等物に 係る換算差額		1,393	550	12
現金及び現金同等物の 増減額(減少: )		39,426	64,127	112,991
現金及び現金同等物の 期首残高		181,911	294,903	181,911
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	142,484	230,775	294,903

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>当社グループは、前連結会計年度において215,424百万円の当期純損失を計上した。</p> <p>当中間連結会計期間においても178,791百万円の間接純損失を計上し、また、営業キャッシュ・フローは118,817百万円と大幅なマイナスとなっている。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社グループは、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されるため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月に 聖域なきコストカット、お客様の信頼回復、徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>現在、当社グループでは、「事業再生計画」及び「追加施策」の完遂に向けグループ一丸となって推進中である。</p> <p>事業再生計画の主要項目は次の通りである。</p> <p>(1)経営改革による信頼の回復と再生の断行 経営改革を完遂する体制(企業倫理委員会、CSR推進本部、事業再生委員会)を導入し、外部からの監視による徹底した企業倫理の確立と外部からの資本導入により大胆な事業再生を断行する。</p>	<p>当社グループは、前々連結会計年度において215,424百万円、前連結会計年度において474,785百万円の当期純損失を計上し、また当中間連結会計期間においても63,771百万円の間接純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで、当社グループは、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月に 聖域なきコストカット、お客様の信頼回復、徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできたが、過去のリコール問題への対応の不備は当社グループに対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また、当社グループの事業回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p>	<p>当社グループは、前連結会計年度において215,424百万円の当期純損失を計上し、また当連結会計年度においても474,785百万円の当期純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで、当社グループは、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月に 聖域なきコストカット、お客様の信頼回復、徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできた。この間、過去のリコール問題についての徹底的な調査を実施し平成16年9月に市場措置の届出を完了するなど、企業風土改革に向けた活動については順調に進捗している。</p> <p>しかしながら、過去のリコール問題への対応の不備は当社グループに対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは、過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また当社グループの業績回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>&lt;信頼回復のための施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社外有識者を中心に構成される「企業倫理委員会」が、お客様第一、安全第一、品質第一の遵守を「社会の眼」で監視し、取締役会に直接諮問・答申することにより、品質、ガバナンス面の監査機能を抜本的に強化する。</li> <li>・「品質統括本部」に品質保証・管理機能を一元化するとともに、全社的な品質監査、コンプライアンスを推進するCEO直轄の「CSR推進本部」が品質マネジメントを監査し、改善を推進する。</li> </ul> <p>&lt;再生断行のための施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部投資家の視点から、厳しい改革を推進する。</li> <li>・外部投資家を再生委員長に任命し、1年間の限定で「事業再生委員会」を立上げる。また、事業再生テーマごとに部門横断型チームを設置する。</li> <li>・部門横断型チームは若手中心で、組織の壁を乗り越えて大胆な実行案を再生委員長に提言する。</li> <li>・執行部門は事業再生委員会からおろされた実行案に対して実行責任を持ち、地域担当は地域別に設定された最終損益に結果責任を持つ。</li> </ul> <p>&lt;シンプルな組織体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・役員数の大幅削減。</li> <li>・部数の大幅削減。</li> </ul> <p>(2)大胆な収益構造の変革 固定費、変動費を大幅に削減する。</p>	<p>この状況を打開し、当社グループが再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p> <p>この計画の主要項目および当中間連結会計期間の進捗状況は次の通りである。</p> <p>1. 企業風土改革への取り組み 信頼回復と企業風土改革は、当社グループが再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を着実に実行してきた。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。</p> <p>また、各社員は企業倫理セミナーを通して企業倫理に対する理解を深めており、社員による「企業倫理遵守に関する誓約書」の提出も完了した。</p> <p>また、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。</p> <p>今後も企業風土改革を実行していく所存である。</p>	<p>この状況を打開し、当社グループが再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p> <p>この計画の主要項目は次の通りである。</p> <p>1. 企業風土改革への取り組み 信頼回復と企業風土改革は、当社グループが再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を着実に実行してきた。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。</p> <p>また、各社員は企業倫理セミナーを通して企業倫理に対する理解を深めており、社員による「企業倫理遵守に関する誓約書」の提出も完了した。</p> <p>今後も企業風土改革の一助とすべく、「部門横断活動による課題解決」「人材の育成と重要ポジションへの抜擢」「『お客様視点』実践状況の人事評価への組み込み」「販売会社との人材交流や部門間異動の促進」などの施策を実施に移していく予定である。</p> <p>なお、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>&lt;コスト体質を改善する施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定費削減(平成18年度までの目標削減効果は850億円)。</li> <li>a.生産能力を平成18年度までに17%削減し、工場稼働率を97%まで改善する。 具体策として、国内は、岡崎工場の車体生産を平成18年度までに終了し、3生産拠点を2拠点に集約する。海外はミツピシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド(MMAL)の生産についてはエンジン工場を平成17年度に閉鎖するとともに、車体組立工場は年間3万台規模に縮小し、生産を継続する。</li> <li>b.連結ベースの間接人員を平成18年度までに30%削減する。</li> <li>c.プラットフォーム数を大幅に集約することにより、開発効率を高める。</li> <li>・変動費削減(平成18年度までの目標削減効果は1,540億円)。 平成18年度までに資材費の15%削減を実現する(平成18年度までの削減効果額合計:1,200億円)。 具体的施策は、三菱クロスファンクショナル・プロジェクト(MXP)活動を継続・強化するほか、グローバルソーシングの推進、海外拠点へのMXP活動の導入、金型費の低減、間接資材における共同コスト低減活動の推進など。さらに資材費を含めた変動費のトータルコストダウンとして、平成18年度までに1,540億円を達成する。</li> <li>・米国における直営販売金融事業を見直し、保有資産規模の縮小と外部パートナーとの戦略提携の可能性を各々模索する。</li> <li>・保有する資源を最大限に有効活用し、小さな本社を目指す。本社機能の京都への移転による業務効率の向上と、本社の人員削減によるコスト削減が可能となる。</li> </ul>	<p>2.「三菱自動車再生計画」の重点ポイント</p> <p>お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第一 商品の徹底的な信頼性の向上 事業戦略 下振れリスクを織り込んだ販売計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化(米国、豪州、日本) 資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築</p> <p>3.必達目標</p> <p>平成18年度での黒字化(連結当期純利益:80億円) 平成19年度での黒字体質定着化(連結当期純利益:410億円)</p> <p>4.事業戦略</p> <p>(1)販売台数計画 「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。その結果、各年度につき事業再生計画で目標としていた販売台数を下回るが、平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。</p>	<p>2.「三菱自動車再生計画」の重点ポイント</p> <p>お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第一 商品の徹底的な信頼性の向上 事業戦略 下振れリスクを織り込んだ販売計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化(米国、豪州、日本) 資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築</p> <p>3.必達目標</p> <p>平成18年度での黒字化(連結当期純利益:80億円) 平成19年度での黒字体質定着化(連結当期純利益:410億円)</p> <p>4.事業戦略</p> <p>(1)販売台数計画 「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。その結果、各年度につき事業再生計画で目標としていた販売台数を下回るが、平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(3)成長のための商品戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.パジェロに象徴される「SUV」、ランサーエボリューションに象徴される「走り・スポーティ」という三菱自動車DNAへ回帰し、カーラインを再構築する。</li> <li>2.PX(Product Executive)体制の導入により商品構想から開発、生産、そして販売まで一貫した商品ライフサイクルの責任を明確化する。</li> <li>3.三菱自動車DNAをもった新型車を積極的に投入する。</li> </ol> <p>(4)成長のための地域戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.日本：顧客を起点とした販売サイクルへの回帰 顧客のニーズにフォーカスした三菱自動車DNA車の連射、安心無料点検、24時間サポートを含め全社挙げて顧客との関係構築、ITインフラの活用、店舗リニューアル促進等による販売体制の整備。</li> <li>2.米国：需給バランスを押さえた収益サイクルへの回帰、工場の生産能力の適正化、フリート比率とインセンティブの低減、特別仕様車の積極的な投入、新型車の積極的な投入。</li> <li>3.中国市場での利益機会の実現 現地パートナーへの出資比率の引き上げにより生産・販売網を三菱自動車ブランドに切り換え事業の安定化を図るとともに、利益機会の拡大を実現する。また、新車種、アジア戦略車の投入により商品ラインナップを強化するほか、エンジン・トランスミッション合弁会社のアジア地域での部品供給基地化を実現する。平成20年度には500店の三菱自動車ブランドディーラーで年間22万台の販売を目指す(ローカルブランドを含めて31万台)。</li> </ol>	<p>(2)商品戦略</p> <p>モータースポーツの位置付け 当社グループはモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティDNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。</p> <p>車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。</p> <p>新車投入計画 過去4年間と比べ、各地域での新車投入数を大幅に増加させる。全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p> <p>(3)提携戦略</p> <p>事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的提携の可能性を追求していく。具体的には、平成17年1月に発表した日産自動車への軽自動車のOEM供給拡大(年間3万6千台)に加え、プジョー・シトロエングループ(PSA)への乗用車のOEM供給についても平成17年7月に契約を締結した。</p> <p>また、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについても今後追加で検討していく。</p>	<p>(2)商品戦略</p> <p>モータースポーツの位置付け 当社グループはモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティDNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。</p> <p>車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。</p> <p>新車投入計画 過去4年間と比べ、各地域での新車投入数を大幅に増加させる。全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p> <p>(3)提携戦略</p> <p>事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的提携の可能性を追求していく。具体的には、平成17年1月に発表した日産自動車への軽自動車のOEM供給拡大(年間3万6千台)に加え、プジョー・シトロエングループ(PSA)への乗用車のOEM供給についても平成17年2月に覚書を締結した。(最終契約締結は平成17年前半の予定)</p> <p>また、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについても今後追加で検討していく。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>4.地域別販売台数目標</p> <p>平成18年度にかけて中国を含む北アジアでの大幅な販売増加を実現するとともに北米での販売回復を実現させ、世界販売台数170万台を目指す。</p> <p>(5)ダイムラー・クライスラー・アージェー(DC社)とのアライアンス</p> <p>DC社は三菱自動車にとって重要なパートナーであり、今後も同社とのアライアンスは経済合理性の原則に基づいて推進する。既存の協業プロジェクトであるBセグメント(コルトクラス)のプラットフォーム共同開発・生産、ワールド・エンジンの共同開発・生産、Cセグメント(ランサークラス)のプラットフォームの共同開発、ピックアップのDC社からのOEM供給は、両社にとってメリットのあるものであり、今後も継続する。また、将来発生する案件については経済合理性に則り、案件毎にアライアンスの可能性を検討する。</p> <p>(6)連結業績目標</p> <p>事業再生計画のスタートにあたる平成16年度については、企業改革と事業再生をスタートさせ、コストの大幅な削減や一部事業の整理を含めた施策の実施に着手するものの、その効果の出現は未だ限定的なものに留まり、さらに、事業再生計画進捗に伴うリストラ費用などにより発生する一時損失を織り込んだ結果、売上高は2兆2,500億円、営業損失1,200億円、経常損失1,500億円、当期純損失2,300億円を各々予想している。</p> <p>平成17年度に経常利益の黒字化、平成18年度に売上高2兆4,900億円、営業利益1,200億円、経常利益1,000億円、当期純利益700億円、営業利益率4.8%を目指す。</p>	<p>(4)地域戦略</p> <p>日本</p> <p>販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、愛車無料点検340万台のお客様に対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、販売ネットワークの再構築とアフターサービス事業の最大化を推進する。</p> <p>北米</p> <p>重点市場としての北米市場の位置付けは今後も変わらない。その北米市場において利益を出す体制を確立するため、経営体制を刷新し、新車の継続投入、フリート絞り込みなどを行うことによりブランドの再構築を図る。また、現地生産車の輸出拡大による稼働率向上も実現していく。</p> <p>北米事業の問題の発端となった販売金融事業については、メリルリンチへの保有金融資産の部分売却によりリスク低減を図るとともに、同社と共同出資により新会社を設立することで、お客様に競争力のある魅力的な金融商品を提供していく。</p> <p>欧州</p> <p>事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p>	<p>(4)地域戦略</p> <p>日本</p> <p>販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、愛車無料点検340万台のお客様に対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、販売ネットワークの再構築とアフターサービス事業の最大化を推進する。</p> <p>北米</p> <p>重点市場としての北米市場の位置付けは今後も変わらない。その北米市場において利益を出す体制を確立するため、経営体制を刷新し、新車の継続投入、フリート絞り込みなどを行うことによりブランドの再構築を図る。また、現地生産車の輸出拡大による稼働率向上も実現していく。なお、当連結会計年度において、過剰設備に対する減損処理を実施した。</p> <p>北米事業の問題の発端となった販売金融事業については、メリルリンチへの保有金融資産の部分売却によりリスク低減を図るとともに、同社と共同出資により新会社を設立することで、お客様に競争力のある魅力的な金融商品を提供していく。</p> <p>欧州</p> <p>事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(7)連結財務目標</p> <p>総有利子負債を平成18年度末には40%以上削減し、負債資本比率を2.5倍以下とする。</p> <p>&lt;計画を実施するための資本増強策&gt;増資計画の内容は以下の通りである。</p> <p>三菱グループから2,700億円、ストラテジック・パートナーである台湾の中華汽車工業股份有限公司(CMC)から100億円、市場からの調達分は1,700億円の計4,500億円である。それぞれの内訳は、三菱グループについては三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社東京三菱銀行、その他三菱グループ各社による優先株1,400億円及び、株式会社東京三菱銀行、三菱信託銀行株式会社による債務の株式化1,300億円である。市場調達分については、フェニックス・キャピタルによる普通株700億円～1,000億円及びJ.P.モルガンによる優先株1,000億円を予定している。これら資金の用途は事業再生が3,200億円、負債削減が1,300億円となっている。</p> <p>なお、三菱グループ各社及びCMCに発行する優先株については5月21日の取締役会において既に発行決議済みであり、6月下旬に払込を実施している。また、市場調達分のうちフェニックス・キャピタルに発行する普通株式については、定時株主総会で有利発行(1株当たり発行価額100円程度想定)に関する承認を得たうえで発行決議を行う。J.P.モルガンに発行する優先株についてもフェニックス・キャピタルへ発行する普通株式と同時に発行決議を行い、7月中下旬の払込の方向で検討している。</p>	<p>中国</p> <p>重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。そのために資本提携強化を通じて三菱ブランド車を拡充するほか、販売網の整備・拡充を推し進める。また、エンジン合併会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&amp;D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p> <p>その他</p> <p>アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。</p> <p>豪州については、エンジン工場閉鎖、組立工場の規模縮小は予定通り進めていく。</p> <p>(5)コスト削減</p> <p>人員計画</p> <p>組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進する。</p> <p>資材費低減</p> <p>販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル(平成15年度実績比)の低減を目指す。なお、目標金額は当初の「事業再生計画」に比べて下方修正となるが、削減率は当初の計画どおり15%削減を維持する。</p>	<p>中国</p> <p>重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。そのために資本提携強化を通じて三菱ブランド車を拡充するほか、販売網の整備・拡充を推し進める。また、エンジン合併会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&amp;D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p> <p>その他</p> <p>アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。</p> <p>豪州については、エンジン工場閉鎖、組立工場の規模縮小は予定通り進めていくが、今般、新たに過剰設備に対する減損処理を実施した。</p> <p>(5)コスト削減</p> <p>人員計画</p> <p>組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進する。</p> <p>資材費低減</p> <p>販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル(平成15年度実績比)の低減を目指す。なお、目標金額は当初の「事業再生計画」に比べて下方修正となるが、削減率は当初の計画どおり15%削減を維持する。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>今回発行の優先株式は3種類であり、3種類とも将来的には普通株式に転換可能または強制転換される内容の転換型優先株式であるが、三菱グループ及びCMC向けの優先株式については、相対的に長期保有することを旨とした商品設計としている。</p> <p>追加施策の主要項目は次の通りである。</p> <p>聖域なきコストカット 当社は国内販売の落ち込みによる営業利益ベースの損失として平成16年度に300億円、平成17年度に300億円を各々見込んでいる。これに対応するため、事業再生計画に追加する施策は次の通りである。これら施策により平成16年度344億円、平成17年度に382億円、計726億円の削減効果を見込んでいる。これらは特に労務費まで踏み込んで聖域なきコスト削減を実施するものである。</p> <p>1. 労務費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2年間役員退職慰労金見送り、報酬カット</li> <li>・ 2年間管理職の給与見直し</li> <li>・ 2年間一般社員の給与見直し</li> <li>・ 2004年年末一時金ゼロ</li> <li>・ 人員削減の加速、採用見直し等</li> <li>・ 年金利率見直し等</li> </ul>	<p>5. 企業理念と目指す方向 事業再生委員会のもと、若手社員が中心となり社内関係部門とともに議論を尽くし、様々な課題について検討してきた。企業の社会的責任を果たすために、当社グループの企業理念は何か、という経営の根幹を明確にした上で、各ステークホルダーに対し目指す方向を策定した。企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます」とした。また、新しい企業コミュニケーションワードとして『クルマづくりの原点へ。』を社内公募の中から選定し、本年9月から使用している。</p> <p>6. 損益目標 以上の全ての施策を反映した結果、「三菱自動車再生計画」における平成18年度までの数値目標は、売上高、利益の各項目について、それぞれ事業再生計画にて掲げたものを下回り、平成17年度までは黒字化が難しい見通しである。しかしながら、利益面では平成16年度を底に改善し、平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。</p>	<p>5. 企業理念と目指す方向 事業再生委員会のもと、若手社員が中心となり社内関係部門とともに議論を尽くし、様々な課題について検討してきた。企業の社会的責任を果たすために、当社の企業理念は何か、という経営の根幹を明確にした上で、各ステークホルダーに対し目指す方向を策定した。企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます」とした。</p> <p>6. 損益目標 以上の全ての施策を反映した結果、「三菱自動車再生計画」における平成18年度までの数値目標は、売上高、利益の各項目について、それぞれ事業再生計画にて掲げたものを下回り、平成17年度までは黒字化が難しい見通しである。しかしながら、利益面では平成16年度を底に改善し、平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>2.経費削減</p> <p>(1)国内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法規対応関連以外の新規ITプロジェクトの凍結</li> <li>・焦点を絞った広告宣伝活動による国内宣伝費の削減の上積み</li> <li>・本社・開発部門の経費の徹底的削減</li> </ul> <p>(2)海外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外注費、旅費、システム費等の経費の半減</li> <li>・主力モデルに特化した広告宣伝費、販売促進費の圧縮</li> </ul> <p>3.コスト削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補用品、用品価格低減、間接材料費の削減の加速</li> <li>・サブライン作業の集約による人員削減、生産効率向上の上積み</li> <li>・直取引による梱包費用の削減上積み</li> <li>・委託業者の見直しによる輸出諸掛削減の上積み</li> </ul> <p>お客様の信頼回復 お客様の信頼を回復するため以下の施策を実施し、国内事業再生を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに三菱車にお乗りいただいているお客様の信頼を回復するため「ご愛車無料点検キャンペーン」(20項目の点検&amp;エンジンオイル交換)をすでに実施している。また、これから三菱車をお求めのお客様に、安心してお乗りいただくため「三菱3年フルサポートプログラム」(無料点検&amp;24時間サポート)を開始した。</li> <li>・当社乗用車のお客様(国内総保有台数:約600万台)の不安を払拭するとともに、道路交通の安全を確保するため、また自立再生に向けて過去のあらゆる問題や誤りを清算するため、1993年12月まで遡って全ての「指示改修」案件を徹底調査し、約18万台について26件のリコール届け出を行うこととした。</li> </ul>	<p>7.支援体制:資本・資金の増強</p> <p>(1)資本増強策</p> <p>三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、平成16年度中に新たに総額2,842億円[三菱重工業株式会社:500億円、三菱商事株式会社:700億円、株式会社東京三菱銀行:1,540億円(うち債務の株式化540億円)、三菱信託銀行株式会社:102億円(全額債務の株式化)]の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社東京三菱銀行による当社持株比率は、平成17年9月30日現在で約31%となっている。</p> <p>今後、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社持株比率は15%超となる見通しであるため、当社は平成17年度中に、同社の持分法適用会社となる見込みである。</p> <p>(2)借入等の計画</p> <p>借入を中心に総額2,700億円の資金の調達を計画している。このうち新規借入となるのは2,400億円であり(うち300億円は平成16年度中に実行済)、残りの300億円については、平成17年度に三菱商事株式会社に当社グループ事業用資産の買い取りまたは増資を実施していただくことによる調達となる。</p>	<p>7.支援体制:資本・資金の増強</p> <p>(1)資本増強策</p> <p>三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、平成16年度中に新たに総額2,842億円[三菱重工業株式会社:500億円、三菱商事株式会社:700億円、株式会社東京三菱銀行:1,540億円(うち債務の株式化540億円)、三菱信託銀行株式会社:102億円(全額債務の株式化)]の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。</p> <p>当社グループは平成16年度中に北米子会社及び豪州子会社において資産の減損処理を実施したが、当該処理は資本の毀損を招くこととなる。しかしこの資本増強が、自己資本の適正水準への回復を可能とし、当社グループの財務体質健全化を推進することとなる。</p> <p>なお、この増資により、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社東京三菱銀行による当社持株比率は、平成17年3月10日の払込時点において約34%となった。本件増資に加えて、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社持株比率は15%となる見通しであるため、当社は平成17年度中に、同社の持分法適用会社となる見込みである。</p> <p>(2)借入等の計画</p> <p>借入を中心に総額2,700億円の資金の調達を計画している。このうち新規借入となるのは2,400億円であり(うち300億円は平成16年度中に実行済)、残りの300億円については、平成17年度に三菱商事株式会社に当社事業用資産の買い取りまたは増資を実施していただくことによる調達となる。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>徹底するコンプライアンス 事業再生計画の中で、企業風土の改革を進めるために、「コンプライアンス第一」を基本として、「安全第一」、「お客様第一」を経営理念の柱として掲げ、改革を完遂する体制（企業倫理委員会、CSR推進本部、事業再生委員会）を導入するとともに、社内の周知徹底を図る。そして、CSR推進本部が中心となって、従来の社内組織・人材では成しえなかった具体的なアクションによってコンプライアンスを徹底し、その進捗状況を公表する。特にコンプライアンスに関しては、これがなければ企業は存続しえないという断固たる覚悟をもって進めていく。事業再生委員会は、改革を完遂するための個別問題の取り組みに向けてその活動をすでに開始している。</p> <p>「コンプライアンス第一」の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CSR推進本部にコンプライアンス・コミュニケーション機能を集約し、情報収集力・発進力を高め、施策の全社統一的実行を実現する。</li> <li>・企業倫理委員会が社外の目からCSR推進本部の活動を監視するとともに、取締役会に直接答申・提言する。</li> <li>・コンプライアンスの徹底のため、計画・実行・評価のサイクルを全面的に見直し、会長・社長以下全役員がコンプライアンス遵守誓約書を提出し行動規範として浸透させる。</li> </ul>	<p>(3)資金使途 これらの資本増強・資金調達策により得る総額4,900億円（債務の株式化642億円を除く）の資金は、当社グループが「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p> <p>また、当社グループは「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を設置している。</p> <p>当中間連結会計期間の業績は、前年同期比で売上高は減少したものの、損益面では大幅な改善となったことから、3ヵ年の再生計画の初年度として、堅実なスタートを切ることができたと判断している。</p> <p>しかしながら、当社グループが依然厳しい状況下にあることには変わりはなく、下期がまさに正念場であるとの認識のもと、全員で全力をあげて目標を達成する所存である。</p> <p>従って、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。</p>	<p>(3)資金使途 これらの資本増強・資金調達策により得る総額4,900億円（債務の株式化642億円を除く）の資金は、当社グループが「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p> <p>また、当社グループは「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、新たに「事業再生モニタリング委員会」を設置することとした。</p> <p>過去1年間は数々の激震に揺さぶられたが、以上の通り、収益構造の変革がより強固に推進され、目標利益をより確実に達成できる体制となる。また、現在は資金面での目途もついた。当社グループは、この基盤の上にスタートすることになる。昨年5月に再生計画を発表した時とは環境が異なり、腰をすえて再生に取り組んでいくことができる。</p> <p>当社グループは、三菱グループ3社の総力が結集しうる体制を背景に、自ら考え自ら行動する「自立」した個人が、組織の壁を越えて「協働」する集団となって、なんとしても三菱自動車の「自立再生」を実現させる所存である。</p> <p>従って、連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を連結財務諸表には反映していない。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>現在、当社グループでは、事業再生計画の主要施策として収益構造の変革を推進している。</p> <p>これは、固定費及び変動費の大幅な削減につながる活動である。本年5月及び6月に発表した当該計画の諸施策については、すでにその一部分につき前倒しで実施するなど順調に進捗している。</p> <p>平成16年度の連結効果目標894億円に対し、当期は施策に着手した7月以降の3ヵ月間で270億円の効果を実現しており、当連結会計年度についても、この目標の達成に向け邁進していく所存である。</p> <p>当中間連結会計期間における諸施策の進捗状況は以下の通りである。</p> <p>コンプライアンスの社内徹底</p> <p>当社グループは、企業倫理を全てに優先する最上位のものと位置付け、「コンプライアンス第一」を事業再生の理念の一つとして掲げ、これまでに「全役員からの企業倫理遵守の誓約書提出」「全役員・全社員向け企業倫理セミナー」「部門ごとの企業倫理問題検討会」を実施した。</p> <p>資本増強策の実行</p> <p>事業再生計画の一環として計画されていた第三者割当増資の内、7月中下旬払込を予定していた優先株式及び普通株式(平成16年6月29日開催の取締役会にて発行決議済)については、7月15日に普通株式740億円、優先株式1,270億円の発行が予定通り実行され、総額4,960億円の資本増強が完了した。</p>		

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p><b>生産能力調整</b></p> <p>北米における販売と生産能力の適正化を図る為、本年10月より、米国ミツビシ・モーターズ・オブ・ノース・アメリカ・インク(イリノイ工場)の生産体制を2直から1直に変更した。</p> <p>岡崎工場における量産停止時期の前倒し(平成17年12月を予定)に係る人員再配置とトヨタグループ等、近隣企業への再就職先の紹介は概ね完了した。</p> <p>豪州ミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッドにおいて早期退職プログラムを前倒しで実施し、平成17年度のエンジン工場閉鎖、平成18年度での車両組立工場の能力適正化に向け推進中である。</p> <p><b>人員数削減</b></p> <p>人員数の削減については、平成18年度末までに総人員22%、間接人員30%の削減目標の達成に向け日本、米国、豪州でのリストラを中心とした施策を推進しているが、当中間連結会計期間末時点では期初人員数に対し総人員で8%、間接人員は10%の削減を実施した。</p> <p><b>資材費の削減</b></p> <p>当連結会計年度の目標として360億円の削減を計画しているが、鋼材を主とした原材料の高騰、及び販売台数の減少等により調達環境が悪化してきている。しかし、当社グループとしては、現在推進しているモデル・品目双方を軸とした低減活動(New-MXP活動)への追加人員投入によるさらなる強化、またタイ等台数増を計画している海外生産拠点での活動を拡大することで、環境悪化によるリスクに対応していく。</p>		

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p><b>米国販売金融事業の再編</b></p> <p>米国における自動車販売事業は、9月下旬に米大手金融機関と覚書を締結の上、販売金融業務の詳細見直しに着手している。また、新たな業務体制として、資金調達とサービサー業務を担う合弁新会社の設立を検討している。</p> <p><b>事業再生「実行計画」の策定</b></p> <p>事業再生計画の実行の後押しをするため6月に設置された事業再生委員会のもと、若手社員を中心としたクロス・ファンクショナル・チーム(CFT)が8月以降、事業再生のための中長期的構造改革・基本戦略の具体化につき検討を進め、戦略の肉付け及び細部の詰めを行い、「事業再生実行計画」策定の最終段階にある。</p> <p>また、今般、その検討案に対し、新たに財務の観点から計数化・キャッシュへの影響分析を行うことを目的として、事業再生フォローアップチームを9月に設置した。このチームがCFTと連携・一体となり検討案をまとめる予定である。</p> <p>事業再生計画のスタートにあたる平成16年度中間期については、効果の出現は限定的なものに留まり、また、事業再生計画進捗に伴うリストラ費用などの影響によって、収益的には未だ回復しているとは言えない状況ではあるが、計画は予定通り実行されている。当社グループとしては、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社東京三菱銀行及びフェニックス・キャピタル株式会社から事業再生のための全面的な支援を受けて、引き続き事業再生計画を強力かつ確実に実行することにより、三菱自動車を必ず再生させる決意である。</p> <p>従って、中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。</p>		

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数は113社である。 主要な会社名は次のとおりである。 東京三菱自動車販売株式会社 東京三菱自動車部品販売株式会社 パジェロ製造株式会社 三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク 三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ピー・ブイ 三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド 他</p> <p>異動の状況 新規連結 5社 ・新規設立 ふそうエンジニアリング株式会社 他1社 ・相対的重要性の観点から非連結子会社より異動した会社 エムエムイー・フェアトリブスゲゼルシャフト シュバイツ・アーゲー ・株式買取により子会社となった会社 エムエス・トランスポーターション・カンパニー・リミテッド 他1社</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数は104社である。 主要な会社名は次のとおりである。 東京三菱自動車販売株式会社 東京三菱自動車部品販売株式会社 パジェロ製造株式会社 三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク 三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ピー・ブイ 三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド 他 (注) 東京三菱自動車部品販売株式会社は平成17年10月1日より、関東三菱自動車部品販売株式会社へ合併。</p> <p>異動の状況 新規連結 1社 ・新規設立 エムエムシーイー・サービズ・エルエルシー</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項 (1) 連結子会社の数は112社である。 主要な会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略している。</p> <p>異動の状況 新規連結 5社 ・新規設立 ふそうエンジニアリング株式会社 他1社 ・相対的重要性の観点から非連結子会社より異動した会社 エムエムイー・フェルトリーブゲゼルシャフト・シュバイツ・エーゲー ・株式買取により子会社となった会社 エムエス・トランスポーターション・カンパニー・リミテッド 他1社</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>連結除外 10社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式売却により除外した会社 ふそうエンジニアリング株式会社 他1社</li> <li>・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から連結の範囲から除外した子会社 ネッドカー・インシュランス・ピー・ブイ 他5社</li> <li>・清算終了により除外した会社 オート・センター・ツイド・オースト・ピー・ブイ 他1社</li> </ul> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称は次のとおりである。 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 株式会社ジン 他</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 上記を含む非連結子会社は総資産・売上高・中間純損益及び利益剰余金等がいずれも小規模であり全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除いている。</p>	<p>連結除外 9社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合併により除外した会社 河南三菱自動車販売株式会社 他1社</li> <li>・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から連結の範囲から除外した子会社 コラート・オートモティブ・カンパニー・リミテッド 他2社</li> <li>・清算終了により除外した会社 エムエムシーイー・オート・オーナー・トラスト2003-A 他3社</li> </ul> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称は次のとおりである。 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 株式会社ジン 他</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 上記を含む非連結子会社は総資産・売上高・中間純損益及び利益剰余金等がいずれも小規模であり全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除いている。</p>	<p>連結除外 11社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式売却により除外した会社 ふそうエンジニアリング株式会社 他1社</li> <li>・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から連結の範囲から除外した子会社 ネッドカー・インシュランス・ピー・ブイ 他5社</li> <li>・清算終了により除外した会社 オート・センター・ツイド・オースト・ピー・ブイ 他2社</li> </ul> <p>(2) 主要な非連結子会社の名称は次のとおりである。 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 株式会社ジン 他</p> <p>(連結の範囲から除いた理由) 上記を含む非連結子会社は総資産・売上高・当期純損益及び利益剰余金等がいずれも小規模であり全体としても連結財務諸表に重要な影響を与えていないため連結の範囲から除いている。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社の数は14社である。            主要な会社名は次のとおりである。            エム・エム・シー・イー・リテイル・エス・エー、ディーエーダブリュー・フランクフルト・ジーエムピーエイチ 他</p> <p>異動の状況            持分法新規適用 5社            ・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から連結子会社より異動した会社            ネットカー・インシュランス・ビー・プライ            他4社</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社の数は28社である。            主要な会社名は次のとおりである。            三菱ふそうトラック・バス株式会社            三菱オートクレジット・リース株式会社            ピー・ティー・ミツビシ・クラマ・ユダ・モーターズ・アンド・マニュファクチュアリング 他</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社の数は14社である。            主要な会社名は次のとおりである。            エム・エム・シー・イー・リテイル・エス・エー、ディーエーダブリュー・フランクフルト・ジーエムピーエイチ 他</p> <p>異動の状況            持分法新規適用 3社            ・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から連結子会社より異動した会社            コラート・オートモティブ・カンパニー・リミテッド 他2社            持分法適用除外 3社            ・株式売却により除外した会社            エムエムシー・セントロ・オートモション・セビーリャ・エスエイ            ・合併により除外した会社            ディアマンテ・アウトヴェルト・ゲーエムベーハー 他1社</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社の数は27社である。            主要な会社名は次のとおりである。            三菱オートクレジット・リース株式会社            ピー・ティー・ミツビシ・クラマ・ユダ・モーターズ・アンド・マニュファクチュアリング            ビナ・スター・モーターズ・コーポレーション 他</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法を適用した非連結子会社の数は14社(在外14社)である。            エム・エム・シー・イー・リテイル・エス・エー、ディーエーダブリュー・フランクフルト・ジーエムピーエイチ 他</p> <p>異動の状況            持分法新規適用 6社            ・主たる事業の関連性及び相対的重要性の観点から連結子会社より異動した会社            ネットカー・インシュランス・ビー・プライ            他5社</p> <p>(2) 持分法を適用した関連会社の数は27社である。            主要な会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略している。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>異動の状況</p> <p>持分法新規適用 5社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相対的重要性の観点から持分法を適用した関連会社 エムディーシー・パワー・ジーエムピーエイチ、瀋陽航天三菱汽車発動機製造有限公司 他3社</li> </ul> <p>持分法適用除外 1社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式買取により連結子会社へ異動した会社 エムエス・トランスポート・カンパニー・リミテッド</li> </ul> <p>(4)持分法を適用しない主要な会社名は次のとおりである。 (非連結子会社) 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 他</p> <p>(関連会社) 株式会社リョーイン 他</p> <p>(持分法を適用していない理由) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は中間純損益・利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を与えていないため持分法を適用していない。</p>	<p>異動の状況</p> <p>持分法新規適用 5社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相対的重要性の観点から持分法を適用した関連会社 エムディーシー・パワー・ジーエムピーエイチ、瀋陽航天三菱汽車発動機製造有限公司 他3社</li> </ul> <p>持分法適用除外 2社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式買取により連結子会社へ異動した会社 エムエス・トランスポート・カンパニー・リミテッド</li> <li>・株式譲渡により除外した会社 三菱ふそうトラック・バス株式会社</li> </ul> <p>(4)持分法を適用しない主要な会社名は次のとおりである。 (非連結子会社) 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 他</p> <p>(関連会社) 株式会社リョーイン 他</p> <p>(持分法を適用していない理由) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は中間純損益・利益剰余金等に関していずれも小規模であり、全体としても中間連結財務諸表に重要な影響を与えていないため持分法を適用していない。</p>	<p>異動の状況</p> <p>持分法新規適用 5社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相対的重要性の観点から持分法を適用した関連会社 エムディーシー・パワー・ジーエムピーエイチ、瀋陽航天三菱汽車発動機製造有限公司 他3社</li> </ul> <p>持分法適用除外 2社</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式買取により連結子会社へ異動した会社 エムエス・トランスポート・カンパニー・リミテッド</li> <li>・株式譲渡により除外した会社 三菱ふそうトラック・バス株式会社</li> </ul> <p>(4)持分法を適用しない主要な会社名は次のとおりである。 (非連結子会社) 株式会社三菱自動車フットボールクラブ 他</p> <p>(関連会社) 株式会社リョーイン 他</p> <p>(持分法を適用していない理由) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は当期純損益・利益剰余金に関していずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を与えていないため持分法を適用していない。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>海外連結子会社のうち中間決算日が連結中間決算日(9月30日)と異なる連結子会社ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ、ネザーランズ・カー・ビー・ブイ、エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザーランズ)・ビー・ブイ、ミツビシ・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション、ミツビシ・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド等の26社については、9月30日に仮決算を行い、連結している。</p> <p>また、ミツビシ・モーターズ・ノース・アメリカ・インク、ミツビシ・モーター・セールス・オブ・カリビアン・インク、ミツビシ・モーター・パーツ・セールス・オブ・ガルフ・エフゼットイー等の24社については前連結会計年度において決算日を3月31日に変更している。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項</p> <p>海外連結子会社のうち中間決算日(6月30日)が連結中間決算日(9月30日)と異なる連結子会社ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ、ネザーランズ・カー・ビー・ブイ、エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザーランズ)・ビー・ブイ、ミツビシ・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション、ミツビシ・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド等の22社については、9月30日に仮決算を行い、連結している。</p>	<p>3. 連結子会社の事業年度等に関する事項</p> <p>海外連結子会社のうち決算日(12月31日)が連結決算日(3月31日)と異なる連結子会社ミツビシ・モーターズ・ヨーロッパ・ビー・ブイ、ネザーランズ・カー・ビー・ブイ、エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザーランズ)・ビー・ブイ、ミツビシ・モーターズ・フィリピンズ・コーポレーション、ミツビシ・モーターズ(タイランド)・カンパニー・リミテッド等の26社については、3月31日に仮決算を行い、連結している。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) その他有価証券 時価のあるもの 中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>デリバティブ 時価法(特例処理をした金利スワップを除く)</p> <p>たな卸資産 中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法、または個別法による原価法を採用し、在外連結子会社は主として個別法による低価法を採用している。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 満期保有目的の債券 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左</p> <p>時価のないもの 同 左</p> <p>デリバティブ 同 左</p> <p>たな卸資産 同 左</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 満期保有目的の債券 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している) 時価のないもの 同 左</p> <p>デリバティブ 同 左</p> <p>たな卸資産 連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は主として先入先出法による原価法、または個別法による原価法を採用し、在外連結子会社は主として個別法による低価法を採用している。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、主として定率法または定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、耐用年数については、中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は法人税法に規定する基準と同一の基準によっている。在外連結子会社は使用見込年数を耐用年数としている。</p> <p>無形固定資産 中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。在外連結子会社は主として利用可能期間に基づく定額法を採用している。</p> <p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p>	<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 同 左</p> <p>無形固定資産 同 左</p> <p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同 左</p>	<p>(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>有形固定資産 連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、主として定率法または定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用している。</p> <p>なお、耐用年数については、連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は法人税法に規定する基準と同一の基準によっている。在外連結子会社は使用見込年数を耐用年数としている。</p> <p>無形固定資産 連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。在外連結子会社は主として利用可能期間に基づく定額法を採用している。</p> <p>(3)重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金 同 左</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p><b>製品保証引当金</b> 中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。在外連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。</p> <p><b>退職給付引当金</b> 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。会計基準変更時差異は、退職給付に係る会計基準の適用初年度（平成12年度）において全額費用処理している。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～17年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～21年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p><b>役員退職慰労引当金</b> 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当中間連結会計期間末要支給額を計上している。</p>	<p><b>製品保証引当金</b> 同 左</p> <p><b>退職給付引当金</b> 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。会計基準変更時差異は、退職給付に係る会計基準の適用初年度（平成12年度）において全額費用処理している。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～17年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～21年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p><b>役員退職慰労引当金</b> 同 左</p>	<p><b>製品保証引当金</b> 連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。在外連結子会社は製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。</p> <p><b>退職給付引当金</b> 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。会計基準変更時差異は、退職給付に係る会計基準の適用初年度（平成12年度）において全額費用処理している。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～21年）による定額法により費用処理している。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10～21年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p> <p><b>役員退職慰労引当金</b> 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当連結会計年度末要支給額を計上している。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、在外子会社の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 中間連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については通常の売買取引に準じた会計処理によっている。</p>	<p>(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、在外子会社等の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 同 左</p>	<p>(4)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。また、在外子会社の資産及び負債は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は少数株主持分及び資本の部における為替換算調整勘定に含めている。</p> <p>(5)重要なリース取引の処理方法 連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社は、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、在外連結子会社については通常の売買取引に準じた会計処理によっている。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(6)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理 によっている。なお、特例 処理の要件を満たしている 金利スワップについては特 例処理によっている。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間連結会計期間にヘッ ジ会計を適用したヘッジ手 段とヘッジ対象は以下のと おりである。</p> <p>a.ヘッジ手段 ...為替予約 ヘッジ対象 ...製品輸出による 外貨建売上債権 (予定取引に係 るもの)</p> <p>b.ヘッジ手段 ...金利スワップ ヘッジ対象 ...借入金利</p> <p>ヘッジ方針 通常の営業取引により発生 する外貨建金銭債権債務に 係る将来の為替相場の変動 によるリスクを回避するた め、また借入金等に係わる 金利変動リスク回避のため にヘッジを行っている。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 為替予約についてはキャッ シュ・フローを完全に固定 するものである。 また、金利スワップについ てはヘッジ対象とヘッジ手 段についてヘッジ期間全体 の各キャッシュ・フロー総 額の変動額を比較して有効 性を判定している。 なお、特例処理による金利 スワップについては、その 要件を満たしていることに ついての確認をもって有効 性の判定に代えている。</p>	<p>(6)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>c.ヘッジ手段 ...金利スワップ ヘッジ対象 ...社債利息</p> <p>ヘッジ方針 同 左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 為替予約についてはキャッ シュ・フローを完全に固定 するものである。 なお、特例処理による金利 スワップについては、その 要件を満たしていることに ついての確認をもって有効 性の判定に代えている。</p>	<p>(6)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>ヘッジ会計の方法 同 左</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 当連結会計年度にヘッジ会 計を適用したヘッジ手段と ヘッジ対象は以下のとおり である。 同 左</p> <p>同 左</p> <p>ヘッジ方針 同 左</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法 為替予約についてはキャッ シュ・フローを完全に固定 するものである。 また、金利スワップについ てはヘッジ対象とヘッジ手 段についてヘッジ期間全体 の各キャッシュ・フロー総 額の変動額を比較して有効 性を判定している。 なお、特例処理による金利 スワップについては、その 要件を満たしていることに ついての確認をもって有効 性の判定に代えている。</p>

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。</p> <p>繰延資産の処理方法 社債発行費及び新株発行費は支出時に全額費用として処理している。</p> <p>割賦販売利益の計上基準 一部の連結子会社では割賦基準を採用している。</p> <p>連結納税制度の適用 連結納税制度を適用している。</p> <p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資である。</p>	<p>(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 同 左</p> <p>繰延資産の処理方法 新株発行費は支出時に全額費用として処理している。</p> <p>割賦販売利益の計上基準 同 左</p> <p>連結納税制度の適用 同 左</p> <p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左</p>	<p>(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p> <p>消費税等の会計処理 同 左</p> <p>繰延資産の処理方法 社債発行費及び新株発行費は支出時に全額費用として処理している。</p> <p>割賦販売利益の計上基準 同 左</p> <p>連結納税制度の適用 同 左</p> <p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)                      当中間連結会計期間から、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。これにより税金等調整前中間純損失は21,945百万円増加している。                      なお、減損損失累計額については、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>	



注記事項

( 中間連結貸借対照表関係 )

平成16年度中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	平成16年度末 (平成17年3月31日)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,316,841百万円</p> <p>2. 担保に供している資産及び担保付債務 担保に供している資産(工場財団は除く)は以下のとおりである。</p> <p>受取手形及び売掛金 7,978百万円 販売金融債権及び 長期販売金融債権 167,873百万円 たな卸資産 53,463百万円 有形固定資産 319,592百万円 債権売却留保額及び 長期債権売却留保額 57,416百万円 その他(注1) 13,760百万円</p> <hr/> <p>計 620,085百万円</p> <p>(注1) 未収入金639百万円について、 有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>中間連結財務諸表提出会社の日本政策投資銀行他からの債務160,169百万円に対し、下記の工場財団に抵当権を設定する契約を締結している。</p> <p>中間連結財務諸表提出会社</p> <p>岡崎工場財団</p> <p>建物及び構築物 12,338百万円 機械装置及び 運搬具 9,771百万円 土地 985百万円</p> <hr/> <p>計 23,096百万円</p> <p>水島工場財団(注2)</p> <p>建物及び構築物 5,000百万円 機械装置及び 運搬具 24,176百万円 土地 2,008百万円</p> <hr/> <p>計 31,186百万円</p> <p>(注2) 子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引先EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務15,600百万円に対し、抵当権を設定する契約を締結している。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,313,204百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産(工場財団は除く)は以下のとおりである。</p> <p>受取手形及び売掛金 17,309百万円 販売金融債権及び 長期販売金融債権 24,159百万円 たな卸資産 59,359百万円 有形固定資産 212,392百万円 長期債権売却留保額 39,462百万円 その他(注1) 63,728百万円</p> <hr/> <p>計 416,411百万円</p> <p>(注1) 未収入金587百万円について、 有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>財団抵当に供している資産は以下のとおりである。</p> <p>中間連結財務諸表提出会社</p> <p>岡崎工場財団</p> <p>建物及び構築物 11,453百万円 機械装置及び 運搬具 4,509百万円 土地 985百万円</p> <hr/> <p>計 16,949百万円</p> <p>水島工場財団(注2)</p> <p>建物及び構築物 5,280百万円 機械装置及び 運搬具 22,159百万円 土地 2,008百万円</p> <hr/> <p>計 29,448百万円</p> <p>(注2) 子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引先EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務15,600百万円に対し、抵当権を設定する契約を締結している。</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,314,608百万円</p> <p>2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産(工場財団は除く)は以下のとおりである。</p> <p>受取手形及び売掛金 15,711百万円 販売金融債権及び 長期販売金融債権 21,018百万円 たな卸資産 52,712百万円 有形固定資産 211,908百万円 長期債権売却留保額 49,791百万円 その他(注1) 30,549百万円</p> <hr/> <p>計 381,691百万円</p> <p>(注1) 未収入金644百万円について、 有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>財団抵当に供している資産は以下のとおりである。</p> <p>連結財務諸表提出会社</p> <p>岡崎工場財団</p> <p>建物及び構築物 11,871百万円 機械装置及び 運搬具 8,884百万円 土地 985百万円</p> <hr/> <p>計 21,741百万円</p> <p>水島工場財団(注2)</p> <p>建物及び構築物 5,003百万円 機械装置及び 運搬具 22,066百万円 土地 2,008百万円</p> <hr/> <p>計 29,078百万円</p> <p>(注2) 子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引先EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務14,353百万円に対し、抵当権を設定する契約を締結している。</p>

平成16年度中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	平成16年度末 (平成17年3月31日)																																																																																																						
<p>京都工場財団</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>8,148百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td>15,232百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>2,137百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>25,518百万円</td></tr> </table> <p>滋賀工場財団</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>3,440百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td>8,219百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>3,859百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>15,519百万円</td></tr> </table> <p>また、エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザールズ)・ビー・ブイ等の子会社等の国際協力銀行からの債務等、総額21,069百万円に対し、上記4工場財団に抵当権を設定する契約を締結している。</p> <p>子会社であるパジェロ製造株式会社の日本政策投資銀行他からの債務2,362百万円に対し、同社の工場財団に抵当権を設定する契約を締結している。</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>2,845百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td>2,128百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>1,542百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>6,517百万円</td></tr> </table> <p>子会社である水菱プラスチック株式会社の株式会社百十四銀行他からの債務2,634百万円に対し、同社の工場財団に抵当権を設定する契約を締結している。</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>1,444百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td>1,027百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>194百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,665百万円</td></tr> </table> <p>担保付債務は次のとおりである。</p> <table> <tr><td>短期及び 長期借入金</td><td>520,531百万円</td></tr> </table>	建物及び構築物	8,148百万円	機械装置及び 運搬具	15,232百万円	土地	2,137百万円	計	25,518百万円	建物及び構築物	3,440百万円	機械装置及び 運搬具	8,219百万円	土地	3,859百万円	計	15,519百万円	建物及び構築物	2,845百万円	機械装置及び 運搬具	2,128百万円	土地	1,542百万円	計	6,517百万円	建物及び構築物	1,444百万円	機械装置及び 運搬具	1,027百万円	土地	194百万円	計	2,665百万円	短期及び 長期借入金	520,531百万円	<p>京都工場財団</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>7,612百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td>14,837百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>2,140百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>24,591百万円</td></tr> </table> <p>滋賀工場財団</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>3,370百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td>11,391百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>3,859百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>18,621百万円</td></tr> </table> <p>連結子会社(パジェロ製造株式会社)</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>3,171百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td>2,141百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>1,540百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>6,853百万円</td></tr> </table> <p>連結子会社(水菱プラスチック株式会社)</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>1,089百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td>1,134百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>194百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,417百万円</td></tr> </table> <p>担保付債務は次のとおりである。</p> <table> <tr><td>短期及び 長期借入金</td><td>303,407百万円</td></tr> </table>	建物及び構築物	7,612百万円	機械装置及び 運搬具	14,837百万円	土地	2,140百万円	計	24,591百万円	建物及び構築物	3,370百万円	機械装置及び 運搬具	11,391百万円	土地	3,859百万円	計	18,621百万円	建物及び構築物	3,171百万円	機械装置及び 運搬具	2,141百万円	土地	1,540百万円	計	6,853百万円	建物及び構築物	1,089百万円	機械装置及び 運搬具	1,134百万円	土地	194百万円	計	2,417百万円	短期及び 長期借入金	303,407百万円	<p>京都工場財団</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>7,250百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td>15,222百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>2,137百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>24,610百万円</td></tr> </table> <p>滋賀工場財団</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>3,426百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td>11,940百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>3,859百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>19,226百万円</td></tr> </table> <p>連結子会社(パジェロ製造株式会社)</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>3,424百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td>2,585百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>1,540百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>7,549百万円</td></tr> </table> <p>連結子会社(水菱プラスチック株式会社)</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>1,123百万円</td></tr> <tr><td>機械装置及び 運搬具</td><td>944百万円</td></tr> <tr><td>土地</td><td>194百万円</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,261百万円</td></tr> </table> <p>担保付債務は次のとおりである。</p> <table> <tr><td>短期及び 長期借入金</td><td>383,281百万円</td></tr> </table>	建物及び構築物	7,250百万円	機械装置及び 運搬具	15,222百万円	土地	2,137百万円	計	24,610百万円	建物及び構築物	3,426百万円	機械装置及び 運搬具	11,940百万円	土地	3,859百万円	計	19,226百万円	建物及び構築物	3,424百万円	機械装置及び 運搬具	2,585百万円	土地	1,540百万円	計	7,549百万円	建物及び構築物	1,123百万円	機械装置及び 運搬具	944百万円	土地	194百万円	計	2,261百万円	短期及び 長期借入金	383,281百万円
建物及び構築物	8,148百万円																																																																																																							
機械装置及び 運搬具	15,232百万円																																																																																																							
土地	2,137百万円																																																																																																							
計	25,518百万円																																																																																																							
建物及び構築物	3,440百万円																																																																																																							
機械装置及び 運搬具	8,219百万円																																																																																																							
土地	3,859百万円																																																																																																							
計	15,519百万円																																																																																																							
建物及び構築物	2,845百万円																																																																																																							
機械装置及び 運搬具	2,128百万円																																																																																																							
土地	1,542百万円																																																																																																							
計	6,517百万円																																																																																																							
建物及び構築物	1,444百万円																																																																																																							
機械装置及び 運搬具	1,027百万円																																																																																																							
土地	194百万円																																																																																																							
計	2,665百万円																																																																																																							
短期及び 長期借入金	520,531百万円																																																																																																							
建物及び構築物	7,612百万円																																																																																																							
機械装置及び 運搬具	14,837百万円																																																																																																							
土地	2,140百万円																																																																																																							
計	24,591百万円																																																																																																							
建物及び構築物	3,370百万円																																																																																																							
機械装置及び 運搬具	11,391百万円																																																																																																							
土地	3,859百万円																																																																																																							
計	18,621百万円																																																																																																							
建物及び構築物	3,171百万円																																																																																																							
機械装置及び 運搬具	2,141百万円																																																																																																							
土地	1,540百万円																																																																																																							
計	6,853百万円																																																																																																							
建物及び構築物	1,089百万円																																																																																																							
機械装置及び 運搬具	1,134百万円																																																																																																							
土地	194百万円																																																																																																							
計	2,417百万円																																																																																																							
短期及び 長期借入金	303,407百万円																																																																																																							
建物及び構築物	7,250百万円																																																																																																							
機械装置及び 運搬具	15,222百万円																																																																																																							
土地	2,137百万円																																																																																																							
計	24,610百万円																																																																																																							
建物及び構築物	3,426百万円																																																																																																							
機械装置及び 運搬具	11,940百万円																																																																																																							
土地	3,859百万円																																																																																																							
計	19,226百万円																																																																																																							
建物及び構築物	3,424百万円																																																																																																							
機械装置及び 運搬具	2,585百万円																																																																																																							
土地	1,540百万円																																																																																																							
計	7,549百万円																																																																																																							
建物及び構築物	1,123百万円																																																																																																							
機械装置及び 運搬具	944百万円																																																																																																							
土地	194百万円																																																																																																							
計	2,261百万円																																																																																																							
短期及び 長期借入金	383,281百万円																																																																																																							

[次へ](#)

平成16年度中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	平成16年度末 (平成17年3月31日)																																																																					
<p>3. 休止固定資産 有形固定資産に含めて表示した休止固定資産は次のとおりである。</p> <p>土地 21,431百万円 建物及び構築物 1,650百万円</p> <p>4. 非連結子会社・関連会社の株式及び非連結子会社・関連会社に対する出資金の額</p> <p>投資有価証券 58,107百万円 その他(投資その他の資産) 8,712百万円</p> <p>5. 保証債務等 (1) 保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社三菱自動車フットボールクラブ</td> <td>250</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>5,087</td> <td>「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,890</td> <td>銀行借入金他</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,227</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保証債務に準ずる債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象金額 (百万円)</th> <th>対象債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク</td> <td>4,868</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,868</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から10,084百万円、販売金融債権及び長期販売金融債権から353,238百万円除かれている。</p> <p>7. 当中間連結会計期間末のその他(固定負債)には、連結調整勘定1,439百万円が含まれている。</p>	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	株式会社三菱自動車フットボールクラブ	250	銀行借入金	従業員	5,087	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金	その他	2,890	銀行借入金他	計	8,227		対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容	イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	4,868	銀行借入金	計	4,868		<p>4. 非連結子会社・関連会社の株式及び非連結子会社・関連会社に対する出資金の額</p> <p>投資有価証券 29,432百万円 その他(投資その他の資産) 9,152百万円</p> <p>5. 保証債務等 (1) 保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>従業員</td> <td>4,247</td> <td>「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,859</td> <td>銀行借入金他</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,106</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保証債務に準ずる債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象金額 (百万円)</th> <th>対象債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク</td> <td>3,367</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,367</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から7,075百万円、販売金融債権及び長期販売金融債権から200,844百万円除かれている。</p> <p>7. 当中間連結会計期間末のその他(固定負債)には、連結調整勘定347百万円が含まれている。</p>	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	従業員	4,247	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金	その他	5,859	銀行借入金他	計	10,106		対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容	イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,367	銀行借入金	計	3,367		<p>3. 休止固定資産 有形固定資産に含めて表示した休止固定資産は次のとおりである。</p> <p>土地 2,049百万円 建物及び構築物 439百万円</p> <p>4. 非連結子会社・関連会社の株式及び非連結子会社・関連会社に対する出資金の額</p> <p>投資有価証券 27,286百万円 その他(投資その他の資産) 8,248百万円</p> <p>5. 保証債務等 (1) 保証債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>保証金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビー・ティークラマ・ユダ・ケスマ・モーターズ</td> <td>142</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>4,633</td> <td>「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,233</td> <td>銀行借入金他</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,008</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保証債務に準ずる債務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>対象金額 (百万円)</th> <th>対象債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク</td> <td>3,449</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,449</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 債権流動化による譲渡残高が受取手形及び売掛金から7,913百万円、販売金融債権及び長期販売金融債権から240,317百万円除かれている。</p> <p>7. 当連結会計年度末のその他(固定負債)には、連結調整勘定714百万円が含まれている。</p>	被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容	ビー・ティークラマ・ユダ・ケスマ・モーターズ	142	銀行借入金	従業員	4,633	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金	その他	1,233	銀行借入金他	計	6,008		対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容	イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,449	銀行借入金	計	3,449	
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容																																																																					
株式会社三菱自動車フットボールクラブ	250	銀行借入金																																																																					
従業員	5,087	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金																																																																					
その他	2,890	銀行借入金他																																																																					
計	8,227																																																																						
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容																																																																					
イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	4,868	銀行借入金																																																																					
計	4,868																																																																						
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容																																																																					
従業員	4,247	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金																																																																					
その他	5,859	銀行借入金他																																																																					
計	10,106																																																																						
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容																																																																					
イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,367	銀行借入金																																																																					
計	3,367																																																																						
被保証者	保証金額 (百万円)	被保証債務の内容																																																																					
ビー・ティークラマ・ユダ・ケスマ・モーターズ	142	銀行借入金																																																																					
従業員	4,633	「社員財形住宅貸金」等に係る銀行借入金																																																																					
その他	1,233	銀行借入金他																																																																					
計	6,008																																																																						
対象者	対象金額 (百万円)	対象債務の内容																																																																					
イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,449	銀行借入金																																																																					
計	3,449																																																																						

[次へ](#)

( 中間連結損益計算書関係 )

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																														
<p>1. 固定資産売却益の内訳は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>269百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>357百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>133百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>766百万円</td> </tr> </table>	土地	269百万円	建物及び構築物	357百万円	機械装置及び運搬具	133百万円	その他	6百万円	計	766百万円	<p>1. 固定資産売却益の内訳は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>190百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>679百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>217百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,112百万円</td> </tr> </table>	土地	190百万円	建物及び構築物	679百万円	機械装置及び運搬具	217百万円	その他	25百万円	計	1,112百万円	<p>1. 固定資産売却益の内訳は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>1,184百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>427百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>3,521百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>15百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5,148百万円</td> </tr> </table>	土地	1,184百万円	建物及び構築物	427百万円	機械装置及び運搬具	3,521百万円	その他	15百万円	計	5,148百万円
土地	269百万円																															
建物及び構築物	357百万円																															
機械装置及び運搬具	133百万円																															
その他	6百万円																															
計	766百万円																															
土地	190百万円																															
建物及び構築物	679百万円																															
機械装置及び運搬具	217百万円																															
その他	25百万円																															
計	1,112百万円																															
土地	1,184百万円																															
建物及び構築物	427百万円																															
機械装置及び運搬具	3,521百万円																															
その他	15百万円																															
計	5,148百万円																															
<p>2. 固定資産売却損の内訳は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>275百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>140百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>416百万円</td> </tr> </table>	土地	275百万円	機械装置及び運搬具	140百万円	計	416百万円	<p>2. 固定資産売却損の内訳は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>42百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>96百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>49百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>259百万円</td> </tr> </table>	土地	42百万円	建物及び構築物	71百万円	機械装置及び運搬具	96百万円	その他	49百万円	計	259百万円	<p>2. 固定資産売却損の内訳は下記のとおりである。</p> <table border="0"> <tr> <td>土地</td> <td>14,006百万円</td> </tr> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>179百万円</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>203百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>156百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>14,545百万円</td> </tr> </table>	土地	14,006百万円	建物及び構築物	179百万円	機械装置及び運搬具	203百万円	その他	156百万円	計	14,545百万円				
土地	275百万円																															
機械装置及び運搬具	140百万円																															
計	416百万円																															
土地	42百万円																															
建物及び構築物	71百万円																															
機械装置及び運搬具	96百万円																															
その他	49百万円																															
計	259百万円																															
土地	14,006百万円																															
建物及び構築物	179百万円																															
機械装置及び運搬具	203百万円																															
その他	156百万円																															
計	14,545百万円																															
<p>3. 研究開発費の総額 販売費及び一般管理費 35,454百万円</p>	<p>3. 研究開発費の総額 販売費及び一般管理費 32,058百万円</p>	<p>3. 研究開発費の総額 販売費及び一般管理費 68,775百万円</p>																														
<p>4. 営業外収益のその他には連結調整勘定償却額716百万円が含まれている。</p>	<p>4. 営業外収益のその他には連結調整勘定償却額379百万円が含まれている。</p>	<p>4. 営業外収益のその他には連結調整勘定償却額1,441百万円が含まれている。</p>																														
<p>5. 法人税等の表示方法 (追加情報)</p>																																
<p>中間連結会計期間における税金費用については、従来簡便法により計算していたが、税金費用をより合理的に算定するため、当中間連結会計期間から原則法に変更した。なお、この変更による影響額は軽微である。</p>																																
<p>6. 特別対策費は、当社製既販車に対する無料点検費用である。</p>		<p>6. 特別対策費は、当社製既販車に対する無料点検費用である。</p>																														
<p>7. 構造改革損失は、新車開発取止めによる取引先に対する型費補償7,870百万円及び名古屋地区生産統合に伴う臨時償却6,291百万円である。</p>	<p>7. 構造改革損失は、新車開発取止めによる取引先に対する型費補償等1,752百万円及び名古屋地区生産統合延期に伴う損失1,481百万円である。</p>	<p>7. 構造改革損失は、新車開発取止めによる取引先に対する型費補償10,511百万円、名古屋地区生産統合に伴う臨時償却7,644百万円及び欧州子会社余剰固定費一括償却11,374百万円である。</p>																														

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																								
<p>8. 減損損失は米国会計基準適用下の米国子会社で発生したものである。 その内訳は、機械装置及び運搬具 12,653百万円、有形固定資産その他 7,022百万円である。</p>	<p>8. 減損損失</p> <p>(1) 減損損失を認識した資産グループの概要</p> <table border="1" data-bbox="536 333 948 920"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>用 途</th> <th>種 類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県愛知郡長久手町、大阪府藤井寺市等 74件</td> <td>販売関連資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>16,884</td> </tr> <tr> <td>宮城県仙台市、奈良県奈良市等 9件</td> <td>賃貸用資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>2,555</td> </tr> <tr> <td>東京都多摩市、東京都板橋区等 24件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>2,505</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 資産のグルーピングの方法 生産用資産は車体生産工場単位又は事業拠点単位とし、販売関連資産は主として事業拠点単位としている。また、賃貸用資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取扱っている。</p> <p>(3) 減損損失の認識に至った経緯 継続企業的前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生していること及び市場価格が著しく下落していること等により、一部資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減損した。</p> <p>(4) 回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、各資産グループ単位に将来キャッシュ・フローを割引率6%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれか高い額としている。</p> <p>(5) 減損損失の金額 減損損失21,945百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。</p> <table data-bbox="611 1854 948 1998"> <tr> <td>土地</td> <td>18,846百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>2,310百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>788百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21,945百万円</td> </tr> </table>	場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)	愛知県愛知郡長久手町、大阪府藤井寺市等 74件	販売関連資産	土地、建物等	16,884	宮城県仙台市、奈良県奈良市等 9件	賃貸用資産	土地、建物等	2,555	東京都多摩市、東京都板橋区等 24件	遊休資産	土地、建物等	2,505	土地	18,846百万円	建物	2,310百万円	その他	788百万円	計	21,945百万円	<p>8. 減損損失は米国会計基準適用下の米国子会社及び豪州会計基準適用下の豪州子会社で発生したものである。 その内訳は、機械装置及び運搬具 41,196百万円、建設仮勘定22,911百万円、その他20,268百万円である。</p>
場 所	用 途	種 類	減損損失 (百万円)																							
愛知県愛知郡長久手町、大阪府藤井寺市等 74件	販売関連資産	土地、建物等	16,884																							
宮城県仙台市、奈良県奈良市等 9件	賃貸用資産	土地、建物等	2,555																							
東京都多摩市、東京都板橋区等 24件	遊休資産	土地、建物等	2,505																							
土地	18,846百万円																									
建物	2,310百万円																									
その他	788百万円																									
計	21,945百万円																									

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成16年9月30日現在)</p> <p>現金及び預金 155,883百万円 預入期間が3ヶ月を超え る定期預金 15,243百万円 有価証券(取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到 来する短期投資) 1,844百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 142,484百万円</p>	<p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係 (平成17年9月30日現在)</p> <p>現金及び預金 229,074百万円 預入期間が3ヶ月を超え る定期預金 10,316百万円 有価証券(取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到 来する短期投資) 12,016百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 230,775百万円</p>	<p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に掲記されている科目の金 額との関係 (平成17年3月31日現在)</p> <p>現金及び預金 307,474百万円 預入期間が3ヶ月を超え る定期預金 16,791百万円 有価証券(取得日から3 ヶ月以内に償還期限の到 来する短期投資) 4,220百万円</p> <hr/> <p>現金及び現金同等物 294,903百万円</p>
<p>2. リース車両の取得による支出が 13,367百万円含まれている。</p>	<p>2. リース車両の取得による支出が 3,502百万円含まれている。</p>	<p>2. リース車両の取得による支出が 16,061百万円含まれている。</p>
<p>3. リース車両の売却による収入が 26,308百万円含まれている。</p>	<p>3. リース車両の売却による収入が 8,668百万円含まれている。</p>	<p>3. リース車両の売却による収入が 36,276百万円含まれている。</p>
<p>4. 販売金融に係る債権による支出が 60,463百万円含まれている。販売金 融に係る債権の回収による収入が 20,599百万円含まれている。</p>	<p>4. 販売金融に係る債権による支出が 26,617百万円含まれている。販売金 融に係る債権の回収による収入が 31,982百万円含まれている。</p>	<p>4. 販売金融に係る債権による支出が 95,011百万円含まれている。販売金 融に係る債権の回収による収入が 223,580百万円含まれている。</p>

[次へ](#)

(リース取引関係)

平成16年度 中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																																																																																																																						
<p>1. 借主側</p> <p>(1)リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="108 546 507 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>35,947</td> <td>25,147</td> <td>10,799</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,867</td> <td>2,733</td> <td>3,134</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>41,814</td> <td>27,881</td> <td>13,933</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="181 882 507 987"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>8,487百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>11,865百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>20,352百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1" data-bbox="181 1218 507 1323"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>5,338百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,487百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>273百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっている。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。</p> <p>(2)オペレーティング・リース取引</p> <table border="1" data-bbox="165 1778 507 1917"> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td>9,443百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>28,899百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>38,342百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具器具備品	35,947	25,147	10,799	その他	5,867	2,733	3,134	合計	41,814	27,881	13,933	1年以内	8,487百万円	1年超	11,865百万円	合計	20,352百万円	支払リース料	5,338百万円	減価償却費相当額	4,487百万円	支払利息相当額	273百万円	未経過リース料		1年以内	9,443百万円	1年超	28,899百万円	合計	38,342百万円	<p>1. 借主側</p> <p>(1)リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="536 546 951 831"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>27,674</td> <td>20,777</td> <td>16</td> <td>6,880</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,513</td> <td>2,843</td> <td>9</td> <td>2,659</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33,188</td> <td>23,621</td> <td>26</td> <td>9,540</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額等</p> <table border="1" data-bbox="609 927 935 1055"> <tbody> <tr> <td>未経過リース料中間期末残高相当額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td>6,623百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,018百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14,641百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>リース資産減損勘定の残高 18百万円</p> <p>支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table border="1" data-bbox="609 1218 935 1402"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>4,098百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>7百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,917百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>214百万円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td>26百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>利息相当額の算定方法 同 左</p> <p>(2)オペレーティング・リース取引</p> <table border="1" data-bbox="593 1778 935 1917"> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td>16,180百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>35,764百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>51,944百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具器具備品	27,674	20,777	16	6,880	その他	5,513	2,843	9	2,659	合計	33,188	23,621	26	9,540	未経過リース料中間期末残高相当額		1年以内	6,623百万円	1年超	8,018百万円	合計	14,641百万円	支払リース料	4,098百万円	リース資産減損勘定の取崩額	7百万円	減価償却費相当額	2,917百万円	支払利息相当額	214百万円	減損損失	26百万円	未経過リース料		1年以内	16,180百万円	1年超	35,764百万円	合計	51,944百万円	<p>1. 借主側</p> <p>(1)リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="971 546 1386 808"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>31,275</td> <td>23,033</td> <td>8,242</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5,372</td> <td>2,432</td> <td>2,940</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36,648</td> <td>25,466</td> <td>11,182</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="1045 882 1370 987"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>7,350百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9,933百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17,283百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="1" data-bbox="1045 1218 1370 1323"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>10,156百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>8,483百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>522百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 同 左</p> <p>利息相当額の算定方法 同 左</p> <p>(2)オペレーティング・リース取引</p> <table border="1" data-bbox="1029 1778 1370 1917"> <tbody> <tr> <td>未経過リース料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1年以内</td> <td>15,456百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>46,697百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>62,153百万円</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具器具備品	31,275	23,033	8,242	その他	5,372	2,432	2,940	合計	36,648	25,466	11,182	1年以内	7,350百万円	1年超	9,933百万円	合計	17,283百万円	支払リース料	10,156百万円	減価償却費相当額	8,483百万円	支払利息相当額	522百万円	未経過リース料		1年以内	15,456百万円	1年超	46,697百万円	合計	62,153百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																																																					
工具器具備品	35,947	25,147	10,799																																																																																																																					
その他	5,867	2,733	3,134																																																																																																																					
合計	41,814	27,881	13,933																																																																																																																					
1年以内	8,487百万円																																																																																																																							
1年超	11,865百万円																																																																																																																							
合計	20,352百万円																																																																																																																							
支払リース料	5,338百万円																																																																																																																							
減価償却費相当額	4,487百万円																																																																																																																							
支払利息相当額	273百万円																																																																																																																							
未経過リース料																																																																																																																								
1年以内	9,443百万円																																																																																																																							
1年超	28,899百万円																																																																																																																							
合計	38,342百万円																																																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																																																																																				
工具器具備品	27,674	20,777	16	6,880																																																																																																																				
その他	5,513	2,843	9	2,659																																																																																																																				
合計	33,188	23,621	26	9,540																																																																																																																				
未経過リース料中間期末残高相当額																																																																																																																								
1年以内	6,623百万円																																																																																																																							
1年超	8,018百万円																																																																																																																							
合計	14,641百万円																																																																																																																							
支払リース料	4,098百万円																																																																																																																							
リース資産減損勘定の取崩額	7百万円																																																																																																																							
減価償却費相当額	2,917百万円																																																																																																																							
支払利息相当額	214百万円																																																																																																																							
減損損失	26百万円																																																																																																																							
未経過リース料																																																																																																																								
1年以内	16,180百万円																																																																																																																							
1年超	35,764百万円																																																																																																																							
合計	51,944百万円																																																																																																																							
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																																																					
工具器具備品	31,275	23,033	8,242																																																																																																																					
その他	5,372	2,432	2,940																																																																																																																					
合計	36,648	25,466	11,182																																																																																																																					
1年以内	7,350百万円																																																																																																																							
1年超	9,933百万円																																																																																																																							
合計	17,283百万円																																																																																																																							
支払リース料	10,156百万円																																																																																																																							
減価償却費相当額	8,483百万円																																																																																																																							
支払利息相当額	522百万円																																																																																																																							
未経過リース料																																																																																																																								
1年以内	15,456百万円																																																																																																																							
1年超	46,697百万円																																																																																																																							
合計	62,153百万円																																																																																																																							

平成16年度 中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度 中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
2.貸主側 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年以内           23,364百万円 1年超             24,554百万円 <hr/> 合計               47,919百万円	2.貸主側 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年以内           18,060百万円 1年超             18,661百万円 <hr/> 合計               36,722百万円	2.貸主側 オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年以内           20,741百万円 1年超             22,215百万円 <hr/> 合計               42,956百万円

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの  
該当事項はない。

2. その他有価証券で時価のあるもの

種類	平成16年度中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)			平成17年度中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)			平成16年度末 (平成17年3月31日)		
	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)	取得原価 (百万円)	連結貸借対 照表計上額 (百万円)	差額 (百万円)
株式	10,075	27,376	17,300	9,858	20,355	10,496	9,890	25,622	15,731
合計	10,075	27,376	17,300	9,858	20,355	10,496	9,890	25,622	15,731

(注) 時価が著しく下落し回復の見込みがないと判断されるものについては減損処理を実施し、減損処理後の帳簿価額を取得原価として記載している。

前連結会計年度における時価のあるその他有価証券についての減損処理額は、2百万円である。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額

	平成16年度 中間連結会計期間末 (平成16年9月30日) (百万円)	平成17年度 中間連結会計期間末 (平成17年9月30日) (百万円)	平成16年度末 (平成17年3月31日) (百万円)
その他有価証券			
非上場株式(店頭売買株式を除く)	18,938	19,072	18,958
その他	1,844	12,026	4,220

(注) 発行会社の財務状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合は相当額の減額(減損処理)を実施している。

当中間連結会計期間、前中間連結会計期間及び前連結会計年度における時価評価されていないその他有価証券についての減損処理は、それぞれ106百万円、37百万円及び38百万円である。

## (デリバティブ取引関係)

## デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益の状況

対象物の種類	取引の種類	平成16年度中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)			平成17年度中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)			平成16年度末 (平成17年3月31日)		
		契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)	契約額等 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
通貨	為替予約取引									
	売建	57,429	57,929	499	94,833	94,675	158	51,979	52,315	335
	買建	8,976	9,115	138	10,706	10,609	96	10,950	10,900	49
通貨	通貨金利スワップ取引									
	支払日本円・ 受取米ドル	2,876	158	158	1,443	2	2	2,166	16	16
	支払タイバーツ・ 受取米ドル	4,318	434	434	1,914	307	307	3,157	1	1
金利	金利スワップ取引									
	支払固定・受取変動	118,151	309	309	102,757	347	347	129,869	113	113
	支払変動・受取固定	3,069	24	24	29,340	38	38	61,428	139	139
	合計	-	-	248	-	-	675	-	-	147

(注) 1. 時価の算定は、取引先金融機関から提示された価格等に基づいている。

2. ヘッジ会計及び金利スワップ特例処理が適用されているものについては、記載対象から除いている。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

平成16年度中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	1,040,835	29,977	1,070,812	-	1,070,812
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	(291)	1,998	1,706	(1,706)	-
計	1,040,543	31,976	1,072,519	(1,706)	1,070,812
営業費用	1,101,888	45,423	1,147,311	(85)	1,147,226
営業利益(又は営業損失)	(61,345)	(13,446)	(74,791)	(1,621)	(76,413)

平成17年度中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	972,092	19,165	991,257	-	991,257
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	(58)	-	(58)	58	-
計	972,034	19,165	991,199	58	991,257
営業費用	995,171	17,010	1,012,181	(1,129)	1,011,051
営業利益(又は営業損失)	(23,136)	2,154	(20,981)	1,187	(19,794)

平成16年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	自動車事業 (百万円)	金融事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	2,086,907	35,718	2,122,626	-	2,122,626
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	(854)	4,474	3,619	(3,619)	-
計	2,086,053	40,193	2,126,246	(3,619)	2,122,626
営業費用	2,190,358	61,259	2,251,618	(447)	2,251,170
営業利益(又は営業損失)	(104,305)	(21,066)	(125,371)	(3,172)	(128,544)

(注) 1. 事業区分の方法は、産業区分及び市場の類似性に基づいている。

2. 各事業区分の主要製品等

(1)自動車.....乗用車等

(2)金融.....販売金融等

【所在地別セグメント情報】

平成16年度中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	379,495	229,389	346,343	37,984	77,599	1,070,812	-	1,070,812
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	235,138	4,396	1,606	51,019	3,566	295,726	(295,726)	-
計	614,634	233,786	347,949	89,003	81,166	1,366,539	(295,726)	1,070,812
営業費用	659,708	277,316	345,261	78,451	87,477	1,448,216	(300,989)	1,147,226
営業利益(又は営業損失)	(45,074)	(43,529)	2,687	10,552	(6,311)	(81,676)	5,262	(76,413)

平成17年度中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	380,437	188,504	282,898	55,345	84,071	991,257	-	991,257
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	243,260	4,101	7,411	50,391	811	305,976	(305,976)	-
計	623,698	192,605	290,310	105,736	84,883	1,297,234	(305,976)	991,257
営業費用	646,717	198,952	285,863	96,712	87,646	1,315,893	(304,841)	1,011,051
営業利益(又は営業損失)	(23,019)	(6,347)	4,446	9,024	(2,763)	(18,659)	(1,134)	(19,794)

平成16年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	791,620	422,294	664,546	89,079	155,085	2,122,626	-	2,122,626
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	466,655	13,017	5,672	109,474	5,591	600,411	(600,411)	-
計	1,258,275	435,311	670,218	198,554	160,677	2,723,037	(600,411)	2,122,626
営業費用	1,331,837	509,568	670,411	176,952	172,126	2,860,894	(609,724)	2,251,170
営業利益(又は営業損失)	(73,561)	(74,256)	(192)	21,602	(11,448)	(137,857)	9,313	(128,544)

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1)北米.....米国、プエルトリコ

(2)欧州.....オランダ

(3)アジア.....タイ、フィリピン

(4)その他.....オーストラリア、ニュージーランド、U. A. E.

【海外売上高】

平成16年度中間連結会計期間（自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	237,329	348,049	139,288	163,386	888,054
連結売上高（百万円）					1,070,812
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	22.2	32.5	13.0	15.2	82.9

平成17年度中間連結会計期間（自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	196,071	283,384	124,228	178,749	782,434
連結売上高（百万円）					991,257
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	19.8	28.6	12.5	18.0	78.9

平成16年度（自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日）

	北米	欧州	アジア	その他	計
海外売上高（百万円）	441,441	667,778	258,331	342,184	1,709,736
連結売上高（百万円）					2,122,626
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	20.8	31.4	12.2	16.1	80.5

（注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度及び事業活動の相互関連性によっている。

2．本邦以外の区分に属する主な国又は地域

（1）北米.....米国、プエルトリコ

（2）欧州.....オランダ、イタリア、ドイツ

（3）アジア.....タイ、マレーシア、台湾

（4）その他.....オーストラリア、ニュージーランド

3．海外売上高は、中間連結財務諸表提出会社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。

( 1株当たり情報 )

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額 18円96銭 1株当たり中間純損失金額 95円67銭  (注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式はあるものの中間純損失を計上しているため記載していない。	1株当たり純資産額 58円82銭 1株当たり中間純損失金額 14円87銭  (注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間純損失であるため、記載していない。	1株当たり純資産額 47円34銭 1株当たり当期純損失金額 194円36銭  (注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載していない。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期)純損失金額			
中間(当期)純損失(百万円)	178,791	63,771	474,785
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純損失 (百万円)	178,791	63,771	474,785
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,868,896	4,287,398	2,442,865
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第1回B種優先株式 第2回B種優先株式 第3回B種優先株式 第1回G種優先株式 上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>上記新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況」に記載のとおり。</p>	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第2回B種優先株式 第3回B種優先株式 第1回G種優先株式 第2回G種優先株式 第3回G種優先株式 上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>上記新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況」に記載のとおり。</p>	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第2回B種優先株式 第3回B種優先株式 第1回G種優先株式 第2回G種優先株式 第3回G種優先株式 上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>上記新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況」に記載のとおり。</p>

( 重要な後発事象 )

平成16年度中間連結会計期間 ( 自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日 )	平成17年度中間連結会計期間 ( 自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日 )	平成16年度 ( 自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日 )																																								
<p>1. 固定資産 ( 品川本社土地 ) の譲渡</p> <p>中間連結財務諸表提出会社は三菱商事株式会社と共に、12月17日、モルガン・スタンレーグループの関連会社が運営する不動産投資ファンド出資の特別目的会社との間で、品川本社の土地を含む品川三菱ビルに関する信託受益権の売買契約を締結した。</p> <p>中間連結財務諸表提出会社は三菱商事株式会社と品川三菱ビル及びその敷地の一括した不動産信託化を行い、その信託受益権のうち中間連結財務諸表提出会社持分である約35.8%の土地部分を売却予定である。</p> <p>中間連結財務諸表提出会社は、1999年3月に三菱商事株式会社、三菱重工業株式会社と共に、日本国有鉄道清算事業団から当該土地を取得し、三菱商事株式会社によるビル建設後、品川本社 ( 品川三菱ビル ) として賃借入居し現在に至っている。</p> <p>なお、中間連結財務諸表提出会社は3社で取得した土地のうち中間連結財務諸表提出会社持分を売却した後、現在使用しているビル部分について引き続き購入先のグループ会社から賃借を受ける予定である。</p> <p>固定資産譲渡の理由、概要は以下のとおりである。</p> <p>( 1 ) 譲渡の理由 当社グループ事業再生計画に基づく資産圧縮とキャッシュフロー改善のため</p> <p>( 2 ) 譲渡資産の内容</p> <table border="0"> <tr> <td>資産内容</td> <td>品川本社 ( 品川三菱ビル ) 土地</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3社共有20,476.14平方メートルのうちの中間連結財務諸表提出会社持分19/53</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>東京都港区港南二丁目16-3 他3筆</td> </tr> <tr> <td>帳簿価額</td> <td>29,943百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡予定価額</td> <td>30,021百万円</td> </tr> </table> <p>( 3 ) 譲渡形式及び譲渡先概要</p> <table border="0"> <tr> <td>譲渡形式</td> <td>信託受益権売買方式</td> </tr> <tr> <td>信託先</td> <td>モルガン信託銀行株式会社</td> </tr> <tr> <td>受益権譲渡先</td> <td>大手町ホールディング特定目的会社</td> </tr> </table> <p>( 4 ) 譲渡日程</p> <table border="0"> <tr> <td>2004年12月17日</td> <td>売買契約締結</td> </tr> <tr> <td>2005年 1月31日</td> <td>物件引渡予定</td> </tr> </table> <p>( 5 ) 今後の見通し</p>	資産内容	品川本社 ( 品川三菱ビル ) 土地		3社共有20,476.14平方メートルのうちの中間連結財務諸表提出会社持分19/53	所在地	東京都港区港南二丁目16-3 他3筆	帳簿価額	29,943百万円	譲渡予定価額	30,021百万円	譲渡形式	信託受益権売買方式	信託先	モルガン信託銀行株式会社	受益権譲渡先	大手町ホールディング特定目的会社	2004年12月17日	売買契約締結	2005年 1月31日	物件引渡予定	<p>1. 社債の発行</p> <p>平成17年 9月30日開催の取締役会決議に基づきタイ国内におけるミツビシ・モーターズ ( タイランド ) ・カンパニー・リミテッド第 1 回銀行保証付社債を次のとおり発行した。</p> <p>ミツビシ・モーターズ ( タイランド ) ・カンパニー・リミテッド第 1 回銀行保証付社債</p> <table border="0"> <tr> <td>( 1 ) 発行総額</td> <td>: 50億バーツ</td> </tr> <tr> <td>( 2 ) 発行価額</td> <td>: 額面1,000バーツにつき金1,000バーツ</td> </tr> <tr> <td>( 3 ) 払込期日</td> <td>: 平成17年12月 8日</td> </tr> <tr> <td>( 4 ) 利率</td> <td>: 6.02%</td> </tr> <tr> <td>( 5 ) 償還期限</td> <td>: 平成20年12月 8日</td> </tr> <tr> <td>( 6 ) 資金の使途</td> <td>: 設備資金等</td> </tr> </table> <p>2. 優先株式から普通株式への転換等</p> <p>平成17年10月 1 日以降12月12日までの間に優先株式</p> <table border="0"> <tr> <td>第 1 回 A 種</td> <td>50,000 株</td> </tr> <tr> <td>第 2 回 A 種</td> <td>2,500 株</td> </tr> <tr> <td>第 2 回 B 種</td> <td>3,300 株</td> </tr> <tr> <td>第 3 回 B 種</td> <td>39,100 株</td> </tr> </table> <p>が普通株式に転換されたこと等により、普通株式の発行済株式総数が1,017,620,563株増加し5,403,369,582株となった。</p>	( 1 ) 発行総額	: 50億バーツ	( 2 ) 発行価額	: 額面1,000バーツにつき金1,000バーツ	( 3 ) 払込期日	: 平成17年12月 8日	( 4 ) 利率	: 6.02%	( 5 ) 償還期限	: 平成20年12月 8日	( 6 ) 資金の使途	: 設備資金等	第 1 回 A 種	50,000 株	第 2 回 A 種	2,500 株	第 2 回 B 種	3,300 株	第 3 回 B 種	39,100 株	<p>該当事項はない。</p>
資産内容	品川本社 ( 品川三菱ビル ) 土地																																									
	3社共有20,476.14平方メートルのうちの中間連結財務諸表提出会社持分19/53																																									
所在地	東京都港区港南二丁目16-3 他3筆																																									
帳簿価額	29,943百万円																																									
譲渡予定価額	30,021百万円																																									
譲渡形式	信託受益権売買方式																																									
信託先	モルガン信託銀行株式会社																																									
受益権譲渡先	大手町ホールディング特定目的会社																																									
2004年12月17日	売買契約締結																																									
2005年 1月31日	物件引渡予定																																									
( 1 ) 発行総額	: 50億バーツ																																									
( 2 ) 発行価額	: 額面1,000バーツにつき金1,000バーツ																																									
( 3 ) 払込期日	: 平成17年12月 8日																																									
( 4 ) 利率	: 6.02%																																									
( 5 ) 償還期限	: 平成20年12月 8日																																									
( 6 ) 資金の使途	: 設備資金等																																									
第 1 回 A 種	50,000 株																																									
第 2 回 A 種	2,500 株																																									
第 2 回 B 種	3,300 株																																									
第 3 回 B 種	39,100 株																																									

本件売却による影響額は当期の業績見  
通しに既に織り込み済みである。

平成16年度中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	平成17年度中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	平成16年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
<p>(追加情報)</p> <p>ダイムラー・クライスラー・アーゲーと連結財務諸表提出会社間の三菱ふそうトラック・バス株式売買契約に関する件</p> <p>ダイムラー・クライスラー・アーゲーから、三菱ふそうトラック・バス株式会社の品質問題に関して、ダイムラー・クライスラー・アーゲーと連結財務諸表提出会社間の三菱ふそうトラック・バス株式売買契約に基づいて補償請求を行うか否かを検討している旨の通知を平成16年6月7日に受けた。</p> <p>今後実際に請求がなされるかは明らかではなく、また、あるとした場合でも、請求の具体的な内容は現時点で不明である。</p>		

(2) 【その他】

該当事項はない。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	平成16年度中間会計期間末 (平成16年9月30日)		平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日)		平成16年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び預金		96,261		160,003		244,043	
2. 受取手形		1,155		1,290		594	
3. 売掛金	5	108,501		125,372		127,596	
4. たな卸資産		176,633		147,598		128,643	
5. 短期貸付金		137,542		138,649		106,315	
6. 未収入金	2,3	42,071		44,577		40,640	
7. その他		34,993		20,753		35,725	
貸倒引当金		38,485		47,113		38,333	
流動資産合計		558,674	47.8	591,132	56.9	645,226	57.4
固定資産							
1. 有形固定資産	1,2,6						
(1) 建物		49,236		44,787		46,023	
(2) 機械装置		64,132		65,165		67,012	
(3) 土地		116,536		44,306		65,790	
(4) その他		38,098		47,530		35,649	
有形固定資産合計		268,003	22.9	201,789	19.4	214,475	19.1
2. 無形固定資産		12,991	1.1	15,066	1.4	15,691	1.4
3. 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		45,649		38,377		43,763	
(2) 関係会社株式		232,606		146,844		155,192	
(3) 長期貸付金		1,671		1,274		1,297	
(4) その他		53,712		48,426		51,548	
貸倒引当金		3,801		3,589		3,761	
投資その他の資産 合計		329,839	28.2	231,333	22.3	248,041	22.1
固定資産合計		610,833	52.2	448,189	43.1	478,208	42.6
資産合計		1,169,507	100.0	1,039,322	100.0	1,123,435	100.0

区分	注記 番号	平成16年度中間会計期間末 (平成16年9月30日)		平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日)		平成16年度の要約貸借対照表 (平成17年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
<b>(負債の部)</b>								
流動負債								
1. 支払手形		9,646		14,875		13,139		
2. 買掛金		198,497		227,117		208,709		
3. 短期借入金	2	105,520		81,677		74,550		
4. 1年以内に償還予定の社債		5,700		-		-		
5. 未払金		60,453		69,145		71,420		
6. 未払法人税等		475		529		971		
7. 製品保証引当金		25,103		25,103		25,103		
8. その他		51,199		42,821		51,818		
流動負債合計		456,597	39.0	461,269	44.4	445,712	39.7	
固定負債								
1. 社債		37,300		37,300		37,300		
2. 長期借入金	2	145,798		113,378		134,507		
3. 繰延税金負債		7,686		10,755		7,105		
4. 退職給付引当金		80,101		80,971		79,709		
5. 役員退職慰労引当金		835		1,212		1,013		
6. 保証債務引当金		9,880		33,621		48,916		
7. その他		10,077		38,063		39,039		
固定負債合計		291,678	25.0	315,302	30.3	347,592	30.9	
負債合計		748,275	64.0	776,572	74.7	793,305	70.6	
<b>(資本の部)</b>								
資本金								
資本金		500,201	42.8	642,300	61.8	642,300	57.2	
資本剰余金								
1. 資本準備金		276,048		418,148		418,148		
資本剰余金合計		276,048	23.6	418,148	40.2	418,148	37.2	
利益剰余金								
1. 中間(当期)未処理損失		364,884		803,508		739,322		
利益剰余金合計		364,884	31.2	803,508	77.3	739,322	65.8	
その他有価証券評価差額金		9,872	0.8	5,818	0.6	9,012	0.8	
自己株式		5	0.0	9	0.0	8	0.0	
資本合計		421,232	36.0	262,749	25.3	330,130	29.4	
負債資本合計		1,169,507	100.0	1,039,322	100.0	1,123,435	100.0	

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		平成16年度の要約損益計算書 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
売上高		565,036	100.0	578,747	100.0	1,163,498	100.0
売上原価		514,974	91.1	516,688	89.3	1,048,651	90.1
売上総利益		50,062	8.9	62,058	10.7	114,847	9.9
販売費及び一般管理費		90,115	15.9	82,675	14.3	177,093	15.2
営業損失		40,053	7.1	20,617	3.6	62,246	5.3
営業外収益							
1. 受取利息		1,487		4,423		5,565	
2. 受取配当金		3,786		3,286		5,964	
3. その他		48		233		100	
営業外収益合計		5,322	0.9	7,942	1.4	11,631	1.0
営業外費用							
1. 支払利息		4,616		4,940		9,027	
2. 外国為替差損		2,442		-		4,462	
3. 新株発行費		11,961		-		12,854	
4. その他	2	3,269		3,396		8,192	
営業外費用合計		22,291	3.9	8,336	1.4	34,537	3.0
経常損失		57,022	10.1	21,010	3.6	85,152	7.3
特別利益	3	11,508	2.0	6,998	1.2	5,864	0.5
特別損失	4,5	107,024	18.9	45,180	7.8	448,460	38.5
税引前中間(当期)純損失		152,539	27.0	59,191	10.2	527,748	45.4
法人税、住民税及び事業税	6	751		812		1,522	
法人税等調整額		-	0.1	5,806	0.9	-	0.1
中間(当期)純損失		151,787	26.9	64,185	11.1	526,225	45.2
前期繰越損失		213,097		739,322		213,097	
中間(当期)未処理損失		364,884		803,508		739,322	

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>当社は、前年度において213,097百万円の当期純損失を計上した。</p> <p>当中間会計期間においても151,787百万円の中間純損失を計上している。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社は、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されるため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月に 聖域なきコストカット、お客様の信頼回復、徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>現在、当社では、「事業再生計画」及び「追加施策」の完遂に向けグループ丸となって推進中である。</p>	<p>当社は、前々年度において213,097百万円、前年度において526,225百万円の当期純損失を計上し、また当中間会計期間においても64,185百万円の中間純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社は、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月に 聖域なきコストカット、お客様の信頼回復、徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできたが、過去のリコール問題への対応の不備は当社に対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また、当社の事業回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p> <p>この状況を打開し、当社が再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p>	<p>当社は、前年度において213,097百万円の当期純損失を計上し、また当年度においても526,225百万円の当期純損失を計上した。</p> <p>当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。</p> <p>そこで当社は、当該状況を解消するとともに経営基盤を強化すべく、「事業再生計画」(平成16年度～平成18年度)を平成16年5月に策定した。</p> <p>また、当社及び三菱ふそうトラック・バス株式会社のリコール問題により国内販売の落ち込みが予想されたため、事業再生計画達成に向けて、平成16年6月に 聖域なきコストカット、お客様の信頼回復、徹底するコンプライアンスを3本柱とする追加施策を決定した。</p> <p>以来、計画にて定めた信頼回復及び収益改善に向けた諸施策に鋭意取り組んできた。この間、過去のリコール問題についての徹底的な調査を実施し平成16年9月に市場措置の届出を完了するなど、企業風土改革に向けた活動については順調に進捗している。</p> <p>しかしながら、過去のリコール問題への対応の不備は当社に対する信頼回復の遅れを招き、その影響から販売台数の低迷が顕著となった。これは過去から潜在的に抱えていた生産能力の過剰という問題をも顕在化させることとなった。また、当社の事業回復の遅れと財務健全性に対する懸念が高まり、再生のために確保していた資金を有利子負債等の返済に充当せざるを得ない状況となった。</p> <p>この状況を打開し、当社が再生を果たすためには、信頼回復に向けた活動を継続する一方で、収益改善を確実なものとするための追加対策が不可欠となったことから、新たな経営計画として「三菱自動車再生計画」を平成17年1月に策定した。</p>

<p>平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>事業再生計画の主要項目は次の通りである。</p> <p>(1)経営改革による信頼の回復と再生の断行 経営改革を完遂する体制(企業倫理委員会、CSR推進本部、事業再生委員会)を導入し、外部からの監視による徹底した企業倫理の確立と外部からの資本導入により大胆な事業再生を断行する。</p> <p>&lt;信頼回復のための施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社外有識者を中心に構成される「企業倫理委員会」が、お客様第一、安全第一、品質第一の遵守を「社会の眼」で監視し、取締役会に直接諮問・答申することにより、品質、ガバナンス面の監査機能を抜本的に強化する。</li> <li>「品質統括本部」に品質保証・管理機能を一元化するとともに、全社的な品質監査、コンプライアンスを推進するCEO直轄の「CSR推進本部」が品質マネジメントを監査し、改善を推進する。</li> </ul> <p>&lt;再生断行のための施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部投資家の視点から、厳しい改革を推進する。</li> <li>外部投資家を再生委員長に任命し、1年間の限定で「事業再生委員会」を立上げる。また、事業再生テーマごとに部門横断型チームを設置する。</li> <li>部門横断型チームは若手中心で、組織の壁を乗り越えて大胆な実行案を再生委員長に提言する。</li> <li>執行部門は事業再生委員会からおろされた実行案に対して実行責任を持ち、地域担当は地域別に設定された最終損益に結果責任を持つ。</li> </ul>	<p>この計画の主要項目および当中間期の進捗状況は次の通りである。</p> <p>1.企業風土改革への取り組み 信頼回復と企業風土改革は、当社が再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を着実に実行してきた。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。また、各社員は企業倫理セミナーを通して企業倫理に対する理解を深めており、社員による「企業倫理遵守に関する誓約書」の提出も完了した。</p> <p>また、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。</p> <p>今後も企業風土改革を実行していく所存である。</p> <p>2.「三菱自動車再生計画」の重点ポイント お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第一 商品の徹底的な信頼性の向上 事業戦略 下振れリスクを織り込んだ販売計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化(米 国、豪州、日本) 資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築</p> <p>3.必達目標 平成18年度での黒字化(連結当期純利益:80億円) 平成19年度での黒字体質定着化(連結当期純利益:410億円)</p>	<p>この計画の主要項目は次の通りである。</p> <p>1.企業風土改革への取り組み 信頼回復と企業風土改革は、当社が再生を果たすにあたっての最優先事項であり、CSR推進本部が中心となりコンプライアンス施策を着実に実行してきた。社外有識者で構成される企業倫理委員会からも、社外の目で継続的に指導・助言をいただいている。また、各社員は企業倫理セミナーを通して企業倫理に対する理解を深めており、社員による「企業倫理遵守に関する誓約書」の提出も完了した。</p> <p>今後も企業風土改革の一助とすべく、「部門横断活動による課題解決」「人材の育成と重要ポジションへの抜擢」「『お客様視点』実践状況の人事評価への組み込み」「販売会社との人材交流や部門間異動の促進」などの施策を実施に移していく予定である。</p> <p>なお、「リコール問題の社外弁護士調査」については、平成17年3月に完了し、社内処分と再発防止策をまとめて、国土交通省に最終回答として提出した。</p> <p>2.「三菱自動車再生計画」の重点ポイント お客様第一・信頼性の向上 マーケティングからサービスまでお客様第一 商品の徹底的な信頼性の向上 事業戦略 下振れリスクを織り込んだ販売計画 他自動車会社との事業提携の積極的推進 過剰生産設備・販売体制の適正規模化(米 国、豪州、日本) 資本・資金の増強 財務体質の強化と再生資金の確保 経営実行力の強化 新経営陣による陣頭指揮 徹底したフォローアップ体制の構築</p> <p>3.必達目標 平成18年度での黒字化(連結当期純利益:80億円) 平成19年度での黒字体質定着化(連結当期純利益:410億円)</p>

<p>平成16年度中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)</p>	<p>平成17年度中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)</p>	<p>平成16年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)</p>
<p>&lt;シンプルな組織体制&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 役員数の大幅削減。</li> <li>・ 部数の大幅削減。</li> </ul> <p>(2)大胆な収益構造の変革 固定費、変動費を大幅に削減する。</p> <p>&lt;コスト体質を改善する施策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 固定費削減（平成18年度までの目標削減効果は850億円）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 生産能力を平成18年度までに17%削減し、工場稼働率を97%まで改善する。具体策として、国内は、岡崎工場の車体生産を平成18年度までに終了し、3生産拠点を2拠点に集約する。海外はミツビシ・モーターズ・オーストラリア・リミテッド（MMA L）の生産についてはエンジン工場を平成17年度に閉鎖するとともに、車体組立工場は年間3万台規模に縮小し、生産を継続する。</li> <li>b. 連結ベースの間接人員を平成18年度までに30%削減する。</li> <li>c. プラットフォーム数を大幅に集約することにより、開発効率を高める。</li> </ul> </li> <li>・ 変動費削減（平成18年度までの目標削減効果は1,540億円）。平成18年度までに資材費の15%削減を実現する（平成18年度までの削減効果額合計：1,200億円）。具体的施策は、三菱クロスファンクショナル・プロジェクト（MXP）活動を継続・強化するほか、グローバルソーシングの推進、海外拠点へのMXP活動の導入、金型費の低減、間接資材における共同コスト低減活動の推進など。さらに資材費を含めた変動費のトータルコストダウンとして、平成18年度までに1,540億円を達成する。</li> <li>・ 米国における直営販売金融事業を見直し、保有資産規模の縮小と外部パートナーとの戦略提携の可能性を各々模索する。</li> <li>・ 保有する資源を最大限に有効活用し、小さな本社を目指す。本社機能の京都への移転による業務効率の向上と、本社の人員削減によるコスト削減が可能となる。</li> </ul>	<p>4. 事業戦略</p> <p>(1)販売台数計画 「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。その結果、各年度につき事業再生計画で目標としていた販売台数を下回るが、平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。</p> <p>(2)商品戦略 モータースポーツの位置付け 当社はモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティDNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。 車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。 新車投入計画 過去4年間と比べ、各地域での新車投入数を大幅に増加させる。全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p>	<p>4. 事業戦略</p> <p>(1)販売台数計画 「三菱自動車再生計画」における販売台数計画は、現在の市場動向に基づき各地域で想定される下振れリスクを織り込み、確実に達成可能な目標として設定した。その結果、各年度につき事業再生計画で目標としていた販売台数を下回るが、平成19年度時点では平成15年度並みのレベルである150万台まで回復させていく。</p> <p>(2)商品戦略 モータースポーツの位置付け 当社はモータースポーツを、クルマづくりの原点と位置付けている。ダカールラリーやWRCなどへの参加を通じて得られた技術やノウハウは、今後「スポーティDNA」「SUV DNA」として全ての市販車にフィードバックし、安全性・耐久性はもとより、走行性・走破性を高めるというクルマづくりに取り組み、それを商品特徴として前面に出すことで、価値を高めていく。 車種展開のさらなる効率化 台数規模の小さい地域専用車種を削減し、競争力の高いグローバル車種に経営資源を集中することで、開発・生産の効率化を図る。 新車投入計画 過去4年間と比べ、各地域での新車投入数を大幅に増加させる。全ての地域において積極的な新車投入を行うことで、収益機会を拡大する。</p>

<p>平成16年度中間会計期間  (自 平成16年4月1日  至 平成16年9月30日)</p>	<p>平成17年度中間会計期間  (自 平成17年4月1日  至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成16年度  (自 平成16年4月1日  至 平成17年3月31日)</p>
<p>(3)成長のための商品戦略</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.パジェロに象徴される「SUV」、ランサーエボリューションに象徴される「走り・スポーティ」という三菱自動車DNAへ回帰し、カーラインを再構築する。</li> <li>2. P X (Product Executive) 体制の導入により商品構想から開発、生産、そして販売まで一貫した商品ライフサイクルの責任を明確化する。</li> <li>3. 三菱自動車DNAをもった新型車を積極的に投入する。</li> </ol>	<p>(3)提携戦略</p> <p>事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的提携の可能性を追求していく。具体的には、平成17年1月に発表した日産自動車への軽自動車のOEM供給拡大(年間3万6千台)に加え、プジョー・シトロエングループ(PSA)への乗用車のOEM供給についても平成17年7月に契約を締結した。また、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給、共同物流、部品共同購買などについても今後追加で検討していく。</p>	<p>(3)提携戦略</p> <p>事業の選択と集中を、スピード感をもって推進するため、他社との戦略的提携の可能性を追求していく。具体的には、平成17年1月に発表した日産自動車への軽自動車のOEM供給拡大(年間3万6千台)に加え、プジョー・シトロエングループ(PSA)への乗用車のOEM供給についても平成17年2月に覚書を締結した。(最終契約締結は平成17年度前半の予定) また、OEM供給車種拡大、コンポーネントの相互供給共同物流、部品共同購買などについても今後追加で検討していく。</p>

<p>平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>(4)成長のための地域戦略</p> <p>1.日本：顧客を起点とした販売サイクルへの回帰 顧客のニーズにフォーカスした三菱自動車DNA車の連射、安心無料点検、24時間サポートを含め全社挙げて顧客との関係構築、ITインフラの活用、店舗リニューアル促進等による販売体制の整備。</p> <p>2.米国：需給バランスを押さえた収益サイクルへの回帰、工場の生産能力の適正化、フリート比率とインセンティブの低減、特別仕様車の積極的な投入、新型車の積極的な投入。</p> <p>3.中国市場での利益機会の実現 現地パートナーへの出資比率の引き上げにより生産・販売網を三菱自動車ブランドに切り換え事業の安定化を図るとともに、利益機会の拡大を実現する。また、新車種、アジア戦略車の投入により商品ラインナップを強化するほか、エンジン・トランスミッション合弁会社のアジア地域での部品供給基地化を実現する。平成20年度には500店の三菱自動車ブランドディーラーで年間22万台の販売を目指す（ローカルブランドを含めて31万台）。</p> <p>4.地域別販売台数目標 平成18年度にかけて中国を含む北アジアでの大幅な販売増加を実現するとともに北米での販売回復を実現させ、世界販売台数170万台を目指す。</p>	<p>(4)地域戦略</p> <p>日本 販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、愛車無料点検340万台のお客様に対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、販売ネットワークの再構築とアフターサービス事業の最大化を推進する。</p> <p>北米 重点市場としての北米市場の位置付けは今後も変わらない。その北米市場において利益を出す体制を確立するため、経営体制を刷新し、新車の継続投入、フリート絞り込みなどを行うことによりブランドの再構築を図る。また、現地生産車の輸出拡大による稼働率向上も実現していく。 北米事業の問題の発端となった販売金融事業については、メリルリンチへの保有金融資産の部分売却によりリスク低減を図るとともに、同社と共同出資により新会社を設立することで、お客様に競争力のある魅力的な金融商品を提供していく。</p> <p>欧州 事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p> <p>中国 重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。そのために資本提携強化を通じて三菱ブランド車を拡充するほか、販売網の整備・拡充を推し進める。また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&amp;D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p> <p>その他 アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。 豪州については、エンジン工場閉鎖、組立工場の規模縮小は予定通り進めていく。</p>	<p>(4)地域戦略</p> <p>日本 販売会社を含めた安定的な利益体質の確立に向け、愛車無料点検340万台のお客様に対するフォロー施策・信頼回復策を販売会社と一体となって継続展開していくことに加え、販売ネットワークの再構築とアフターサービス事業の最大化を推進する。</p> <p>北米 重点市場としての北米市場の位置付けは今後も変わらない。その北米市場において利益を出す体制を確立するため、経営体制を刷新し、新車の継続投入、フリート絞り込みなどを行うことによりブランドの再構築を図る。また、現地生産車の輸出拡大による稼働率向上も実現していく。なお、当年度において、過剰設備に対する減損処理を実施した。 北米事業の問題の発端となった販売金融事業については、メリルリンチへの保有金融資産の部分売却によりリスク低減を図るとともに、同社と共同出資により新会社を設立することで、お客様に競争力のある魅力的な金融商品を提供していく。</p> <p>欧州 事業性の確立という段階から成長のステージへ移行するべく、商品ラインナップの強化を軸に販売促進を図るとともに、経営体制、販売体制の強化を推進する。</p> <p>中国 重点市場の位置付けのもと、現地で強固な三菱ブランドを積極的に活用し、事業基盤を拡大していく。そのために資本提携強化を通じて三菱ブランド車を拡充するほか、販売網の整備・拡充を推し進める。また、エンジン合弁会社のアジアでのエンジン生産拠点化を検討するほか、R&amp;D拠点を設立し、市場ニーズをタイムリーに商品に反映させていく。</p> <p>その他 アセアンでは、タイでの販売強化、マレーシアでの販売体制整備、インドネシアでの事業再編などを推進する。また、世界市場への輸出基地として重要な位置付けにあるタイでの生産能力増強を図っていく。 豪州については、エンジン工場閉鎖、組立工場の規模縮小は予定通り進めていくが、今般、新たに過剰設備に対する減損処理を実施した。</p>

<p>平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>(5)ダイムラークライスラー・アーゲー（D C社）とのアライアンス D C社は三菱自動車にとって重要なパートナーであり、今後も同社とのアライアンスは経済合理性の原則に基づいて推進する。既存の協業プロジェクトであるBセグメント（コルトクラス）のプラットフォーム共同開発・生産、ワールド・エンジンの共同開発・生産、Cセグメント（ランサークラス）のプラットフォームの共同開発、ピックアップのD C社からのO E M供給は、両社にとってメリットのあるものであり、今後も継続する。また、将来発生する案件については経済合理性に則り、案件毎にアライアンスの可能性を検討する。</p> <p>(6)連結業績目標 事業再生計画のスタートにあたる平成16年度については、企業改革と事業再生をスタートさせ、コストの大幅な削減や一部事業の整理を含めた施策の実施に着手するものの、その効果の出現は未だ限定的なものに留まり、さらに、事業再生計画進捗に伴うリストラ費用などにより発生する一時損失を織り込んだ結果、売上高は2兆2,500億円、営業損失1,200億円、経常損失1,500億円、当期純損失2,300億円を各々予想している。 平成17年度に経常利益の黒字化、平成18年度に売上高2兆4,900億円、営業利益1,200億円、経常利益1,000億円、当期純利益700億円、営業利益率4.8%を目指す。</p>	<p>(5)コスト削減 人員計画 組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進する。 資材費低減 販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル（平成15年度実績比）の低減を目指す。なお、目標金額は当初の「事業再生計画」に比べて下方修正となるが、削減率は当初の計画どおり15%削減を維持する。</p> <p>5.企業理念と目指す方向 事業再生委員会のもと、若手社員が中心となり社内関係部門とともに議論を尽くし、様々な課題について検討してきた。企業の社会的責任を果たすために、当社の企業理念は何か、という経営の根幹を明確にした上で、各ステークホルダーに対し目指す方向を策定した。企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます」とした。 また、新しい企業コミュニケーションワードとして『クルマづくりの原点へ。』を社内公募の中から選定し、本年9月から使用している。</p> <p>6.損益目標 以上の全ての施策を反映した結果、「三菱自動車再生計画」における平成18年度までの数値目標は、売上高、利益の各項目について、それぞれ事業再生計画にて掲げたものを下回り、平成17年度までは黒字化が難しい見通しである。しかしながら、利益面では平成16年度を底に改善し、平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。</p>	<p>(5)コスト削減 人員計画 組織の見直し、業務効率化、業務プロセスの見直し、退職者の不補充などを実施した結果、人員計画は計画どおり進捗しており、当初目標が達成できる見通しである。今後もより一層の業務効率化を推進する。 資材費低減 販売台数減少及び原材料価格の高騰に起因する調達環境の悪化を踏まえ、平成18年度までの累計で約900億円レベル（平成15年度実績比）の低減を目指す。なお、目標金額は当初の「事業再生計画」に比べて下方修正となるが、削減率は当初の計画どおり15%削減を維持する。</p> <p>5.企業理念と目指す方向 事業再生委員会のもと、若手社員が中心となり社内関係部門とともに議論を尽くし、様々な課題について検討してきた。企業の社会的責任を果たすために、当社の企業理念は何か、という経営の根幹を明確にした上で、各ステークホルダーに対し目指す方向を策定した。企業理念は「大切なお客様と社会のために、走る喜びと確かな安心を、こだわりをもって、提供し続けます」とした。</p> <p>6.損益目標 以上の全ての施策を反映した結果、「三菱自動車再生計画」における平成18年度までの数値目標は、売上高、利益の各項目について、それぞれ事業再生計画にて掲げたものを下回り、平成17年度までは黒字化が難しい見通しである。しかしながら、利益面では平成16年度を底に改善し、平成18年度には連結当期純損益の黒字化、そして平成19年度には過去最高となる連結当期純利益410億円の達成を見込んでいる。</p>

<p>平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p>(7)連結財務目標</p> <p>総有利子負債を平成18年度末には40%以上削減し、負債資本比率を2.5倍以下とする。</p> <p>&lt;計画を実施するための資本増強策&gt;</p> <p>増資計画の内容は以下の通りである。</p> <p>三菱グループから2,700億円、ストラテジック・パートナーである台湾の中華汽車工業股份有限公司(CMC)から100億円、市場からの調達分は1,700億円の計4,500億円である。それぞれの内訳は、三菱グループについては三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社東京三菱銀行、その他三菱グループ各社による優先株1,400億円及び、株式会社東京三菱銀行、三菱信託銀行株式会社による債務の株式化1,300億円である。</p> <p>市場調達分については、フェニックス・キャピタルによる普通株700億円~1,000億円及びJ.P.モルガンによる優先株1,000億円を予定している。これら資金の使途は事業再生が3,200億円、負債削減が1,300億円となっている。</p>	<p>7.支援体制:資本・資金の増強</p> <p>(1)資本増強策</p> <p>三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、平成16年度中に新たに総額2,842億円[三菱重工業株式会社:500億円、三菱商事株式会社:700億円、株式会社東京三菱銀行:1,540億円(うち債務の株式化540億円)、三菱信託銀行株式会社:102億円(全額債務の株式化)]の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。</p> <p>なお、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社東京三菱銀行による当社持株比率は、平成17年9月30日現在で約31%となっている。</p> <p>今後、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社持株比率は15%超となる見通しであるため、当社は平成17年度中に、同社の持分法適用会社となる見込みである。</p> <p>(2)借入等の計画</p> <p>借入を中心に総額2,700億円の資金の調達を計画している。このうち新規借入となるのは2,400億円であり(うち300億円は平成16年度中に実行済)、残りの300億円については、平成17年度に三菱商事株式会社に当社事業用資産の買い取りまたは増資を実施していただくことによる調達となる。</p> <p>(3)資金使途</p> <p>これらの資本増強・資金調達策により得る総額4,900億円(債務の株式化642億円を除く)の資金は、当社が「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p>	<p>7.支援体制:資本・資金の増強</p> <p>(1)資本増強策</p> <p>三菱グループ4社に全面的なご支援をいただき、平成16年度中に新たに総額2,842億円[三菱重工業株式会社:500億円、三菱商事株式会社:700億円、株式会社東京三菱銀行:1,540億円(うち債務の株式化540億円)、三菱信託銀行株式会社102億円(全額債務の株式化)]の普通株式及び優先株式発行による増資を実施した。</p> <p>当社は平成16年度中に北米子会社及び豪州子会社において資産の減損処理を実施したが、当該処理は資本の毀損を招くこととなる。しかしこの資本増強が、自己資本の適正水準への回復を可能とし、当社の財務体質健全化を推進することとなる。</p> <p>なお、この増資により、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社東京三菱銀行による当社持株比率は、平成17年3月10日の払込時点において約34%となった。本件増資に加えて、三菱重工業株式会社が保有する優先株式の転換により、同社(子会社含む)の当社持株比率は15%となる見通しであるため、当社は平成17年度中に、同社の持分法適用会社となる見込みである。</p> <p>(2)借入等の計画</p> <p>借入を中心に総額2,700億円の資金の調達を計画している。このうち新規借入となるのは2,400億円であり(うち300億円は平成16年度中に実行済)、残りの300億円については、平成17年度に三菱商事に当社事業用資産の買い取りまたは増資を実施していただくことによる調達となる。</p> <p>(3)資金使途</p> <p>これらの資本増強・資金調達策により得る総額4,900億円(債務の株式化642億円を除く)の資金は、当社が「三菱自動車再生計画」を必達するにあたっての基礎となる、研究開発及び設備投資資金として最大限活用されることとなる。</p>

平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>なお、三菱グループ各社及びC M C に発行する優先株については5月21日の取締役会において既に発行決議済みであり、6月下旬に払込を実施している。また、市場調達分のうちフェニックス・キャピタルに発行する普通株式については、定時株主総会で有利発行（1株当たり発行価額100円程度想定）に関する承認を得たうえで発行決議を行う。J・P・モルガンに発行する優先株についてもフェニックス・キャピタルへ発行する普通株式と同時に発行決議を行い、7月中下旬の払込の方向で検討している。</p> <p>今回発行の優先株式は3種類であり、3種類とも将来的には普通株式に転換可能または強制転換される内容の転換型優先株式であるが、三菱グループ及びC M C 向けの優先株式については、相対的に長期保有することを旨とした商品設計としている。</p> <p>追加施策の主要項目は次の通りである  <b>聖域なきコストカット</b>          当社は国内販売の落ち込みによる営業利益ベースの損失として平成16年度に300億円、平成17年度に300億円を各々見込んでいる。これに対応するため、事業再生計画に追加する施策は次の通りである。これら施策により平成16年度344億円、平成17年度に382億円、計726億円の削減効果を見込んでいる。これらは特に労務費まで踏み込んで聖域なきコスト削減を実施するものである。</p> <p>1. 労務費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2年間役員退職慰労金見送り、報酬カット</li> <li>・2年間管理職の給与見直し</li> <li>・2年間一般社員の給与見直し</li> <li>・2004年年末一時金ゼロ</li> <li>・人員削減の加速、採用見直し等</li> <li>・年金利率見直し等</li> </ul>	<p>また、当社は「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、「事業再生モニタリング委員会」を設置した。</p> <p>当中間会計期間の業績は、前年同期比で見えた場合、売上高は減少したものの、損益面では大幅な改善となったことから、3カ年の再生計画の初年度として、堅実なスタートを切ることができたと判断している。</p> <p>しかしながら、当社が依然厳しい状況下にあることには変わりはなく、下期がまさに正念場であるとの認識のもと、全員で全力をあげて目標を達成する所存である。</p> <p>従って、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。</p>	<p>また、当社は「三菱自動車再生計画」の必達に向け、再生計画の進捗状況をモニタリングする外部機関として、新たに「事業再生モニタリング委員会」を設置することとした。</p> <p>過去1年間は数々の激震に揺さぶられたが、以上の通り、収益構造の変革がより強固に推進され、目標利益をより確実に達成できる体制となる。また、現在は資金面での目途もついた。当社は、この基盤の上にスタートすることになる。昨年5月に再生計画を発表した時とは環境が異なり、腰をすえて再生に取り組んでいくことができる。</p> <p>当社は、三菱グループ3社の総力が集結しうる体制を背景に、自ら考え自ら行動する「自立」した個人が、組織の壁を越えて「協働」する集団となって、なんとしても三菱自動車の「自立再生」を実現させる所存である。</p> <p>従って、財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。</p>

平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>2. 経費削減</p> <p>(1) 国内</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法規対応関連以外の新規ITプロジェクトの凍結</li> <li>・焦点を絞った広告宣伝活動による国内宣伝費の削減の上積み</li> <li>・本社・開発部門の経費の徹底的削減</li> </ul> <p>(2) 海外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外注費、旅費、システム費等の経費の半減</li> <li>・主力モデルに特化した広告宣伝費、販売促進費の圧縮</li> </ul> <p>3. コスト削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補用品、用品価格低減、間接材料費の削減の加速</li> <li>・サブライン作業の集約による人員削減、生産効率向上の上積み</li> <li>・直取引による梱包費用の削減上積み</li> <li>・委託業者の見直しによる輸出諸掛削減の上積み</li> </ul> <p>お客様の信頼回復</p> <p>お客様の信頼を回復するため以下の施策を実施し、国内事業再生を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに三菱車にお乗りいただいているお客様の信頼を回復するため「ご愛車無料点検キャンペーン」(20項目の点検&amp;エンジンオイル交換)をすでに実施している。また、これから三菱車をお求めのお客様に、安心してお乗りいただくため「三菱3年フルサポートプログラム」(無料点検&amp;24時間サポート)を開始した。</li> <li>・当社乗用車のお客様(国内総保有台数：約600万台)の不安を払拭するとともに、道路交通の安全を確保するため、また自立再生に向けて過去のあらゆる問題や誤りを清算するため、1993年12月まで遡って全ての「指示改修」案件を徹底調査し、約18万台について26件のリコール届け出を行うこととした。</li> </ul> <p>徹底するコンプライアンス</p> <p>事業再生計画の中で、企業風土の改革を進めるために、「コンプライアンス第一」を基本として、「安全第一」、「お客様第一」を経営理念の柱として掲げ、改革を完遂する体制(企業倫理委員会、CSR推進本部、事業再生委員会)を導入するとともに、社内の周知徹底を図る。そして、CSR推進本部が中心となって、従来の社内組織・人材では成しえなかった具体的なアクションによってコンプライアンスを徹底し、その進捗状況を公表する。特にコンプライアンスに関しては、これがなければ企業は存続しえないという断固たる覚悟をもって進めていく。事業再生委員会は、改革を完遂するための個別問題の取り組みに向けてその活動をすでに開始している。</p>		

平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>「コンプライアンス第一」の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CSR推進本部にコンプライアンス・コミュニケーション機能を集約し、情報収集力・発進力を高め、施策の全社統一の実行を実現する。</li> <li>・企業倫理委員会が社外の目からCSR推進本部の活動を監視するとともに、取締役会に直接答申・提言する。</li> <li>・コンプライアンスの徹底のため、計画・実行・評価のサイクルを全面的に見直し、会長・社長以下全役員がコンプライアンス遵守誓約書を提出し行動規範として浸透させる。</li> </ul> <p>現在、当社では、事業再生計画の主要施策として収益構造の変革を推進している。これは、固定費及び変動費の大幅な削減につながる活動である。本年5月及び6月に発表した当該計画の諸施策については、すでにその一部分につき前倒しで実施するなど順調に進捗している。</p> <p>平成16年度の連結効果目標894億円に対し、当期は施策に着手した7月以降の3カ月間で270億円の効果を実現しており、当年度についても、この目標の達成に向け邁進していく所存である。</p> <p>当中間会計期間における諸施策の進捗状況は以下の通りである。</p> <p>コンプライアンスの社内徹底</p> <p>当社は、企業倫理を全てに優先する最上位のものとして位置付け、「コンプライアンス第一」を事業再生の理念の一つとして掲げ、これまでに「全役員からの企業倫理遵守の誓約書提出」「全役員・全社員向け企業倫理セミナー」「部門ごとの企業倫理問題検討会」を実施した。</p> <p>資本増強策の実行</p> <p>事業再生計画の一環として計画されていた第三者割当増資の内、7月中下旬払込を予定していた優先株式及び普通株式（平成16年6月29日開催の取締役会にて発行決議済）については、7月15日に普通株式740億円、優先株式1,270億円の発行が予定通り実行され、総額4,960億円の資本増強が完了した。</p>		

<p>平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)</p>	<p>平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>
<p><b>生産能力調整</b> 北米における販売と生産能力の適正化を図る為、本年10月より、米国三菱・モーターズ・オブ・ノース・アメリカ・インク(イリノイ工場)の生産体制を2直から1直に変更した。 岡崎工場における量産停止時期の前倒し(平成17年12月を予定)に係る人員再配置とトヨタグループ等、近隣企業への再就職先の紹介は概ね完了した。 豪州三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッドにおいて早期退職プログラムを前倒して実施し、平成17年度のエンジン工場閉鎖、平成18年度での車両組立工場の能力適正化に向け推進中である。</p> <p><b>人員数削減</b> 人員数の削減については、平成18年度末までに総人員22%、間接人員30%の削減目標の達成に向け日本、米国、豪州でのリストラを中心とした施策を推進しているが、当中間会計期間末時点では期初人員数に対し総人員で8%、間接人員は10%の削減を実施した。</p> <p><b>資材費の削減</b> 当年度の目標として360億円の削減を計画しているが、鋼材を主とした原材料の高騰、及び販売台数の減少等により調達環境が悪化してきている。しかし、当社としては、現在推進しているモデル・品目双方を軸とした低減活動(New-MXP活動)への追加人員投入によるさらなる強化、またタイ等台数増を計画している海外生産拠点での活動を拡大することで、環境悪化によるリスクに対応していく。</p> <p><b>米国販売金融事業の再編</b> 米国における自動車販売事業は、9月下旬に米大手金融機関と覚書を締結の上、販売金融業務の詳細見直しに着手している。また、新たな業務体制として、資金調達とサービサー業務を担う合弁新会社の設立を検討している。</p> <p><b>事業再生「実行計画」の策定</b> 事業再生計画の実行の後押しをするため6月に設置された事業再生委員会のもと、若手社員を中心としたクロス・ファンクショナル・チーム(CFT)が8月以降、事業再生のための中長期的構造改革・基本戦略の具体化につき検討を進めて、戦略の肉付け及び細部の詰めを行い、「事業再生実行計画」策定の最終段階にある。また、今般、その検討案に対し、新たに財務の観点から計数化・キャッシュへの影響分析を行うことを目的として、事業再生フォローアップチームを9月に設置した。このチームがCFTと連携・一体となり検討案をまとめる予定である。</p>		

平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
<p>事業再生計画のスタートにあたる平成16年度中間期については、効果の出現は限定的なものに留まり、また、事業再生計画進捗に伴うリストラ費用などの影響によって、収益的には未だ回復しているとは言えない状況ではあるが、計画は予定通り実行されている。</p> <p>当社としては、三菱重工業株式会社、三菱商事株式会社、株式会社東京三菱銀行及びフェニックス・キャピタル株式会社から事業再生のための全面的な支援を受けて、引き続き事業再生計画を強力かつ確実に実行することにより、三菱自動車を必ず再生させる決意である。</p> <p>従って、中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。</p>		

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 ...移動平均法による原価法。</p> <p>其他有価証券 時価のあるもの ...中間期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。</p> <p>時価のないもの ...移動平均法による原価法。</p> <p>(2) デリバティブ ...時価法(特例処理した金利スワップを除く)。</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>製品 先入先出法による原価法。 ただし、補給用部品・用品は移動平均法による原価法を、また、個別生産品及び購入車両(OEM車両・輸入車)は個別法による原価法を採用している。</p> <p>原材料 総平均法による原価法。</p> <p>仕掛品 先入先出法による原価法。 ただし、個別生産品については個別法による原価法を採用している。</p> <p>貯蔵品 最終仕入原価法による原価法。(工具等期末未使用残品の掘り上げ)</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 ...同 左</p> <p>其他有価証券 時価のあるもの ...同 左</p> <p>時価のないもの ...同 左</p> <p>(2) デリバティブ ...同 左</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>製品 同 左</p> <p>原材料 同 左</p> <p>仕掛品 同 左</p> <p>貯蔵品 同 左</p>	<p>(1) 有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 ...同 左</p> <p>其他有価証券 時価のあるもの ...期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)。</p> <p>時価のないもの ...同 左</p> <p>(2) デリバティブ ...同 左</p> <p>(3) たな卸資産</p> <p>製品 同 左</p> <p>原材料 同 左</p> <p>仕掛品 同 左</p> <p>貯蔵品 同 左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産</p> <p>定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用している。</p> <p>なお、耐用年数については、法人税法に規定する基準と同一の基準によっている。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p>

	平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
3. 引当金の計上基準	<p>(少額減価償却資産) 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年平均償却を採用している。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用している。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用している。</p> <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(2) 製品保証引当金 製品のアフターサービスに対する費用の支出に備えるため、保証書の約款に従い過去の実績を基礎に将来の保証見込みを加味して計上している。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上している。 会計基準変更時差異については退職給付に係る会計基準の適用初年度(平成12年度)において全額費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌年度から費用処理することとしている。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当中間期末要支給額を計上している。</p>	<p>(少額減価償却資産) 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 製品保証引当金 同 左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同 左</p>	<p>(少額減価償却資産) 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 製品保証引当金 同 左</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。 会計基準変更時差異については退職給付に係る会計基準の適用初年度(平成12年度)において全額費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌年度から費用処理することとしている。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づき、当期末要支給額を計上している。</p>

	平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	(5) 保証債務引当金 保証債務等の履行による損失の発生に備えるため、合理的な見積額を計上している。 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。	(5) 保証債務引当金 同 左	(4) 保証債務引当金 同 左  外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。
5. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同 左	同 左
6. ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 原則として繰延ヘッジ処理によっている。なお特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっている。 ヘッジ手段とヘッジ対象 当中間会計期間にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りである。 a. ヘッジ手段 ...為替予約 ヘッジ対象 ...製品輸出による外貨建売上債権(予定取引に係るもの) b. ヘッジ手段 ...金利スワップ ヘッジ対象 ...借入金利息  ヘッジ方針 通常の営業取引により発生する外貨建金銭債権債務に係る将来の為替相場の変動によるリスクを回避するため、また借入金等に係わる金利変動リスクの回避のためにヘッジを行っている。	ヘッジ会計の方法 同 左  ヘッジ手段とヘッジ対象 同 左  同 左  同 左  c. ヘッジ手段 ...金利スワップ ヘッジ対象 ...社債利息 ヘッジ方針 同 左	ヘッジ会計の方法 同 左  ヘッジ手段とヘッジ対象 当年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下の通りである。 同 左  同 左  ヘッジ方針 同 左

	平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
7. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>ヘッジ有効性評価の方法 為替予約についてはキャッシュフローを完全に固定するものである。</p> <p>また、金利スワップについてはヘッジ対象とヘッジ手段についてヘッジ期間全体の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較して有効性を判定している。</p> <p>なお、特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることについての確認をもって有効性の判定にかえている。</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用している。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 新株発行費は支出時に全額費用として処理している。</p>	<p>ヘッジ有効性評価の方法 為替予約についてはキャッシュ・フローを完全に固定するものである。</p> <p>なお、特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることについての確認をもって有効性の判定にかえている。</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同 左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 同 左</p>	<p>ヘッジ有効性評価の方法 為替予約についてはキャッシュフローを完全に固定するものである。</p> <p>また、金利スワップについてはヘッジ対象とヘッジ手段についてヘッジ期間全体の各キャッシュ・フロー総額の変動額を比較して有効性を判定している。</p> <p>なお、特例処理による金利スワップについては、その要件を満たしていることについての確認をもって有効性の判定にかえている。</p> <p>(1) 消費税等の会計処理 同 左</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 同 左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 同 左</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間から、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用している。これにより税引前中間純損失は21,732百万円増加している。</p> <p>なお、減損損失累計額については、改正後の中間財務諸表等規則に基づき各資産の金額から直接控除している。</p>	

表示方法の変更

<p>平成16年度中間会計期間                      (自 平成16年4月1日                      至 平成16年9月30日)</p>	<p>平成17年度中間会計期間                      (自 平成17年4月1日                      至 平成17年9月30日)</p>
<p>中間貸借対照表において「仮払金」は、前中間会計期間まで、区分掲記して表示していたが、当中間会計期間において資産合計の100分の5以下となったため流動資産の「その他」に含めて表示している。                      なお、当中間会計期間の流動資産の「その他」に含まれる「仮払金」は25,415百万円である。</p>	<p>中間損益計算書において「新株発行費」は、前中間会計期間まで、区分掲記して表示していたが、当中間会計期間において重要性が乏しくなったため営業外費用「その他」に含めて表示している。                      なお、当中間会計期間の営業外費用の「その他」に含まれる「新株発行費」は31百万円である。</p>

注記事項

( 中間貸借対照表関係 )

	平成16年度中間会計期間末 (平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日)	平成16年度末 (平成17年3月31日)
1.有形固定資産の減価償却累計額	659,353百万円	626,813百万円	632,770百万円
2.担保に供している資産	担保に供している資産は下記のとおりである。 水島工場財団(注1) 建物 3,874百万円 構築物 1,125百万円 機械装置 24,176百万円 土地 2,008百万円 計 31,186百万円 岡崎工場財団 建物 10,746百万円 構築物 1,591百万円 機械装置 9,771百万円 土地 985百万円 計 23,096百万円 京都工場財団 建物 7,678百万円 構築物 469百万円 機械装置 15,232百万円 土地 2,137百万円 計 25,518百万円 滋賀工場財団 建物 3,208百万円 構築物 232百万円 機械装置 8,219百万円 土地 3,859百万円 計 15,519百万円 その他 建物 6,622百万円 構築物 5,463百万円 機械装置 6百万円 土地 26,667百万円 計 38,760百万円 未収入金(注2) 639百万円 計 639百万円 合計 134,720百万円 担保が付されている債務は下記のとおりである。 保証債務(注3) 13,820百万円 長期借入金 121,049百万円 短期借入金 39,119百万円 計 173,989百万円	担保に供している資産は下記のとおりである。 水島工場財団(注1) 建物 4,067百万円 構築物 1,213百万円 機械装置 22,159百万円 土地 2,008百万円 計 29,448百万円 岡崎工場財団 建物 10,059百万円 構築物 1,394百万円 機械装置 4,509百万円 土地 985百万円 計 16,949百万円 京都工場財団 建物 7,147百万円 構築物 465百万円 機械装置 14,837百万円 土地 2,140百万円 計 24,591百万円 滋賀工場財団 建物 3,125百万円 構築物 245百万円 機械装置 11,391百万円 土地 3,859百万円 計 18,621百万円 その他 建物 5,541百万円 構築物 4,799百万円 土地 24,096百万円 計 34,437百万円 未収入金(注2) 587百万円 計 587百万円 合計 124,635百万円 担保が付されている債務は下記のとおりである。 保証債務 3,352百万円 長期借入金 102,273百万円 短期借入金 29,386百万円 計 135,012百万円	担保に供している資産は下記のとおりである。 水島工場財団(注1) 建物 3,900百万円 構築物 1,102百万円 機械装置 22,066百万円 土地 2,008百万円 計 29,078百万円 岡崎工場財団 建物 10,389百万円 構築物 1,481百万円 機械装置 8,884百万円 土地 985百万円 計 21,741百万円 京都工場財団 建物 6,774百万円 構築物 475百万円 機械装置 15,222百万円 土地 2,137百万円 計 24,610百万円 滋賀工場財団 建物 3,168百万円 構築物 258百万円 機械装置 11,940百万円 土地 3,859百万円 計 19,226百万円 その他 建物 5,698百万円 構築物 5,164百万円 機械装置 13百万円 土地 26,671百万円 計 37,548百万円 未収入金(注2) 644百万円 合計 132,849百万円 担保が付されている債務は下記のとおりである。 保証債務(注3) 5,031百万円 長期借入金 119,750百万円 短期借入金 21,997百万円 計 146,779百万円

	平成16年度中間会計期間末 (平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日)	平成16年度末 (平成17年3月31日)
3.消費税等	<p>(注1)上記債務とは別に子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引会社 EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務のうち、15,600百万円に対して水島工場財団に抵当権を設定している。</p> <p>(注2)有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>(注3)該当の保証債務は保証債務引当金7,249百万円を控除した後の金額である。</p> <p>仮払消費税等と預り消費税等は相殺処理のうえ、その差額を未収消費税等とし、未収入金を含めて表示している。</p>	<p>(注1)上記債務とは別に子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引会社 EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務のうち、15,600百万円に対して水島工場財団に抵当権を設定している。</p> <p>(注2)有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>同左</p>	<p>(注1)上記債務とは別に子会社であるネザーランズ・カー・ビー・ブイのリース取引会社 EQUUS Leasing B.V.の国際協力銀行からの債務のうち、14,353百万円に対して水島工場財団に抵当権を設定している。</p> <p>(注2)有限会社ムラタ・メディカルサービスとの間で締結した定期建物賃貸借契約に基づく債務に対して質権を設定している。</p> <p>(注3)該当の保証債務は保証債務引当金283百万円を控除した後の金額である。</p>

	平成16年度中間会計期間末 (平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日)	平成16年度末 (平成17年3月31日)																																																															
4. 保証債務等 (1) 保証債務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク</td> <td>121,396</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク</td> <td>76,863</td> <td>リース料支払、銀行借入金他</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー</td> <td>32,520</td> <td>銀行借入金、リース料支払他</td> </tr> <tr> <td>その他26社</td> <td>55,186</td> <td>銀行借入金、リース料支払他</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>5,087</td> <td>「社員財形住宅資金」等に係る銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>291,054</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容	三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	121,396	銀行借入金	三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	76,863	リース料支払、銀行借入金他	三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー	32,520	銀行借入金、リース料支払他	その他26社	55,186	銀行借入金、リース料支払他	従業員	5,087	「社員財形住宅資金」等に係る銀行借入金	計	291,054		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク</td> <td>47,550</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク</td> <td>72,875</td> <td>リース料支払、銀行借入金他</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド</td> <td>16,251</td> <td>銀行借入金、リース料支払他</td> </tr> <tr> <td>その他22社</td> <td>21,312</td> <td>銀行借入金、リース料支払他</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>4,247</td> <td>「社員財形住宅資金」等に係る銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>162,237</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容	三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	47,550	銀行借入金	三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	72,875	リース料支払、銀行借入金他	三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	16,251	銀行借入金、リース料支払他	その他22社	21,312	銀行借入金、リース料支払他	従業員	4,247	「社員財形住宅資金」等に係る銀行借入金	計	162,237		<table border="1"> <thead> <tr> <th>被保証者</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>被保証債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク</td> <td>48,067</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク</td> <td>70,315</td> <td>銀行借入金、リース料支払他</td> </tr> <tr> <td>三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド</td> <td>16,695</td> <td>銀行借入金、リース料支払他</td> </tr> <tr> <td>その他18社</td> <td>17,987</td> <td>銀行借入金、リース料支払他</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td>4,633</td> <td>「社員財形住宅資金」等に係る銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>157,699</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容	三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	48,067	銀行借入金	三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	70,315	銀行借入金、リース料支払他	三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	16,695	銀行借入金、リース料支払他	その他18社	17,987	銀行借入金、リース料支払他	従業員	4,633	「社員財形住宅資金」等に係る銀行借入金	計	157,699	
	被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容																																																															
三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	121,396	銀行借入金																																																																
三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	76,863	リース料支払、銀行借入金他																																																																
三菱・モーターズ・ヨーロッパ・ビー	32,520	銀行借入金、リース料支払他																																																																
その他26社	55,186	銀行借入金、リース料支払他																																																																
従業員	5,087	「社員財形住宅資金」等に係る銀行借入金																																																																
計	291,054																																																																	
被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容																																																																
三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	47,550	銀行借入金																																																																
三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	72,875	リース料支払、銀行借入金他																																																																
三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	16,251	銀行借入金、リース料支払他																																																																
その他22社	21,312	銀行借入金、リース料支払他																																																																
従業員	4,247	「社員財形住宅資金」等に係る銀行借入金																																																																
計	162,237																																																																	
被保証者	金額 (百万円)	被保証債務の内容																																																																
三菱・モーターズ・クレジット・オブ・アメリカ・インク	48,067	銀行借入金																																																																
三菱・モーターズ・ノース・アメリカ・インク	70,315	銀行借入金、リース料支払他																																																																
三菱・モーターズ・オーストラリア・リミテッド	16,695	銀行借入金、リース料支払他																																																																
その他18社	17,987	銀行借入金、リース料支払他																																																																
従業員	4,633	「社員財形住宅資金」等に係る銀行借入金																																																																
計	157,699																																																																	
(2) 保証債務に準ずる債務	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>対象債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク</td> <td>4,868</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザールンズ)・ビー</td> <td>4,410</td> <td>ユーロ・メディアム・ターム・ノート、銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>その他3社</td> <td>7,774</td> <td>銀行借入金他</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17,053</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象者	金額 (百万円)	対象債務の内容	イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	4,868	銀行借入金	エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザールンズ)・ビー	4,410	ユーロ・メディアム・ターム・ノート、銀行借入金	その他3社	7,774	銀行借入金他	計	17,053		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>対象債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク</td> <td>3,367</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザールンズ)・ビー</td> <td>3,718</td> <td>ユーロ・メディアム・ターム・ノート、通貨スワップ</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7,085</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象者	金額 (百万円)	対象債務の内容	イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,367	銀行借入金	エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザールンズ)・ビー	3,718	ユーロ・メディアム・ターム・ノート、通貨スワップ	計	7,085		<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>金額 (百万円)</th> <th>対象債務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク</td> <td>3,449</td> <td>銀行借入金</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3,449</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象者	金額 (百万円)	対象債務の内容	イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,449	銀行借入金	計	3,449																												
	対象者	金額 (百万円)	対象債務の内容																																																															
イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	4,868	銀行借入金																																																																
エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザールンズ)・ビー	4,410	ユーロ・メディアム・ターム・ノート、銀行借入金																																																																
その他3社	7,774	銀行借入金他																																																																
計	17,053																																																																	
対象者	金額 (百万円)	対象債務の内容																																																																
イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,367	銀行借入金																																																																
エムエムシー・インターナショナル・ファイナンス(ネザールンズ)・ビー	3,718	ユーロ・メディアム・ターム・ノート、通貨スワップ																																																																
計	7,085																																																																	
対象者	金額 (百万円)	対象債務の内容																																																																
イーグル・ウイングス・インダストリーズ・インク	3,449	銀行借入金																																																																
計	3,449																																																																	
5. 売掛金債権流動化による譲渡残高	10,084百万円	7,075百万円	7,913百万円																																																															
6. 休止固定資産	有形固定資産に含めて表示した休止固定資産は次のとおりである。 土地 20,850百万円 建物及び構築物 1,326百万円		有形固定資産に含めて表示した休止固定資産は次のとおりである。 土地 1,415百万円																																																															

( 中間損益計算書関係 )

	平成16年度中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	平成16年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1. 減価償却実施額			
有形固定資産	15,276百万円	10,164百万円	27,668百万円
無形固定資産	1,338百万円	1,739百万円	2,744百万円
計	16,614百万円	11,904百万円	30,412百万円
2. その他の費用のうち主なもの	訴訟費用 341百万円 コミットメントライン 手数料 1,475百万円	訴訟費用 2,198百万円 外国法人税間接控除額 979百万円	訴訟費用 2,743百万円 コミットメントライン 手数料 1,595百万円
3. 特別利益のうち主なもの	投資有価証券売却益 671百万円 関係会社株式売却益 632百万円 保証債務引当金戻入益 10,178百万円	貸倒引当金戻入益* 6,113百万円 保証債務引当金戻入益 555百万円 * 貸倒引当金戻入益には同一の欧 州子会社に対する保証債務引当 金取崩額及び貸倒引当金繰入額 が含まれている。	投資有価証券売却益 1,371百万円 固定資産売却益 3,280百万円 関係会社株式売却益 632百万円
4. 特別損失のうち主なもの	固定資産廃却損 3,087百万円 関係会社株式評価損 68,528百万円 特別対策費* 19,888百万円 構造改革損失** 14,161百万円 * 特別対策費は、当社製既販車に対 する無料点検費用である。 ** 構造改革損失は、新車開発取止 めによる取引先に対する型費補 償7,870百万円及び名古屋地区生 産統合に伴う臨時償却6,291百万 円である。	減損損失 21,732百万円 関係会社株式評価損 14,968百万円 構造改革損失* 3,233百万円 たな卸資産評価損 2,644百万円 * 構造改革損失は新車開発取止め による取引先に対する型費補償等 1,752百万円及び名古屋地区生 産統合延期に伴う損失1,481百万 円である。	関係会社株式評価損 207,198百万円 株式譲渡契約に基づく 損失補償 85,774百万円 たな卸資産評価損 55,904百万円 固定資産廃却損 5,981百万円 固定資産売却損 82百万円 特別対策費* 25,247百万円 構造改革損失** 18,155百万円 * 特別対策費は、当社製既販車に対 する無料点検費用である。 ** 構造改革損失は、新車開発取止 めによる取引先に対する型費補 償10,511百万円及び名古屋地区 生産統合に伴う臨時償却7,644百 万円である。

	平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)																				
5 減損損失		<p>(1)減損損失を認識した資産グループの概要</p> <table border="1" data-bbox="730 344 1051 701"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛知県愛知郡長久手町、大府藤井寺市等計40件</td> <td>賃貸用資産</td> <td>土地、建物</td> <td>19,915</td> </tr> <tr> <td>東京都多摩市等計8件</td> <td>遊休資産</td> <td>土地、建物等</td> <td>1,817</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)資産のグルーピングの方法 生産用資産は、車体生産工場単位とし、賃貸用資産及び遊休資産は個々の資産グループとして取り扱っている。</p> <p>(3)減損損失の認識に至った経緯 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が発生していること及び市場価格が著しく下落していること等により、賃貸用資産及び遊休資産の一部について、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。</p> <p>(4)回収可能価額の算定方法 回収可能価額は、各資産グループ単位に将来キャッシュ・フローを割引率6%を使用して算出した使用価値と、不動産鑑定評価基準に基づく評価額、路線価による相続税評価額等を用いて合理的に算出した正味売却価額のいずれか高い額としている。</p> <p>(5)減損損失の金額 減損損失21,732百万円は特別損失に計上しており、その主な内訳は次のとおりである。</p> <table data-bbox="746 1668 1040 1809"> <tr> <td>土地</td> <td>21,213百万円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>472百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>21,732百万円</td> </tr> </table>	場所	用途	種類	減損損失 (百万円)	愛知県愛知郡長久手町、大府藤井寺市等計40件	賃貸用資産	土地、建物	19,915	東京都多摩市等計8件	遊休資産	土地、建物等	1,817	土地	21,213百万円	建物	472百万円	その他	46百万円	計	21,732百万円	
場所	用途	種類	減損損失 (百万円)																				
愛知県愛知郡長久手町、大府藤井寺市等計40件	賃貸用資産	土地、建物	19,915																				
東京都多摩市等計8件	遊休資産	土地、建物等	1,817																				
土地	21,213百万円																						
建物	472百万円																						
その他	46百万円																						
計	21,732百万円																						

	平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
6 法人税等	(追加情報) 中間会計期間における税金費用については、従来簡便法により計算していたが、税金費用をより合理的に算定するため、当中間会計期間から原則法に変更した。なお、この変更による影響額は無い。		

(リース取引関係)

項目	平成16年度中間会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成16年度 (自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)																																																																
1. 借主側 (1). リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>33,839</td> <td>23,636</td> <td>10,203</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>1,440</td> <td>560</td> <td>880</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,027</td> <td>1,404</td> <td>1,623</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>38,308</td> <td>25,601</td> <td>12,706</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具器具備品	33,839	23,636	10,203	機械装置	1,440	560	880	その他	3,027	1,404	1,623	合計	38,308	25,601	12,706	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>中間期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>25,760</td> <td>19,337</td> <td>6,422</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>1,576</td> <td>801</td> <td>774</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>2,162</td> <td>1,005</td> <td>1,157</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>382</td> <td>239</td> <td>143</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>29,881</td> <td>21,383</td> <td>8,497</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)	工具器具備品	25,760	19,337	6,422	機械装置	1,576	801	774	ソフトウェア	2,162	1,005	1,157	その他	382	239	143	合計	29,881	21,383	8,497	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具器具備品</td> <td>29,321</td> <td>21,652</td> <td>7,668</td> </tr> <tr> <td>機械装置</td> <td>1,447</td> <td>645</td> <td>801</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2,576</td> <td>1,046</td> <td>1,530</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33,344</td> <td>23,345</td> <td>9,999</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具器具備品	29,321	21,652	7,668	機械装置	1,447	645	801	その他	2,576	1,046	1,530	合計	33,344	23,345	9,999
		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																															
	工具器具備品	33,839	23,636	10,203																																																															
	機械装置	1,440	560	880																																																															
	その他	3,027	1,404	1,623																																																															
	合計	38,308	25,601	12,706																																																															
		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	中間期末残高相当額 (百万円)																																																															
	工具器具備品	25,760	19,337	6,422																																																															
	機械装置	1,576	801	774																																																															
ソフトウェア	2,162	1,005	1,157																																																																
その他	382	239	143																																																																
合計	29,881	21,383	8,497																																																																
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																
工具器具備品	29,321	21,652	7,668																																																																
機械装置	1,447	645	801																																																																
その他	2,576	1,046	1,530																																																																
合計	33,344	23,345	9,999																																																																
未経過リース料中間期末残高相当額	未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額	未経過リース料中間期末残高相当額	未経過リース料期末残高相当額																																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>7,962百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10,716百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>18,678百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	7,962百万円	1年超	10,716百万円	合計	18,678百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>6,142百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>6,971百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,114百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	6,142百万円	1年超	6,971百万円	合計	13,114百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>6,847百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>8,805百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,653百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	6,847百万円	1年超	8,805百万円	合計	15,653百万円																																															
1年以内	7,962百万円																																																																		
1年超	10,716百万円																																																																		
合計	18,678百万円																																																																		
1年以内	6,142百万円																																																																		
1年超	6,971百万円																																																																		
合計	13,114百万円																																																																		
1年以内	6,847百万円																																																																		
1年超	8,805百万円																																																																		
合計	15,653百万円																																																																		
支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失	支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																																																	
<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td>5,042</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,076</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>252</td> </tr> </tbody> </table>		百万円	支払リース料	5,042	減価償却費相当額	4,076	支払利息相当額	252	<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td>3,796</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,543</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>191</td> </tr> </tbody> </table>		百万円	支払リース料	3,796	減価償却費相当額	2,543	支払利息相当額	191	<table border="1"> <tbody> <tr> <td></td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>支払リース料</td> <td>9,530</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>8,023</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>476</td> </tr> </tbody> </table>		百万円	支払リース料	9,530	減価償却費相当額	8,023	支払利息相当額	476																																									
	百万円																																																																		
支払リース料	5,042																																																																		
減価償却費相当額	4,076																																																																		
支払利息相当額	252																																																																		
	百万円																																																																		
支払リース料	3,796																																																																		
減価償却費相当額	2,543																																																																		
支払利息相当額	191																																																																		
	百万円																																																																		
支払リース料	9,530																																																																		
減価償却費相当額	8,023																																																																		
支払利息相当額	476																																																																		
減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっている。	減価償却費相当額の算定方法 主としてリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっている。	減価償却費相当額の算定方法 同左																																																																	
利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。	利息相当額の算定方法 同左	利息相当額の算定方法 同左																																																																	
(2). オペレーティング・リース取引	(減損損失について) リース資産に配分された減損損失はない。																																																																		
未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料																																																																	
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,105百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,904百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,010百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1,105百万円	1年超	2,904百万円	合計	4,010百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,105百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,799百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,904百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1,105百万円	1年超	1,799百万円	合計	2,904百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,105百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,352百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,457百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	1,105百万円	1年超	2,352百万円	合計	3,457百万円																																															
1年以内	1,105百万円																																																																		
1年超	2,904百万円																																																																		
合計	4,010百万円																																																																		
1年以内	1,105百万円																																																																		
1年超	1,799百万円																																																																		
合計	2,904百万円																																																																		
1年以内	1,105百万円																																																																		
1年超	2,352百万円																																																																		
合計	3,457百万円																																																																		
2. 貸主側 (1). オペレーティング・リース取引	未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料																																																																
<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>399百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,046百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,445百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	399百万円	1年超	1,046百万円	合計	1,445百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>399百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>646百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,046百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	399百万円	1年超	646百万円	合計	1,046百万円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>399百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>846百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,246百万円</td> </tr> </tbody> </table>	1年以内	399百万円	1年超	846百万円	合計	1,246百万円																																															
1年以内	399百万円																																																																		
1年超	1,046百万円																																																																		
合計	1,445百万円																																																																		
1年以内	399百万円																																																																		
1年超	646百万円																																																																		
合計	1,046百万円																																																																		
1年以内	399百万円																																																																		
1年超	846百万円																																																																		
合計	1,246百万円																																																																		

[次へ](#)

( 有価証券関係 )

前中間会計期間、当中間会計期間及び前年度のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはない。

( 1株当たり情報 )

平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額 11円46銭	1株当たり純資産額 57円97銭	1株当たり純資産額 46円09銭
1株当たり中間純損失金額 81円22銭	1株当たり中間純損失金額 14円97銭	1株当たり当期純損失金額 215円41銭
(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式はあるものの中間純損失を計上しているため記載していない。	(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載していない。	(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については当期純損失のため記載していない。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	平成16年度中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	平成17年度中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	平成16年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり中間(当期)純損失金額			
中間(当期)純損失(百万円)	151,787	64,185	526,225
普通株主に帰属しない金額(百万円)			
普通株式に係る中間(当期)純損失(百万円)	151,787	64,185	526,225
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,868,896	4,287,398	2,442,865
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第1回B種優先株式 第2回B種優先株式 第3回B種優先株式 第1回G種優先株式</p> <p>上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況」に記載のとおり。</p>	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第2回B種優先株式 第3回B種優先株式 第1回G種優先株式 第2回G種優先株式 第3回G種優先株式</p> <p>上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況」に記載のとおり。</p>	<p>優先株式</p> <p>第1回A種優先株式 第2回A種優先株式 第3回A種優先株式 第2回B種優先株式 第3回B種優先株式 第1回G種優先株式 第2回G種優先株式 第3回G種優先株式</p> <p>上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (1) 株式の総数等」に記載のとおり。</p> <p>新株予約権</p> <p>新株予約権の概要は、「第4 提出会社の状況 1. 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況」に記載のとおり。</p>

( 重要な後発事象 )

<p>平成16年度中間会計期間 ( 自 平成16年 4 月 1 日 至 平成16年 9 月30日 )</p>	<p>平成17年度中間会計期間 ( 自 平成17年 4 月 1 日 至 平成17年 9 月30日 )</p>	<p>平成16年度 ( 自 平成16年 4 月 1 日 至 平成17年 3 月31日 )</p>
<p>1. 固定資産(品川本社土地)の譲渡            当社は三菱商事株式会社と共に、12月17日、モルガン・スタンレーグループの関連会社が運営する不動産投資ファンド出資の特別目的会社との間で、品川本社の土地を含む品川三菱ビルに関する信託受益権の売買契約を締結した。            当社は三菱商事株式会社と品川三菱ビル及びその敷地の一括した不動産信託化を行い、その信託受益権のうち当社持分である約35.8%の土地部分を売却予定である。            当社は、1999年3月に三菱商事株式会社、三菱重工工業株式会社と共に、日本国有鉄道清算事業団から当該土地を取得し、三菱商事株式会社によるビル建設後、品川本社(品川三菱ビル)として賃借入居し現在に至っている。            なお、当社は3社で取得した土地のうち当社持分を売却した後、現在使用しているビル部分について引き続き購入先のグループ会社から賃借を受ける予定である。固定資産譲渡の理由、概要は以下のとおりである。</p> <p>(1) 譲渡の理由            当社グループ事業再生計画に基づく資産圧縮とキャッシュフロー改善のため</p> <p>(2) 譲渡資産の内容            資産内容 品川本社(品川三菱ビル)土地            3社共有20,476.14平方メートルのうちの当社持分19/53            所在地 東京都港区港南二丁目16-3 他3筆            帳簿価額 29,943百万円            譲渡予定価額 30,021百万円</p> <p>(3) 譲渡形式及び譲渡先概要            譲渡形式 信託受益権売買方式            信託先 モルガン信託銀行株式会社            受益権譲渡先 大手町ホールディング特定目的会社</p> <p>(4) 譲渡日程            2004年 12月17日 売買契約締結            2005年 1月31日 物件引渡予定</p> <p>(5) 今後の見通し            本件売却による影響額は当期の業績見通しに既に織り込み済みである。</p>	<p>優先株式から普通株式への転換等            平成17年10月1日以降12月12日までの間に優先株式            第1回A種 50,000株            第2回A種 2,500株            第2回B種 3,300株            第3回B種 39,100株            が普通株式に転換されたこと等により、普通株式の発行済株式総数が1,017,620,563株増加し5,403,369,582株となった。</p>	<p>該当事項はない。</p>

<p>平成16年度中間会計期間  (自 平成16年 4月 1日  至 平成16年 9月30日)</p>	<p>平成17年度中間会計期間  (自 平成17年 4月 1日  至 平成17年 9月30日)</p>	<p>平成16年度  (自 平成16年 4月 1日  至 平成17年 3月31日)</p>
<p>追加情報  ダイムラークライスラー・アーゲーと当社間の三菱ふそうトラック・バス株式売買契約に関する件  ダイムラークライスラー・アーゲーから、三菱ふそうトラック・バス株式会社の品質問題に関して、ダイムラークライスラー・アーゲーと当社間の三菱ふそうトラック・バス株式売買契約に基づいて補償請求を行うか否かを検討している旨の通知を平成16年6月7日に受けた。  今後実際に請求がなされるかは明らかではなく、また、あるとした場合でも、請求の具体的な内容は現時点で不明である。</p>		

(2) 【その他】

該当事項はない。

## 第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

平成16年度（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）平成17年6月24日関東財務局に提出

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

平成17年6月20日関東財務局に提出

自平成15年4月1日至平成16年3月31日事業年度(平成15年度)の有価証券報告書に係る訂正報告書である。

平成17年7月6日関東財務局に提出

自平成16年4月1日至平成17年3月31日事業年度(平成16年度)の有価証券報告書に係る訂正報告書である。

平成17年7月12日関東財務局に提出

自平成16年4月1日至平成17年3月31日事業年度(平成16年度)の有価証券報告書に係る訂正報告書である。

平成17年9月22日関東財務局に提出

自平成16年4月1日至平成17年3月31日事業年度(平成16年度)の有価証券報告書に係る訂正報告書である。

(3) 半期報告書の訂正報告書

平成17年6月20日関東財務局に提出

自平成16年4月1日至平成16年9月30日事業年度(平成16年度)の半期報告書に係る訂正報告書である。

平成17年9月22日関東財務局に提出

自平成16年4月1日至平成16年9月30日事業年度(平成16年度)の半期報告書に係る訂正報告書である。

(4) 臨時報告書

平成17年4月7日関東財務局に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき提出するものである。

平成17年11月16日関東財務局に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものである。

平成17年12月14日関東財務局に提出

証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものである。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成17年6月20日関東財務局に提出

平成17年4月7日の臨時報告書に係る訂正報告書である。

(6) 訂正発行登録書

平成17年4月7日、平成17年6月20日、平成17年6月24日、平成17年7月6日、平成17年7月12日、平成17年9月22日、平成17年11月16日及び平成17年12月14日関東財務局に提出

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はない。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月29日

三菱自動車工業株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森本 民雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宇佐美 豊 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は、前連結会計年度において215,424百万円の当期純損失を計上した。当中間連結会計期間においても178,791百万円の中間純損失を計上し、また、営業キャッシュ・フローは118,817百万円のマイナスとなった。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

三菱自動車工業株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 俊夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は前々連結会計年度において215,424百万円、前連結会計年度において474,785百万円の当期純損失を計上し、また当中間連結会計期間においても63,771百万円の中間純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していない。
2. 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、会社は当連結中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月29日

三菱自動車工業株式会社

取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森本 民雄 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宇佐美 豊 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの平成16年度の間国会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成16年4月1日から平成16年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 追記情報

「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は、前年度において213,097百万円の当期純損失を計上した。当中国会計期間においても151,787百万円の中間純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月21日

三菱自動車工業株式会社  
取締役会 御中

## 新日本監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松村 俊夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 満夫 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 上田 雅之 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂本 邦夫 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三菱自動車工業株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの平成17年度の中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱自動車工業株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年4月1日から平成17年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

- 「継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況」に記載のとおり、会社は前々年度において213,097百万円、前年度において526,225百万円の当期純損失を計上し、また当中間会計期間においても64,185百万円の中間純損失を計上した。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消するための経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映していない。
- 「中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管している。